

平成25年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月12日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月12日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	水野智見
	3番	戸谷裕治	4番	安藤洋一
	5番	佐藤茂	6番	山田新太郎
	7番	伊藤俊一	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	政策推進 課 長	黒川 静一
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税務課長	服部 康彦
		次 長 兼 総務課長	江上 文啓	安心安全 課 長	岡村 智彦
	民 生 部	部 長	佐藤 一夫	次 長 兼 環境課長	上田 実
		次 長 兼 健康推進 課 長	川合 保	次 長 兼 子育て 推進課長	鈴木 利彦
		高 齢 介 護 課 長	能島 頼子	住民課長	伊藤 満
		保 險 医 療 課 長	山本 章人		
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 まちづく り推 進課 長	志治 正弘
		土 木 農 政 課 長	伊藤 保彦		
	上下水道部	次 長	絹川 靖夫	水道課長	佐藤 正樹
	消 防 本 部	消 防 長	大橋 清	次 長 兼 消防署長	坪井 利親
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	部 長 兼 教育課長	鈴木 智久
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	中村英子	①猛暑の夏、学習環境にもっと配慮を！！……………	55
		②引き続きK社の騒音問題について……………	69
2	松本正美	①避難対策は万全か……………	82
		②健康予防の推進を図れ……………	97
3	水野智見	舟入地区整備について……………	106
4	山田新太郎	①自転車通学に免許証を……………	117
		②本町地区公共用地取得について……………	125
5	安藤洋一	蟹江町の水道整備計画を問う……………	131
6	戸谷裕治	人口減少に今から対応せよ！！……………	136

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成25年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いします。

西尾張CATV株式会社より、本日及びあしたの撮影、放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放映することを許可いたしました。

ここで、4日に発令されました大雨洪水警報による被害状況の報告の申し出がありましたので、許可いたします。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ご報告を申し上げます。

先週の9月4日、水曜日でございますが、9月4日に発生をいたしました大雨による被害の状況及びその対応についてご報告を申し上げます。

先日の4日、東海地方を中心に記録的な大雨が発生をいたしました。その原因といたしましては、台風17号が低気圧に変わり、その影響で東海地方上空の積乱雲が南北に帯状に発達、通過速度が遅いために、狭い地区で激しい雨が長く降り続いたのが原因といわれています。

蟹江町におきましても、降り始めから終わりまで総雨量115.5ミリ、時間雨量最大で1時間に54.5ミリの雨が観測されたわけでございます。その間蟹江町では、名古屋地方気象台が発表した14時26分の大雨注意報、洪水注意報を契機に初動態勢に入りました。災害対策本部を解散する21時35分まで非常配備態勢をとり、災害に備えたわけでございます。

被害の状況でございますが、幸い人的被害はございませんでした。道路冠水箇所39カ所及び通行不能箇所が3カ所、住宅の被害といたしましては、床下浸水が8棟の状況でございました。幸い蟹江町では被害が最小限に済んだものの、名古屋市では都心部で浸水による被害が発生、公共交通機関が混乱するなど大きな影響が出たことは、テレビや新聞報道などで皆様よくご存じのとおりでございます。

また、今回は初めて避難準備情報というものを発表させていただきました。この避難準備情報とは、蟹江川、日光川などの河川水位が大雨などによって上昇し、氾濫するおそれが予想されるとき、事前にそのことを皆様にお知らせし、万が一のときのための準備をしていただくものでございます。

今回は、蟹江川流域を対象にお知らせをいたしました。お知らせの方法といたしましては、9月1日に運用を開始いたしました蟹江町防災情報メール、これは携帯電話やパソコンを利用したエリアメールでございますが、それと、町のホームページ、それから、今回あります

グローバールテレビの文字放送、また、ことし4月から海部地域の4市2町1村と連携で協働で誕生いたしました地域のFMラジオ放送、FMななみでもお知らせをしております。お知らせの後、複数の住民からお問い合わせがあり、結果、数名の方が事前に準備した指定の避難所に避難された状況となっております。

最近のゲリラ豪雨の多発など、異常気象による災害が発生の頻度が高まる中、できるだけ速やかに情報を収集するとともに、住民の皆様へお知らせし、少しでも被害を少なくするよう、安心・安全なまちづくりに努めてまいりますので、議員各位におかれましても、さらなるご理解とご協力をお願いし、ご報告とさせていただきます。

○議長 高阪康彦君

これで行政報告を終わります。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁される皆さんに、議長と広報委員長からお願いいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力ください。

それでは、順次発言を許可いたします。

質問1番 中村英子君の1問目、「猛暑の夏、学習環境にもっと配慮を！！」を許可いたします。

中村英子君、質問席へお着きください。

○8番 中村英子君

8番 中村でございます。

おはようございます。きょうの一般質問、一番最初ということでもありますので、順次1問目から進めさせていただきたいと思っております。

1問目ですけれども、タイトルは、猛暑の夏でしたので、学習環境はどうなんだろうという視点から、もう少し配慮が必要なのかもしれないというような視点から、質問を出させていただきます。この質問の1番の中にも大きく2つの項目を通告をいたしております。

1つは、小学校のエアコンの設置についてということでもあります。

本当に、今涼しくなりましたが、思い返してみますと大変暑い夏でしたね。7月の中旬くらいからもう既に35度を超える日が1週間もあったというようなことでもありますし、また、8月に入ってから大変暑い日が続きました。名古屋の気象台の発表によりますと、ことしは7月、8月の2カ月間で35度以上というのが26日あったと、そのように新聞で発表をされております。また、その上、名古屋の特徴として湿度が大変に高いというようなこと

もありますので、両方あわせて、非常に厳しい暑さだったというふうに思います。

このようにひどい暑さですので、当然学校の教室の暑さも大変なものになっているんだろうなと想像できるわけですがけれども、授業や子供たちに健康に影響が出てくることもあり得るのではないかと、そのように思いますけれども、この心配も実はことしだけのことでなくて、もう非常に地球が温暖化しているという影響のせいかもしれませんけれども、もう数年前から暑さということが厳しくなっているというようなことであります。

そこで、ちょっと議会の経過も見てみますと、平成22年の12月議会ですが、このとき当時の林英子議員が、各学校の教室には扇風機ではなくてエアコンの設置が必要ではないかというような質問をいたしております。これは林さんです。林さんもこのようにいろいろ気をここに持ってきておまして、このような質問をしておりますので、今回も林議員がというふうに思うんですけども、残念ながら今いらっしゃらないということですので、私からの質問というようなことにもなると思いますが、林英子議員がもう22年の段階でエアコンの設置は必要ではないかというような質問をしました。

この質問に対して、教育長の答弁があります。

それを見てみますと、エアコンについては大変なお金になるのではないかと思っているが、そういう計画を1年ではなくて、3年、4年の計画でいきたいと。来年度は扇風機を小学校に全部つけたいというような答弁をされております。そのような答弁がありました後に、その答弁どおり、23年度全小学校に扇風機の設置がされました。そして、中学校のほうも2つの中学校の教室に空調を整備すると。エアコンの整備をするというようなことがありました。

そこで、質問をいたしますけれども、まず、小学校に扇風機をつけたことによりまして、学習環境というのはどの程度改善されたんでしょうか。そして、その効果について、それは十分なものであったのかどうなのか、その効果について、まずお伺いをしたいと思います。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

23年の6月に扇風機を設置しまして、その後、学校を訪れた際には、子供や先生方に教室環境の変化について感想などを求めました。今回、議員のほうからも改めて質問をいただきましたので、学校のほうに設置の前後で教室環境がどのように変わったかということで、率直な感想を求めましたので、その回答をいただきましたから、ちょっとご報告をさせていただきます。

まず、改善されたと思うところということでは、涼しくなってよかった、快適に過ごせるようになった、授業に集中できるようになった、気温が高いときには熱風になるが、風があるだけでも随分違う、それから、もう一つ、プールに入った後、髪の毛がすぐ乾くのでうれしいといった、本当にかわいらしい感想もいただきました。ですので、設置直後に私どもが聞いたような感想とほぼ同じようなことで、変わりはありませんでした。しかし、設置を喜

びつつも、風量を強にすると、机の上に置いたプリントなどが飛ばされる、それから、室温が上がり過ぎると暑い空気が泳いでいるだけで、といったような感想がありました。

扇風機の設置の効果につきましては、扇風機のないときに比べれば効果はあったという感想が聞かれたものですので、私もそのように思いますが、議員が言われましたように、ことしの夏は本当に暑うございました。7月に入りまして、猛暑日が夏休み前でも3日間ぐらい続いたように覚えております。ですので、こういうような強烈な暑さの中ではやはり余り効果が実感できなかったのではないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○8番 中村英子君

今答弁ですけれども、つけたんですから、そりゃ、つけないときに比べてよかった点もそれはあったかとは思いますが、ちょっと暑いときの実感はどうなんだろうなということもあります。

そこで、ちょっと次の質問ですけれども、ことしの夏、小学校の教室の温度ということについて、教育委員会では調査を行いましたでしょうか、どうでしょうか。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

本当に、先ほど言いましたように大変暑い日が続きましたので、各小学校のほうには、7月の1日から夏休み入ります7月の19日まで、教室の温度、それから子供たちのそういうような健康状態については調査をさせていただいております。

以上です。

○8番 中村英子君

では、そんなに細かくは要らないんですけれども、その調査で大体教室の温度というのは、学校によって違うかもわかりませんが、おおむね教室の温度というのはどれぐらいだったんでしょうか。何度から何度ぐらいまでというような答え方をいただければよろしいと思いますので、あんまり細かいことは要りませんが。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

先ほど言われた名古屋の气象台のほうですと、7月の7日から7月の12日、この6日間が35度を超えます猛暑日です。大体この辺のところでは学校のほうの室温を見てみますと、7月の6日、7日は土日ですので、それ以降ですと36度から37度です。それ以外につきましては、大体28度から33度程度ということになっております。

以上です。

○8番 中村英子君

そうですね。今、部長が言われましたけれども、学校の教室の温度ですが、暑いときに35度から36度ぐらいあったときが1日、2日あったみたいなお答弁だったと思うんですが、実は、学校も温度というものをいつも記録をしていると思うんです。子供たちの健康とか、そ

の日のいろいろな行事について温度を記録しておりますよね。その記録に基づくものを今言っていたのかどうかわからないんですけども、実はこの記録というのが、朝の8時30分にはかって記録されているものなんですよね。これは私学校へお尋ねして、その実態というものをじか聞いておりますので、大体朝8時30分に記録したものであります。ですから、朝8時30分は非常に温度的には低い状態で記録されておりますが、例えば本当に今言われましたように、7月の大変中旬の暑い時期ですが、朝で31度から34度ぐらいあったと。その次の週も30度から31度ぐらいあったと。これが午後の2時ぐらいになったら一体どうなるんだろうということになりますと、教室の暑さはもう必ず35度を超えまして、37度とか、38度とか、そのような状態になっているのではないかと思うんです。

それで、もう一回お伺いするんですけども、教育委員会方々は体感をしているんですかね、報告だけをいただいているんですか。自分が行ってそこを体感しているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

それにつきまして、体感のほうはさせていただいておりません。

○8番 中村英子君

実は、この体感ということが、行ってその状態を感じてくる、見てくるということが大変大事でありまして、私も学校にお邪魔いたしました。これは夏休みの日でしたので、生徒のいない日お邪魔したんですけども、私行ったのは2校に行ったわけですけども、その2校で、その日の温度がどうだったかというんですが、これは8月のある暑い日だったんですけども、大体2校の小学校とも最上階の照り返しのあるところは40度というのを記録してたんです。これは備えつけの温度計であります。持っていつてはかったわけではない。備えつけの温度計で40度というものを記録しておりました。

これは当日、もちろん夏休みですので、閉めておった状態ですので40度だったと思うんですけども、しかし、風がない日ですと、幾ら窓をあけましてもそんなには気温は下がらない状態だというふうに、私体感をしてきてるんですね。そして、音楽室だとか、いろいろあるんですけども、その部屋のガラスなんですけど、さわると暑いんです。もう戸も暑いんですし、すべて暑いんです。例えば音楽室なんかは、本当に今答弁されましたように、風が強いと楽譜が飛ぶので余り扇風機は使えないという状態なんです。授業でも余り扇風機が強くなると、それは使えないということもあるんです。

それで、実際に教室の椅子に座って温度を確認しましたが、確かに30度とか、31度のときは、扇風機が教室には家庭用ぐらいの小さなのが4つついているんですけども、確かに30度か31度のときは風が来て涼やかな感じはしたんですけども、36度、37度と上がったら、熱風回っただけ、何にも、かえって息苦しいみたいな状態なんです。ですから、ここはきちんと教育を担当する者は現場を体感していただいて、実際に何が必要かと、どういう手だ

てをすればいいかということを検討していただきたいなど、そういうふうに私は思っております。

そこで、次にエアコンの話になるわけですが、今最初に申し上げましたように、教育長のほうは、計画的にエアコンは入れていきたいというお話もあったわけですが、このエアコンの設置について、それではどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

まず、海部地区の小学校のお話をさせていただきますと、一部でも普通教室にエアコンが入っている自治体というのは蟹江町と飛島村です。中には扇風機も入っていないというふうな自治体があるということも聞いております。ご承知ですが、蟹江町では平成16年に蟹江小学校の北館、それから、平成18年に須西小学校の中館を新築した際にはエアコンを入れさせていただいております。両中学校には平成24年までには普通教室にエアコンを設置している。

ところで本年度、特に議員言われるように天候不順ということで猛暑が続き、議員が実際に学校のほうへ出向かれ、そういうような気温を体験されたと。1つ、訂正ということではないんですが、先ほど、ことしの猛暑日には伺っておりませんが、学校のほうへ全く訪問していないというわけではございませんので、場合によって学校のほうへ訪問して、そんな体感はさせていただいておりますので、ちょっと1つだけ申し添えさせていただきます。

そういうところで、今後につきましては、授業へのそういう集中力の低下、それからまた、両中学校にはエアコンが入っているということと、小学校には一部でもありますけれども、須西、それから蟹江小学校のほうへエアコンは備えているということは、このような状況から、教育委員会としましては、すぐとはいきませんが、平成の27年度から計画的にエアコンを設置したいというふうに考えております。当然、財政当局との相談をした上ということになりますので、その辺のところを今のところは考えておるところでございます。

以上です。

○8番 中村英子君

学校によって新たに新しくつくったところに入っていることは承知しております。全く入っていないところもありますし、それは承知しておりますので、新しい校舎をつくって、入っている校舎と入っていない校舎が同じ小学校の敷地内にあるということもありますけれども、それは涼んでいただくことはできると思うんです。何かのことで工夫しながらエアコンのあるところに涼んでもらうということはできますので、それは承知しておりますけれども、また、全くそれもエアコンもほとんどないような学校もありますので、つけるというような予定であれば、それはそれですが、そうではなくて、子供をそんな甘やかしちゃ

いかんとか、この暑さも耐えろとか、余りそういうようなことをおっしゃられればそれはそれの一つの主張でありますので、そうかなと思うんですけれども、しかし、つけるつもりであると、27年、28年には小学校のほうにつけていきたい。2年間で全部つけるのか、どういふことかわからないですけれども、つけていきたいというようなお話ですね。

そこで、学校の記録によりまして、気分が悪くなったり、それから、体調悪くなって保健室に行った子供の数というのも結構出てきていると思うんです。おうちの中がもうみんなエアコンになっておりますので、みんなそういう涼しいところから来て、朝から朝礼のときに倒れるとか、いろいろそういったような問題も出てくるかと思っておりますので、でき得る限り早目にエアコンの設置も必要ではないかというふうに思いますが。

そこで、エアコンを設置すると、そういう気持ちがあるということであれば、今何か27年28年と言いましたけれども、24年、25年度でもうそれは実行していくべきではなかったかというふうに思いますが、なぜ24、25というのにエアコンの設置を予算計上することができなかったのでしょうか。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

まず、24年度につきましては、中学校のほうの整備をさせていただきましたので、小学校のほうまでには、ということでございます。それと、25年度、今年度につきましては、やはりまだ、扇風機をつけたということと、それから、これまでの3カ年の平均気温とかなにか調べてみますと、ことしほど、夏休みの間ですけれども、そんなに高くはなかったということ、それから、やはり学校のほうにも先ほどのアンケート、感想でないんですけれども、ある程度の効果は出てたということで聞いておりましたので、ことしほどそういう必要に迫られてというところまではちょっと考えにならなかったというところでございます。

以上です。

○8番 中村英子君

それは少し甘いのではないですか。もう既に、先ほども言いましたように、日本列島暑くなっていると、オーバーヒートしていると。もう何年も前からこの暑さというもの、特にことし暑かったんで、21年か22年もかなり暑かったですよね。もう非常に暑い日が続くということは、もう数年も前にわかっていたわけですよ。だから、ことしは特に暑かったからと、エアコンを入れるという話ではないでしょう。もっと前に皆さんはエアコンは必要だと言って、教育長も年次計画でやりたいというふうにおっしゃっていたわけですから、24、25に予算化していけば、少なくとも1校や2校はもう既にことしの夏はエアコンという状態にできたのではないかと思うんですよ。

24年度は確かに繰越明許で中学校の費用、2,000万か3,000万ぐらい出てますよね。これは繰越明許で出ています。23年度にまたそれは出てるんです。その前年度にやって確かに24年度はその繰越明許の関係では出てますけれども、ここで24年度、25年度にエアコンの予算が

計上できないはずがないというふうに私は思うんです。

今の答弁ですと、非常にもっとなぜ27年、28年でいいんだというような考え方ではなくて、予算要求を町長部局にはこれはしているんでしょうか、してないんでしょうか。そして、してて予算がないということなのか、そうではなくて、つけるつもりがなかったということなんでしょうか。その辺を明らかにしてほしいと思う。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

まず、エアコン、今年度予算をつけてないかとかいうお話なんですけれども、今、他のほうの非構造材のほうの飛散防止ということで、学校のほうのそういう災害に強くなるようなそういうようなところで予算をとって工事のほうを進めさせております。そういうふうな関係もございまして、やはり限られた予算の中でエアコンをやり、非構造材のフィルムも張り、そういうようなもろもろでもって教育のほうにお金が潤沢にいただけるのかどうかというところもありましたので、順序を追ってそういうところから着手をさせていただいたというところがございますので、我々が考えておりました予算の配分とありますが、つけ方の中での順位づけというところで、エアコンのことにつきましては、後になったというふうなところでございます。

○8番 中村英子君

生活保護という制度があります。この生活保護は、以前はエアコンの設置というのは認められてなかったんですよね。生活保護の対象になるについては、さまざまな持っただけはいけな物というのがあったんですけれども、その中でもエアコンの設置というのは認められてなかったんです。でも、今はエアコンの設置というのは生活保護世帯でも必要ですよということになって、そして、それは生活必需品という形で認識されるようになってきているわけですよ。

ですから、今答弁されましたけれども、これはもう生活必需品というのが今の時代になってしまっているのではないかと思います。そうすると、生活必需品というものは、後回しにすることができません。ですから、耐震のことはやらなきゃいけなし、飛散防止もやらなきゃ、いろいろあるんだよということでもありますけれども、しかし、日々の学習について、手当をしていくと、そのことを優先すべきだというふうに考えるわけですよ。ですから、町長も同じような理解を持っているかどうかわかりませんが、教育委員会から予算要求がありましたら、もう26年度からこれをつけてやってほしいんです、たとえ1校でも。少しずつでもこれを26年度から予算をつけてやっていく方向でぜひとも検討していただきたいと思います。

蟹江町の予算情勢、財政情勢を見ますと、このエアコンがつけられないというような財政情勢にはなっていないと。これはまた決算のときにちょっと申し上げたいと思いますので、でき得るだけ早く、26年度に予算をつけてもらうようお願いしたいと思います。

それから、この学校が余りにも暑過ぎるということで、父兄の方から教育委員会に問い合わせがあったというふうに、私はあるお手紙をいただいて知りましたが、教育委員会のほうにエアコンの計画はどうなっているかというような電話やお問い合わせがあった事実はありませんでしょうか。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

1件ございました。

○8番 中村英子君

そのとき、どなたが対応されましたでしょうかね。ちょっとこれは非常に蟹江町らしいといえらしいんですけれども、この対応について、余りにもずさんではないかというお手紙が私のほうに来ておまして、この内容ですけれども、ちょっと時間かかるが読んでみますが、小学校へのエアコンの導入計画はどうなっているのかとお尋ねしたら、検討中であると。扇風機を設置したばかりなので、すぐには難しいと答えた。次に、質問する方、親御さんが検討中とのことであるが、費用面の概算を把握した上で議論は進んでいるんですかと聞いたら、見積もりはまだとっていない、議論はまだこれからである。次に、質問ですね、体力面を考えれば、優先的に小学生低学年を整備すべきではなかったのかと言ったら、答えですよ、私は当時いなかったの経緯がわからない。次の親御さんの質問は、扇風機を設置する前後で必要の状態は改善されましたかと聞いたら、お答えですよ、役場の職員ですよ、教育課の。計測データを持っていないのでわからんというふうに答える。次の親御さんの質問は、体感的にはどうでしたかと。あなたは実際の効果は自身で体験しましたかと聞いたら、職員の答えです、学校には足を運んでいないのでよくわからないと。そして、次も親御さんですけれども、教室の温度は何か基準があるのではないですかと。これは国が基準しているのではないですかということですから、職員の答えですね。あるかもしれないが、蟹江に限って基準を守れていないわけではないので、というふうに答えているというんですよ。

この方は、町側のこんなずさんな回答で、本当に腹が立ったということをおっしゃっているんですけれども、子供さんのことを環境を心配してお問い合わせしたその教育課の担当は、どなたがこのようなことを親御さんに言うんでしょうかね。これは私、どうして今回取り上げたかという、こういう役場の職員の対応が余りにも悪いという話は年に何件も聞いているんです。もうずっと聞いてしますよ。ですから、この人が書かれてきたことに、私はうそはないのではないかと思って取り上げさせていただいてるんですけれども、教育課の対応というのはこういうものなんですかね。どうでしょうか。どなたがこのようなことを対応してるんですか。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

最終的には私のほうからお答えをさせていただきました。

まず、予算に関しましては、全く見積もりがとっていないわけではなくて、一部もう平成の

22年度の段階で予算のほうはとらさせていただいている部分もございます。

それから、今後の計画についてということでございますが、これにつきましても、23年のときに扇風機をつけさせていただいておりますので、その後、早急にエアコンをというふうなことは、まずは考えてないというふうなお話はさせていただきました。

ただ、学校のほうへ全く訪問してないかという話ですけれども、先ほど言いましたように、その都度学校のほうへ行って、教室の温度がどうだというふうなそういうような確認の方法はさせていただいておりますけれども、学校のほうへは随時訪問させていただいて、教室へ入らないまでも、学校の中でのそういうようなところを見させていただいているところでございます。

それから、質問につきましては、そのようなやりとりがあったかどうかちょっと記憶にないんですけれども、基本的には学校のほうで室温のほうの計測はさせていただいておりますので、その結果としては学校のほうに持っている……

○8番 中村英子君

応対はどうだったかと言っているんです、中味のことを言っていないので。そういう親に対する応対がね、回答の仕方ということについて今言っているんです。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

そのような答弁の仕方があったかどうかということはちょっと定かでないんですけれども、答えとしてはさせていただいたことは記憶しております。

以上です。

○8番 中村英子君

今の答弁では、27、28年度には入れていきたいということを言われましたよね。じゃどうして親御さんから電話がかかってきたときに、暑くて申しわけないと、このような計画をしていますのでというような、相手に対する話し方、相手に対する応対の仕方というのは非常に問題ではないですか。もう少しあなた、大切に親からの発言というものは受け取るべきじゃないですか。こういう苦情が来るような役場の対応では、本当に気分が、蟹江町に住んでよかったとかいろいろ言っていますけれども、なりませんよ。1人の親からの質問に対しても教育委員会としては、教育委員会ですからね、特に、対応してもらいたいと、そういうふうに思います。

このお手紙は、林議員と間違えて私のところへ来ました。林さんだと思ってきましたけれども、ちょっと私のところへ来ましたので、ちょっとお読みをしました。

次に、蟹江中の体育館の気温と対策についてということですが、この夏も蟹江中体育館の温度や湿度の調査というものをしましたでしょうか。まずお伺いします。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

蟹江中学校の体育館の中の温度の計測は行っておりません。

以上です。

○8番 中村英子君

私もこの体育館に出向いてきまして、実際にそこで温度計で体育館の温度、湿度、風の状態を調べてきましたけれども、この日はもう大変暑い日でしたけれども、この日屋外38.1度でした。ですけれども、風がありましたので、ちょっとよかったですけど、体育館の中に入りましたら、サウナのようでした。サウナに入ってくるような感じでした。そこで、先生にお願いして持って来てもらった温度計、そこには備え付けはありませんので、持って来てもらった温度計で20分間ぐらいはかかっていただいたところ、37度で湿度50%というところを出したんですけど、先生、37度でも打ち切っちゃったんですね。もう37度ぐらいでというような感じで。これはもっとあったと思います。37度から40度近い気温の中にありまして、バスケットボールの練習をその中でやっていたわけですけども、どうしてこの蟹江中の体育館というものは非常に暑いということ、前から問題があるということ、指摘されているにもかかわらず、こんなに暑い夏にあの蟹江中の体育館の状況がどうなっているんだろうという事の調査をなぜしないんですか、お伺いします。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

体育館の中の温度につきましては、これは温度を学校のほうで全く調べてないわけではなくて、運動する際にはやはり熱中症を心配しますので、熱中症の対策として体育館内の温度をはかって、それで、環境省が示しております熱中症指数、これに基づいて運動のほうの管理、調整を行っておりますので、何も行ってない体育館の中の温度を図るということは学校のほうもしておりません。

以上です。

○8番 中村英子君

私が言っていることは、この体育館をつくった町の責任ですよ。体育館をつくった者として実態はどうなんだろうかということを見ていく、その必要があるんじゃないかというふうに思うんですよ。

この蟹江中の体育館を建設する当時ですけども、設計が出てきた時点で、私は南側の壁をシャットアウトし、北もほとんど壁の状態、このような風の通らない体育館はだめだと、こんなことしちゃいけないということを強く言った覚えがあります。それで、当時の教育担当だった伊藤室長ですかね、現在の政策推進室長は、南と北に何か風の流れをつくってあると、だからそんなに心配しなくていいよというようなことで、設計図どおりにしました。

しかし、実際はさっきも言いましたように、サウナのように暑くて、今、部長の答弁もありましたけれども、熱中症というのを物すごい先生心配されてるんですね。もう先生がストレス、何かあったらいかんということで。この暑さの中で、先生も汗だくですけども、まず先生が物すごくストレスで心配しているわけ。すごい暑さの中、ぎりぎりの状態の中でや

っているんです。そして、評判をちょっと聞いてみますと、これはもう今蟹江中の先生ではない先生からの評判ですけれども、蟹江中の体育館は恐ろしいと、本当にひどい暑さということで、感想も実はいただいているわけなんです。

当日そこに行ったときですが、サウナのような感じなんですけど、下のほうはサウナのほうで、2階のほうは、上のほうが全部ガラス張りになってて、窓は小さくあいているんです。風を通すところは小さくあいてて、全部上がガラス張り。ですから、ガラスから太陽がきますので、当然カーテンをして太陽を防ぐわけですけれども、上のほうはカーテンが揺れてたんですよ。上のほうは風が通っていると先生も言ってましたけれども、下は全くだめ。上は風がちょっとゆらゆらと。窓自体も小さいですよ。カーテンをあけておくと、温室みたいになっちゃいますので、さらに気温が高くなるんです。上のほうは風がちょっとちらちらとカーテンが揺れていたと。

そういうことなんですけど、私はこの蟹江町の体育館、見かけは非常によかったかもしれないんですけど、機能性と使い勝手においても失敗だというふうに私思ってるんですよ。この蟹江中体育館の設計、構造上のことについて、感想があったら伺いをしたいと思います。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

体育館についての感想ということなんですけども、まず、風が確かに体育館のほうをお邪魔させていただいたときには、上層部、窓をあけてカーテンが揺らいでおりましたので、風は入ってました。ただ、議員言われるように、アリーナ、下のほうは風が通ってなかったです。ただし、蟹江中学校の体育館のところには換気をもたらします排気ファンがつけてございますので、そういうようなところから、多分以前にも答弁させていただいていると思いますけれども、そちらのほうを回して、風は起こらないまでも空気の流れをつくっておるというようなこととございますので、決してアリーナのほうは風がないから間違いじゃないかということにはならないと思います。

というのは、一般的な体育館というのは、北南に開口部がつけてございまして、風通しをよくしていると。東西のところに器具庫をつくったり、舞台をつくったりというようなこととございます。蟹江中学校の場合はそういう構造になっておりませんが、そういうようなことを計算の上で設計されていると聞いておりますし、思います。そういうところでございます。

○議長 高阪康彦君

中村英子君、あと5分です。

○8番 中村英子君

10分と書いてある。

○議長 高阪康彦君

5分程度。

○8番 中村英子君

少し認識が不足してませんか。実際にそこに使ってみえる人の立場になることができないでしょうか。大変な体育館の暑さですよ。よその体育館の風通しに比べたら、全くサウナみたいに風なんか1ミリも吹きませんよ、下のほうは。その中で毎日毎日運動して、子供は元気でいいかもしれないけど、先生が本当にストレスになって、何かあったら困ると。外も暑いんですよ。実際に外で運動することも暑いんですけども、外は風があつたりすることがあるし、木陰があつたりするんですけど、中は全然ですわ、蒸れてる感じですよ。

ですから、私はこういうものをつくるときの設計が、本当に使う人の身になって使い勝手のいいものに設計を発注してるのかどうかということに非常に疑問を持つわけです。すべて設計業者に任せて、形のいいものをつくって、委託して、お任せだよという姿勢がどうしてもここに見え隠れするわけですよ。私だったらあんな体育館作りませんよ。もうひどいもん。後から言われちゃいますよ、みんなおとなしいから何にも言わない、私が文句言ってるだけかもしれないけれども、あんな体育館作りません、恐ろしいですよ。そのことを問題がないと。空気の流れもつくっているし、よかったというか、問題ないというようなそんなような答弁では、私本当に納得できないです。もっとじゃ今からでもここをもう少し涼しくするような気温を下げるような対策というものを打つべきじゃないですか。

扇風機の大きなの2つあったんですけど、それをふやすのか、どういう形か知れませんが、現場の先生に聞いて相談しながら、もう少しこの暑さに対する対策をしないといけないと。それがああいう体育館をつくった者の責任だというふうに私は思いますけれども、そういうふうな考えを持たない、それから体育館に行って、この暑さでも気温を調べないと。あなた、これを使ってくださっている人が一体どうなんだろうかということは何にも認識しないということすら不思議ですよ。もう少し実態と使う人の身になった物事のやり方をしてもらえないかというふうに思います。

それで、これはちょっとうわさ話で聞いたところでよりますので、確かな情報ではないですけども、この体育館の最初につくったときの設計ですけど、空調設備がそのままはめ込む構造につくってあるというようなことを言う人がいたんですけども、これは私はわかりませんので、当時からそんなふうには聞いた記憶もありませんので、実際には、じゃこれは空調を入れるということを前提にしてつくったものなのか、そうではないのかというところをちょっと明らかにしたいと思いますので、それについて答弁をお願いします。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

空調を設備するという前提のもとでつくられている構造ではございません。これは設計のほうにも確認しております。

以上です。

○8番 中村英子君

私は余りにもああいう体育館をつくったので、空調をもう入れるつもりでやったのかなと、そのうわさは本当かなと思ったんですね。あれではちょっと使えないというふうに思ったんですけど、じゃ空調なんか入れようとすれば、また別途にべらぼうなお金がかかるわけで、そこまでは現在言わないですけど、この暑さ対策ということについては、皆さんもっと取り組まなきゃいけないですよ、蟹江中学校の体育館の。さっきも言ったように、私この構造でこの体育館をつくったことは本当に失敗だったと私は思いますけど、当時私、その意見を言っても、伊藤室長は聞き入れてもらえないもんで、これでいいと言ったから、そのままみんなつくりましたよね。伊藤室長、少しご意見あったら言ってもらいたいですけど、どうですか、あなた、それで設計を頼んで、そのままできたんですけども、感想あったら言ってください。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

その当時私が担当でありました。あの体育館は、当然私ども設計のほうに発注し、発注するに当たっては学校のほうの要望等も取り入れて、あの体育館ができ上がっているわけです。当時は当然体育館の向きですとか、広さ、それから体育館の形状、ああいうアリーナにするのかどうか、あと駐車場やなんかのそういう関係もありましたもんですから、そういう全体のことを考えてあの体育館ができ上がっているというふうに私は認識しております。

確かに中村議員さんがおっしゃられるように、風の通りについては、やはり余りないなというそういう実感は受けたわけですが、設計のほうともいろいろと話した中で、先ほど出ました窓の開口ですとか、あとは空気を入れる網戸、がらりといいますが、そういうところも当然配置し、天井付近にはそうやって強制的に換気できるようなそういう大きな、いわゆる換気扇みたいなものを取り入れてるんだということで、設計のほうから話をさせていただいたものですから、そういう面ではまず大丈夫であろうと。そういうことで、当時も中村議員からの質問に対しては、これが一番その当時はベストであったと、そういうふうに私は答えたということに覚えております。

その後、私も担当として学校のほうに出向き、部活動、それから大会等もそこで確かに見させていただいたときに、大会等はどうしても、先ほど言われましたように、カーテンを閉めるもんですから、そういう面ではやはり非常に暑い中でやってみえたなど、そういうことは認識しております。ですから、ことに限らず、近年はこうやって猛暑が続いておりますので、そういう面では学校と何らかの対応はしなくちゃならんというそういう感じは受けておりますが、学校とどのような格好で学校が要望されるのか、その辺はやはり教育委員会と町ともいろいろと話してやっていかなきゃならんのかなと、そんなふうには思います。

○8番 中村英子君

こういうものをつくるときに、一つの問題点は設計業者に、丸投げといたら悪いかもしれないけれども、設計業者にお願いして終わりということが一つの問題点ではないかと。こ

それは私、もう長いこと議員をやっております、常々感じておりますけれども、業者は専門家ですので、専門知識もあり、いいものができるという先入観はあるかもしれませんが、しかし、実際に現場で人がどう動いてどうなんだということを頭に入れながら、皆さんは設計に携わっていかないと。

皆さんはこれ体育館をつくってよかったと思ってるんなら、それは設計業者に委託してよかったということかもしれないですけども、私は問題ある、失敗だったというふうに思っている視点から言うと、設計業者をお願いして終わりではないですけど、そういう物事のやり方が永遠と続いてきた一つの象徴ではないかというふうに私は感じております。どうかこういうものをつくる時に、もう少し皆さん、考えてやっていただきたいし、それから、現場の声を聞かない蟹江町というのはとにかく有名なんですね。あちこちで聞きます。現場の声というものを大事にしないんですか、皆さんは。現場の声というものをきちんと大事にしたら、このようなことにもならないと思うんですよ。だから、現場の声をもうちょっと大事にしながら、何しろ建物に対しても、何に対しても、設計業者は専門家だからということで、丸投げするような物事のやり方というものは考えなきゃいけないということを私指摘しておきます。

教育長、黙っておりますけれども、教育交渉について、このような状態は非常に私、嘆かわしい、情けないと思いますので、一言あったらお願いします。

○教育長 石垣武雄君

学習環境というようなことでの猛暑で暑いことでのご質問をいただきまして、部長がほとんど回答したわけでありましたが、まず、おわびをしないかなと思いますのは、保護者とか、町民の方の問い合わせ等に対して、丁寧にお答えするということが基本でありまして、そのような形でとられたとしたら残念なことということで、さらに反省をして、対応を今後考えていきたいなというふうに思います。また、現場の声につきましても、おっしゃるとおりでありまして、私どももそれを尊重しながら今後も考えていきたい。

ただ、私が来る前だと思うんですが、体育館の1.5倍ぐらいの大きさつくられた、それについて、設計業者に丸投げでということではないと、私は思っております。先ほど申し上げたようにというか、室長もそうでした。広さも要る、そして、あの土地のところにどうやったらいいかというようなことで、担当と設計業者が話をされ、そして、設計業者が案を出されたんじゃないかなということを思っております。

先ほど熱中症ということ、もう先生方も苦しんでおりますけれども、実際にこれは、小学校もそうですけれども、熱中症対策はやはり教師である以上、最善の注意を払っていく必要があるということでもあります。ですから、先ほど申し上げた、部長がありましたですが、実際に気温で言いますと35℃以上、これは運動場も体育館の中もそうですが、運動は原則中止なんです。それが31から35だと嚴重警戒とか、こういうふうな指標がありまして、ですか

ら、もうこっちは特に部活動は8月でありますので、そのあたりについては再度また学校の先生とも話をしますけれども、休憩を十分とりながら、水分補給をしてやっていけたらというふうに思っております。

今、蟹江中のことが話題になりましたですが、北中の体育館も若干つくりが違いますけれども、調べてみましたら、実はこれはこんなところでもう最後にちょっとお話ししていきませんけれども、北中も蟹江中と比べて逆にちょっと高いときがあったんです。大体それが10時と午後2時に体育するときにはかっておりまして、それにつきましても、先ほど閉めたまんまですぐあけてはかるのと状況が違うかもしれませんが、中村議員がご心配されていることにつきましては、今後私どもも、また現場へ出向きながら考えていきたいと思っています。以上です。

○議長 高阪康彦君

以上で中村英子君の1問目の質問を終わります。

続いて、2問目「引き続きK社の騒音問題について」を許可いたします。

○8番 中村英子君

では、続きまして2問目です。

引き続きということでもありますけど、ある会社の騒音問題について質問したいと思います。

私は過去2回この問題について質問をしております。平成20年の9月、平成21年の12月にやっておりますので、町長も担当者も十分この問題についてはご存じなことだというふうには思いますが、初めての方も見えるかもしれませんので、簡単に問題の中身を説明してみたいと思います。

蟹江町内に、これは匿名でK社というふうにしておきましたけれども、K社という産業廃棄物の中間処理を行う会社があります。産業廃棄物を扱ってますので、当然鉄やその他の金属を破砕処理するということです。その破砕処理するに当たっては、その方法として、圧縮、切断、破砕というような作業があるというふうに思います。そのために工場内には剪断機、またはギロチンプレスというものが設置してあります。このギロチンプレスというのは、聞きなれない言葉ですけれども、こういう剪断機でいろいろ厚い物を切るというような機械だそうでもありますけれども、このギロチンプレスというものの大きさも能力もいろいろありまして、この工場では剪断シリンダー能力、これは専門的な言葉ですけれども、800トンという大型のものでありまして、厚い鉄等を切断するときにはかなり大きな音と、震度3ぐらいの振動があるものだという事です。

このギロチンプレスは、騒音規制法で特定施設というふうに指定されております。音や振動の規制の対象になっている施設でありますので、操業者は操業する前にはこれを監督庁であります市町村長に必ず届け出をしなければならない。届け出をした時点で騒音がオーバー

であるとか、不適切なことがあれば、それは指導し、合意のもとに操業していくというものでありますけれども、この会社はその届け出をしておりませんでした。6年間もの間、無届けの状態であったわけであります。

この工場がそのように操業してたんですが、この工場の近くに蟹江町は区画整理事業を行いまして、平成10年ごろですけれども、保留地の売り出しをいたしました。その保留地を購入して家を建てて生活し始めた方が、この工場の近くの方ですけれども、ここに来て、その余りの音と振動に驚いて、非常に生活が苦痛になりまして、蟹江町に対して、こんな状態なんだよという実情を訴えて、解決をしてほしいということで解決を求めてきました。

それは当然なんですね。蟹江町というのは、騒音や振動に対する監督官庁でありますので、当然町に対して何とかしてほしいということを書いてきたわけでありますよね。そこで、町としては、あら、そうなのみたいな感じで、それまで知らなんだみたいな感じなんですけど、その騒音を減らすようにということで、この会社に指導をしましたけれども、なかなか決め手になるようなことは最初からないわけですので、被害者の苦痛が全然変わらない状態であったと思います。

そこで、被害者も耐えには耐えていたかもしれませんが、4年間ぐらいたちましても改善されませんので、裁判所にこれを訴えるということになりましたので、ここで民間の会社と蟹江町の町民との間で、民衆の裁判が行われるということにもなりました。だから、この方は役所に行ってもらちが明かないので、裁判所に救済を求めるといったことだったと思います。

この裁判では、裁判所は騒音が被害者宅に進入しているものとして認めまして、進入させないように命ずる判決を出しました。K社は、この判決もありましたし、町のほうも規制基準を守るようにと、何回かは指導を行っていましたので、その対策として、敷地を囲う壁を少しずつ高くしてきたということがあります。どういうときに高くしたかといいますと、裁判の判決の後だとか、町が指導した、やりなさいと言ったときに少しずつ高くしてきました。つまり言われたときにはやってくる、言われたらやりますよという感じで高くしてきました。今では、西尾張中央道というのがあるんですけども、その西尾張中央道の学戸の高架があるんですね、師崎のところに高架がありますけれども、その高架の一番上の高さぐらい高い位置に塀がとどくような形である程度囲いをしてきました。

そこまでしましたので、騒音被害はなくなったのかなといいますと、そうではありませんで、平成20年1月の時点で、県が騒音の測定をいたしましたときに、その測定の結果によりますと、敷地境界線開口部出入口では84デシベル出てるよという指摘がありました。この会社の騒音の規制の基準は、敷地境界線において60デシベルというものが基準になっておりますが、84デシベルが出ているという県からの指摘がありました。それで、相変わらず被害者宅は苦痛な状態のままになっているということです。

被害者は、判決は裁判所で認められましたので、判決出たんですけれども、しかし、実態として騒音の被害というのは続きました。実態が変わらなかったわけですね。そこで、町に対してさらに幾度となく、ここの騒音を解決してほしいと、町長初め関係職員に要望したわけでありまして。町としては、いろいろその方に基準を守るようにというようなことを言っておりましたけれども、適切な解決策というものを被害者側に提示することができませんでしたから、再び、数年前でしたけれども、被害者が裁判所に訴えるというような事態もありました。

以上がかなり雑駁な経過ですけれども、この会社の操業が、大体ここで平成9年ぐらいからこのギロチンプレスということを使ってやっておりますので、もはや15年間この問題が続いているという状態でありまして、この15年間にあったことを余り今細かく皆さんに言うことができませんので、これがこんな雑駁な経過ですけれども、経過としてはおおむねこのようなものだったというふうに思っております。

この経過の中で、私も担当職員の方々や町長、このことで話し合いをして何とか解決したいなという思いで、話し合いにも参加させていただいて、町長からもこの問題は解決したいという意思も伺っているところですが、これも大変に古い話で、平成21年のことなんです。もう4年前のことなんです。その後、私はこの件について何も伺う機会もありませんし、聞いておりませんので、現在このK社の騒音はどのようになっているのか全くわからない状態です。

そこで、まず質問の最初であります、今現在K社の敷地境界線開口部において特定施設の騒音規制法に基づく60デシベルという基準が守られているのか守られていないのかをお伺いしたいと思います。

これは簡単な質問ですので、守られているかいないかということでお答えをお願いしたいと思います。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

それでは、私のほうから答弁させていただきます。

ご質問の騒音規制法に基づく60デシベルという基準は守られているかにつきましてですが、最近の騒音測定の結果から判断をいたしますと、K社から発生する音が特定できないので、基準値を守られているかどうかにつきましては、明確になっていないのが現状であります。

以上です。

○8番 中村英子君

測定できないというのはどういう意味でしょうか。これは法律によってそれぞれ基準があるわけですから、測定できないという意味はちょっとわかりませんので、どういうことかお願いします。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

説明不足で大変申しわけございません。測定につきましては、日本工業規格測定方法が定められております。そちらの測定方法を使い、業者に測定をさせたわけですけど、ここのK社を取り巻く騒音、いわゆる自動車騒音や環境騒音、またはJRの音、いろいろな音が加味しております。そうした音がありますので、L5であらわすことができない、要は騒音レベルをはかることができないというのが現状であります。

以上です。

○8番 中村英子君

そうしますと、騒音規制法で決められている基準を守りなさいという施設ですけども、この施設について、はかれないので監督官庁としては何にもできないよ——どういうことなんですかね。測定をしなければ、この会社に対して指導したり、それから大きな音が出るのか出てないのかという判断もできないわけでしょう。測定できないということになれば、何にもできないわけですよ。そんなことで監督官庁で責務が果たせるんですか。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

先ほども言いますように、ここの場所ですが、いろいろな騒音の音があります。実際にはかってみますと、中央道から出ておる音が60デシベルを超え、70デシベルに近い音も出ております。そういった音が常時出ておりますので、K社の測定をしますと、こういった音に紛れて測定ができないというのが現実です。

ただし、蟹江町はK社に対してはいろいろこれまでは指導をしてまいりました。一つにつきましては、こういった苦情も来ておるので、出入り口の対策をしていただけたらどうかというような話を当然しております。そちらの壁の対策にいたしましても、議員からご質問があり、議員からのご質問は平成21年の12月でしたが、町の測定といたしまして、先ほど議員が言われましたように、愛知県が平成20年1月の22日に測定をしております。その後におきましても、蟹江町の測定、平成21年の3月の9日にも測定をしております。さらには、平成22年6月の10日、この時点で測定いたしましたのは、K社の防音壁を設置されたことを証明するためにも測定をいたしました。なおかつ、最近におきましては、平成24年3月14日にも測定をしております。この間につきましては、K社に対しましていろいろ指導をし、提出していただけるものは提出をしていただき、町としてはこれまでも最善の努力をしたつもりであります。

以上です。

○8番 中村英子君

測定ができないといえば、この会社に対して指導なり何かを言う根拠はないんですよ。根拠がゼロじゃないですか、それじゃ。根拠はどこにあるんですか、測定ができなければ。じゃ、会社のほうが受け取った会社、何々してくださいと言ったって、じゃ証明見せてください、うちは出してませんよと言ったらどうするんですか。そんな根拠のないことを行政サイ

ドで言ってるなんで信じられません。おかしくないですか。

では、お伺いしますけれども、じゃ、測定不可能、つまり周りにうるさいものがあるんだよと。自動車も通ってるよ、電車も通ってるよ、周りにうるさいものがあるという環境の中にこの特定施設をつくらうとしたら、あなた方はかれないんだから、届け出をしてもらってもそれが適正に運営されるかどうか何にもできないわけですよ。じゃ、そういう環境に来たら、特定施設はみんなオッケーですよと、やってくださいと。蟹江町は測定できないんですよ、こういう状況ですよと、今の答弁からは。それでいいんですか。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

測定はいたしました、測定した結果、判断ができないという意味であります。

○8番 中村英子君

これは平成9年からの問題ですので、平成14年でちょっと古いんですけども、長い歴史のある、経過のある問題ですので、この資料から質問しますけれども、平成14年の9月4日に、この会社に対して、蟹江町長名で、作業場から発生する騒音の改善についてということで改善勧告を出しておりますね。これにおいて発生する騒音について測定したところ、K作業場において、発生する騒音について測定したところ、下記のとおり、愛知県公害防止条例第49条第1項に基づく規制基準に適合せず、これにより周辺的生活環境が損なわれていると認められますので、改善措置をとることを通知しますという町長名のこのK社に対する改善勧告というのが出てますよね。

今読みましたように、この中身を見ますと、愛知県公害防止条例第49条第1項に基づく規制基準に適合していないと書いてあるんですよ。これは測定したら適合していませんと書いてあるんです。つまり公害防止条例の第49条第1項というのは何かというと、このような事業主は、基準以上の音を出してはいけないという条文ですよ。これはここに条文ありますけれども、公害防止条例、そういう条文なんです、これは。結局あなたの会社はこの基準の60デシベルより出してはいけないと、これを遵守しなさいというのがこの公害防止条例第49条なんですけれども、この第49条に違反してますよと。そして、生活環境がそれによって損なわれていますから、改善をしてくださいという勧告を出しました。ということは、平成14年に測定した結果に基づいて、あなたのところは60以上出てるから、規制基準に適合してないからこれこれこうしなさいと書いてあるわけ。じゃこのときははかれたんでしょうか。今はかれないという答弁だったら、このような文書というのは書けないんですよ、実際には。じゃ当時はこれは測定ができたんですか、どうなんですか。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

今のご指摘の平成14年12月27日でございますが、蟹江町からK社に対して改善勧告を発令をしてございます。このときは、測定のほうはできております。できる理由といたしましては、K社の防音壁のほうはまだ低い状況にありましたので、はかることが可能でありました。

ただ、現在におきましては、そういった壁のほうが改善ができておりますので、はかれない、いわゆる測定はできるんですけど、判断ができないという状況になっております。

以上です。

○8番 中村英子君

先ほども言いましたように、民民のレベルで裁判が行われていたと。そのときに裁判所は、裁判所の職員ですけれども、この地に来まして測定をいたしました。そして、その測定の結果に基づいて判決というものを出しましたので、ここでは測定がきちんとされていて、その測定を根拠にして判決が出されていると。何で裁判所はできてこっちはできないんですかね。まず一つですけれども、その時期のことを今言われましたけれども、それです。

それから、県が調査したのがありますけれども、この県が調査したときに、きちんと1日、これも県が調査したのがあるんですけども、これはちょっと日にちもわかっているんですが、調査しましたときに、1日調査して、その午後の時間、午前中はいろいろそういう事情でわからなかったけれども、午後は厚さ10ミリ以上のH鋼と大きな材料の切断を行ったため、暗騒音の影響はほとんど受けなくて、苦情者宅前での騒音レベルが読み取れました。そして、この騒音レベルによりますと、このギロチンプレスだと思うんですけど、この発生の騒音レベルは106レベルであると。その被害を訴えている方に入っている音は76デシベルがあるということで、県の専門機関が調査したのがあります。

そこで、伺いますけれども、結局、では測定能力というのが、これは計量法というのがありまして、計量士という専門の資格者の方もいるわけですよ。そうすると、そういう方々はこの音の調査のときに、これが車の音なのか、それから電車の音なのか、それから工場の機械による衝撃音なのか、そのことの区別ができないということに聞こえてくるわけで、じゃその今の測定の限界というのはあるのか。じゃ、そういう専門の測量士の皆さんに、ここにいませんし、そういう人も知りませんが、聞いてみたら、音を拾う能力がないというふうに私は今捉えられるわけですけども、そうすると、これは測定の現時点での能力の限界だからという捉え方で、まずいいのかということと、きちんと測量して、結果を出している機関もあるという事実を、じゃどういうふうに捉えてみえるのかお伺いしたいと思います。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

先ほど来、騒音測定についてはいろいろお話をさせていただいておるわけですけど、蟹江町におきましても、過去から8回ほどの測定をしてございます。この結果、いろいろなことがあったと思うんですが、最近の結果は、先ほども申し上げましたように、平成24年の3月の14日であります。これまでの測定に関して、近隣当事者の民事上の係争についてでありますけど、まずは当事者間のほうではかかっていただく問題だと思っております。最近K社と近隣者の係争につきましては、最高裁判所までの判決文があり、確定しておるものと認識をしてございます。蟹江町におきましては、先ほども言いますように、平成24年3月の14日に測定

をしておりますが、測定はできておりますが、数字としての判断ができてないというのが現状ですし、現時点でおきましても、開口部につきまして、騒音が出るおそれもございますので、蟹江町は注視をしておる状況であります。

以上です。

○8番 中村英子君

今ちょっとおかしなことを答弁されたと思うんですけど、裁判があつて、当事者間ではかってもらふという今答弁ありましたよね。そのあなた、当事者間ではかってもらふと、蟹江町は監督する官庁の当事者ですよ。民衆ではかってもらって何かやるということにはならないですよ、本来としては。ちょっとその辺はあなた方、きちんと町が当事者であるという姿勢で物は言っていたらいいと思うんです。

それでは、今も答弁あったように、判断できないし、わからんと。何デシベル出てるからわからんというようなそういうことですよ。そうすると、1人の方は非常に影響があると言っています。そして、何とかしてほしいと言っている。この状態というのは15年続いてきたわけ。この先何年この状態が続いていくんですか。

○町長 横江淳一君

中村議員のかつての平成20年、21年、2回の質問、十分内容は理解をさせていただいております。私も、中村議員も多分ご承知おきいただいておりますけれども、私の議会議員のときからのこれはお話であります。過去の経緯の中で、まずはっきりさせていただきたいのは、蟹江町が平成14年に勧告を出したのは事実でございます。それによって、K社さんも対応をしていただき、きちっとした遮蔽版をつくっていただきました。ただし、そのときに開口部がありますので、その件については、しっかりと周囲の皆様方からの意見を聞きながら、我々も指導をさせていただきますのでということで、これは私が町長就任以来、K社の代表者の方とも何度もお話をさせていただきました。そして、担当者が申し上げましたとおり、8回の測定をしておりますが、道路の暗騒音、そしてJRの音、周囲の環境音、これも相まって非常に判断がしづらい。ただし、中村議員おっしゃっているように、県の環境基準、いわゆる60デシベルが敷地内に届いちゃだめだということについては、我々としてはきちっとした指導を今でもさせていただいております。

それともう一つ、先ほど中村議員がまだおっしゃいませんでしたが、住民訴訟の中で、地方裁判所、それから高裁、一度は勝訴という形になったかもわかりませんが、最終的には退けられておみえになりますし、最高裁の判例が実はしっかり出ております。我々といましては、裁判の結果は結果とし、しっかりと環境基準を守るようにK社に対して今でも指導をさせていただいておりますのが事実であります。

この先何年我慢をすとか、そういうことではなく、地域の皆様方に我々もきめ細かく今騒音のことを調査をさせていただいておりますが、大変申しわけないですが、ほかの皆様方

からこれといった今問題が大きくなっているわけでは、もうこれ十数年ございませぬ。ですから、絶えず担当者に申し上げておりますのは、K社に対してのしっかりとした指導、そして話し合い、地域の皆さんとのコンセンサス、これをしっかり保ちながら、蟹江町としての責務をしっかり果たすようにと、そのような指導をいつもしておるのが事実でございますので、お答えを申し上げたいと思います。

以上です。

○8番 中村英子君

裁判の結果というのは、どんな裁判でも勝ったり負けたりありますよね。今最高裁で通らなかつたみたいな話あったんですけども、じゃそれはそれでなんですけど、じゃ最初に入ってるよと、65入ってるからという判決が出て、あなたは被害を受けてるよという最初の判決がありまして、その後、このうちに間接強制というのが行われまして、1日入ったら1日5万円は負担しなきゃいけないよというような状況が長く続いたわけですよ。じゃそのとき、蟹江町は何をされたんですけど、じゃ被害を受けてる方に対して。そういう裁判の勝った負けただの中で、都合のいいことだけ取り上げるといふことはやめてもらいたいですよ。

それと、この基準が守られるかどうかということで、今測定が町ができないんだったら、県なり何かきちんとした機関にやってもらってください。県は物すごくきちんとした結果を前にも2度ほど出してもらっていますが、蟹江町がやれないんだったら、県に頼んでやってもらったらどうですか。少なくとも監督官庁ですので、きちんとした測定をして、判断していくという姿勢をとっていかないと、その官庁としての意味がないですよ、それは。県に頼んでください、そしたら。

それから、実際問題、物理的な話ですけども、この会社の敷地が2,530平米というふうになってるわけですよ、非常にこれは狭いところなんですよ。坪数にしたら、これはどれぐらいか、700坪か750坪ぐらいかもしれませんけれども、この狭い敷地の中に、いわゆる800トンというギロチンプレスが設置してあると。そうすると、前に私が質問したときには、課長は、800トンが上からそのままおりてくるわけじゃないと言ったんで、それはもちろんそうですね。そんなことはわかっているんですけども、とにかくこれは大きなプレスだということなんですけれども、じゃこの2,530平米という敷地の面積にこの規模のギロチンプレスというものがあること自体が、敷地境界線において60デシベル以下になるかどうかということですよ。これは物理的な話ですけども、考察してみれば難しいんじゃないですか。私は難しいと思いますよね。塀を幾らつくったって、開口部はオープンになってるわけですから、非常に私は難しいというふうに思うわけです。

そこで、今も言いましたように、町は過去にも改善の勧告をしたり、改善の要望をしております。でも、今も言ったように、これは15年もたつて基準はクリアされていないという状態だと思うんです。基準をクリアしているということがわかれば、町ははかることもないし、

指導することもないんですよ、現状維持でいいんだから。そういうことでしょう。現状維持で構いません、クリアしとれば。法は守らなきゃいけないですよ。しかし、これで15年をたってもクリアしていないんです。

ちょっとこの業者を第三者的に見てみますと、何しろ今も言いましたように、最初の必要な重要な届け出をしてないんです。届け出をしないと、これは罰金ですよという非常に重たい届出制度なんですよ。騒音規制法では、この届け出をしないければ5万円の罰金ですよ。県の条例では10万円ですよとなってるんですね。非常に重い届け出なんです。それはしていない。しかも今、塀は高くはしてきましたけれども、実際的にはまだ基準はオーバーして、15年間にわたって基準をオーバーして、付近の人に迷惑をかけて、町もこのために、15年間も悩んでいるいろいろ言われました。そして、それをそのまま操業している会社ですから、これまでの勧告というだけのやり方で基準が守るようになるとは私は思えないんです。

もう一つは、さっきも言ったように、敷地面積と設置されているギロチンプレスの能力との関係もありますので、これが守れるようになると、私は思えないんですよ。基準を守らないということは、これはすなわち法令違反、条例違反ということになってくるわけなんですよ。

そこで、このような業者に対しまして、勧告の次の段階、つまり命令ですけども、改善命令を出して前に進めるというのも一つの方法としてあるのではないかというふうに考えておりますけれども、今の答弁ですと、はかれないんだから根拠がないんだから、改善命令を出せないですよ。根拠がない、何で改善、じゃ根拠を示してどれだけオーバーしてるんですかと言われてたって、何もないので、今までの努力を認めて多少出てるのはしようがないという態度なのかどうか知りませんが、きちんと県に諮るなり、それなりの機関にはかかっていただいて、解決を進めるためにも改善命令というものを出したらどうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

まず、愛知県に測定を依頼してはどうかというご質問についてでございますが、実は過去には愛知県のほうが実施した経緯がございます。K社の場内には、現在ですけど、騒音測定器とパトライト——パトライトといいますと、一定の音が発生した場合のライトが点滅して作業員に知らせるというものですが、こういったものも設置をしておりますし、騒音を出さない対策をとってございます。よって、県にはかかっていただいたというものは、これを切れ、あれを切れという指示をしたものですが、そういったものにつきましては、特定の作業を指示をして作業をさせても意義の乏しいものだというふうに思いますし、現実性のないものというふうに考えております。

また、勧告、命令に関してのお話でございますが、騒音規制法の体制、先ほどから公害防止条例とかというお話をしておみえですが、最近の条例では、正確には少し条例が変わって

おります。県民の生活環境の保全等に関する条例に変わっております。

○8番 中村英子君

それはわかってるけれども、平成14年には公害防止条例の基準に適合してないと書いてあったからそう言ったんですよ。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

勧告、命令につきましては、騒音規制法の体制が特定施設から生ずる音はその基準を超えて周辺生活環境が損なわれる場合には、町は騒音防止に関し、特定工場の業者に改善勧告を行うことができるという規定になっております。現在のところ、この懸案につきましては、総合的に検証いたしますと、周辺生活環境が損なわれるとの確証が得られないと判断しております。

なお、引き続き状況を注視はしていき、今後も必要に応じては指導という方法で考えております。

以上です。

○8番 中村英子君

条例が変わっていることは知ってます。知ってますけれども、平成14年度の時点でこのような文書になっていたのだから、私はこのまま取り上げて話をさせていただいたということになります。

そこで、ちょっと余り時間がないので、次に進まなきゃいけませんけれども、じゃ、皆さんは被害者というのがどのような被害を受けているのかということ調べて、調査をしたらしましたでしょうか、お伺いします。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

被害の調査という意味でございますか。

○8番 中村英子君

はい。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

私どもも被害の調査については、直接過去に聞き取り調査をいたしました。その過去は平成20年の12月24日でございますが、この時点で聞き取り調査をいたしましたが、特定の方はもちろんのこと、あとの方、直接にそういった被害を訴えられたこともございませんし、現時点でもそういったことを聞いておりません。

以上です。

○8番 中村英子君

裁判になってもうやっているわけですから、ゼロではないんですよ。それを苦痛だということを訴えてる人はいるということは事実ですよ。そういう経過が15年間ありました。どういう被害がこのお宅に入っているかということなんですけれども、この被害者宅にてお

いて、ある専門家が調査をした結果がありますが、これも平成15年という話ですけれども、騒音を最初いたしまして、第2回に工場からの振動についての調査を行ったと。これは豊田工業高等専門学校建築学科の教授が行ったものでありますね。これはこの被害者の方が頼んだと思うんですけれども、このような方が調査を行いました。

そして、午前11時15分から45分の間の30分間を調査いたしました。そしたら、震度3以上が11回ありました。10回は大型切断機による衝撃、もう一回はクレーンが鉄の塊を落下させたものであると。沖積層のため揺れやすく、振動が非常に伝わりやすいというような調査がありましたし、また、町の職員が現場に最初のころ出かけて行って、余りにも振動と騒音の大きさに驚いているというようなことが文書に載っていることもあります。非常にここには大きな衝撃が入っているというような事実があるわけですけれども、そこで、今、上田課長は、その暗騒音で境界線ではかれないという話があったんですけれども、このギロチンプレスなるものを動かしてもらって、この10ミリのH鋼ならH鋼を切るところを動かしてもらって、その作業を実際にやってもらって、そこでの被害者宅の騒音、境界線の騒音というものを同時にチェックしたらどうですか、そしたら。実際に動かしてもらって。

そして、県の調査では、西尾張中央道の自動車の暗騒音は50デシベル以下ですよというふうに、もう書いてありますよね。ですから、この衝撃音、ギロチンプレスから出る音がチェックできないというはずは私はないと思うんです。チェックできなしたら、一回これをやらせてみたらどうですか、そして、その衝撃がどこにどんだけ伝わるかというものを皆さんは検査したらどうでしょうか。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

今のご質問、こういったもの、ああいったもの、切ってください。まず、ギロチンの話ですけれども、正式にはギロチンというものじゃなくて剪断機と言います。刃で油圧的にかたいものを切るものでございますので、何かギロチンというと、刃がどーんと落ちるようなふうに聞こえるんですけれども、物としてはそういったものです。それをやらせてはどうかという話ですけれども、先ほども言いましたように、こちら、そういった会社、特定作業を指示するというようなことは、騒音規制法の命ずる権限がございませんので、K社に任意に努力を求めるといったことがあります。ただ、そういったことにつきましても、先ほども言いましたように、現実性がないことと、意義に乏しいものだというふうに考えております。

以上です。

○8番 中村英子君

もちろん任意にご協力を求めるんですけど、皆さん言ったように、だんだん指導に基づいてやってきたということであれば、そして、裁判とか、町の職員との記録も読んでいるわけですけれども、その町の職員との記録によっても、そんな音は出してないし、私たちはこういう対策をやってるよということをいろいろ言いわけをしてるわけですけれども、そうしま

したら、ご協力は得られるんじゃないですか、任意に。任意にご協力をやってもらって、すべてきちんとしましょうよ、そうしたら。任意にご協力を強力に求めて、そういうことを一回やってみてください。それはお願いしたいと思います。

次ですけれども、私は皆さんが、今も言ったように被害者だけに大きな迷惑がかかっていることというのは、余り認識してないんじゃないかと思うんですけれども、今も町長が答弁ありました、裁判においてもその結果が、あるいはあったということを言いましたけれども、じゃ、被害者が裁判所に訴えていたという行為ですよ。5回くらいやってるんですけれども、これは時間とお金を使ってやってるんですよ。ただでもやれないし、時間も必要でやってるんですよ。それ以外にも、その調査ができないとか、音が拾えないとかいうものですから、ご自分で専門家を頼んで、お金を払って測定もしたりしてるんですよ。こういうこの15年間にわたる行為というものを喜んでやってると思ってるんですか。どういうふうに思ってるんですか。喜んでやってると思ってるなら喜んでやってると思ってるって言ってください。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

町といたしましても、これまで騒音規制法にのっとり、最善の努力をしてまいりました。今後も同様に努めてまいります。法律でできる範囲内もごさいます。ひとつご理解を願いたいと思います。

○町長 横江淳一君

最後のご答弁を申し上げたいと思います。

決して喜んでやっているわけではございませんし、町民皆様の安心・安全のためにやるのが地方自治体の長の役目でございます。十分理解をさせていただいております。私は議員さんに逆に質問する権限を与えられておりませんので、一方的にしゃべらせていただきますが、地域環境をやっぱりしっかり守っていくというのは、議員さん誰も、当然我々も住民に選ばれた代表として至極当たり前のことであります。そして、このことにつきまして、私も議員時代から、そして、町長時代も含めて、両者にきちっとお話を聞きました。もちろん議員もしっかりと両者のお話を聞いてここで質問してみえるとは思いますが、ですから、我々が言いたかったのは、しっかりとした裁判の結果の中で、結果としては出ましたが、ただそれだけではなく、開口部についてもしっかりと騒音対策をやっていただきました。平成14年度に確かに勧告を出していただいております。これは我々もしっかり読みました。最高裁の判決内容、主文も見させていただきました。そんな中で、先ほどの専門家の先生方云々という話も、これも多分内容を裁判の中でも出たというふうに理解をしております。しかしながら、今現状をしっかりと把握しながら、皆様方に迷惑がかからないように、当然必要とあれば、また騒音の測定もしなきゃいけない状況になると思います。ただ、今そうならないがために、しっかりとこの環境を守るためにアドバイスをしていければいいと思います。

それと、私も工業高校でありますので、はっきり申し上げますが、中村議員も多分ギリチ

ンのことは十分ご承知おきいただいておりますが、何かギロチンといいますと、高いところから物をどんと落とす振動というふうに、皆さんひよっとしたら勘違いしてみえるかも知れません。そうではなくて、ギロチンというのは油圧の機械でゆっくり圧力をかけて切る、確かにそのときに切れるときに大きな音がする、そういう場合もあるかもしれません。ただし、その地域の環境は、何遍も申し上げます、地域の環境については守っていく義務が我々ございますので、今後ともしっかり注視をさせていただきたい、これが結論でございます。よろしく申し上げます。

○8番 中村英子君

義務が果たせてないもんで問題起きてんだよね。果たせればいいわけ。本題はこの人基準守ってね。いいんですけど、法律の範囲内だと、もちろんそうですよね。でも、業者は法律の範囲を守らなかったからこういう問題が起こってききましたので、業者が最初から60デシベルぐらいで、最初から操業していればこの問題ないんですよ。ですから、法律というのはもちろんあるんですけども、法律を先に出せば、蟹江町、監督官庁ですから、はかれないだのなんだのじゃないですよ。ああもこうもないですよ、基準を守ってくださいよ、言わなきゃいけないじゃないですか、まずは。だから、公害を守っていくというのはあれなんですけれども、こう守れない場合が今出てきているもんで、これをどうしましょうという話を今させてもらっているわけですよ。

それで、私は喜んでやってるかという質問は、この被害を受けている方がこのことを喜んでやっているんじゃないということですよ。こんだけの裁判やこれを訴えたりなんかして、それから、何とかしてくれということと言いながら、自分でもはかたりして、お金も時間もかけて15年間もやってるということは、この人たちこれを喜んでやってるわけないわけ。もちろんこれが問題がなければそれをやる必要はないわけだから、その点を考えてきちんと騒音の監督官庁としての責任を果たしてもらいたい。

○議長 高阪康彦君

中村議員、制限時間を超えましたので、終わりにします。

○8番 中村英子君

以上で終わります。

○議長 高阪康彦君

以上で中村英子君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は10時55分といたします。

(午前10時38分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○議長 高阪康彦君

質問2番 松本正美君の1問目「避難対策は万全か」を許可いたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

1番の公明党の松本でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告書に従いまして、「避難対策は万全か」を質問をさせていただきます。

最初に、災害時要援護者の避難対策についてをお伺いしたいと思います。

災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者など、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法がさきの通常国会で成立いたしました。従来の制度でも災害発生時における高齢者や障害者などの災害弱者の避難支援の指針となる災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、名簿作成を市町村に求めていましたが、義務づけられたことによりまして、作成している自治体は6割程度ととどまっていました。

今回の改正により、要援護者の名簿作成が市町村に義務づけられました。名簿は本人の同意を得た上で、消防や民生委員など関係機関にあらかじめ情報を提供しますが、災害が発生した場合には、同意がなくても必要な個人情報を提供できるとしています。ただし、個人情報を厳格に保護するために、情報を知り得た人に対しましても、秘密保持の義務をあわせて求めています。名簿の整備、共有は避難支援を円滑に進めるための第一歩に過ぎず、避難支援の取り組み自体は自治体側の入念な準備にかかっているところであります。弱い立場の人たちをどう守るかというのが次なる大きな課題でもあり、それぞれの地域社会にも投げられているところであります。発災時の個別の支援、行動計画を事前に細かく決めて訓練するなど、いま一度日ごろから地域で高齢者や障害者を支える体制を整備することが重要となっています。

本町でも災害時要援護者の取り組みといたしまして、平成19年には中瀬台団地、平成20年には藤丸団地で発足し、災害時要援護者の避難対策として避難訓練などに取り組んでいられるところであります。今後町の災害時要援護者支援の取り組みといたしまして、安心できる避難、安全確保対策が求められています。本町でも災害時要援護者の安心・安全な避難行動を応援するためには、災害時の要援護者の実態把握をするための所在を明確にすることが必要となっております。災害時要援護者の所在を明確にするためのデータベース化に取り組むなど、災害時要援護者の地域ぐるみの安心・安全な避難応援体制づくりに取り組めないのか、まずお聞きしたいと思います。

○住民課長 伊藤 満君

松本議員のご質問にお答えいたします。

まず、災害時の要援護者とは、災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合に、必要な情報を迅速かつ的確に把握できず、災害からみずからを守るために、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する方をいいます。一般的には高齢者、障害児・者、外国人、乳幼児、妊産婦が挙げられます。これまでに発生した大地震等の自然災害では、犠牲になった方の多くが高齢者や障害者等の方となっております。

今回、災害対策基本法の一部改正があり、改正のポイントとしましては、要支援者名簿の作成を市町村に義務づけることとともに、その作成に際し、必要な個人情報を利用できる。避難者行動支援者本人からの同意を得て、通常時から消防機関、民生委員等の避難支援者等関係者に情報が提供できる。現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援関係者等に提供できると。名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては名簿情報の漏えいの防止のために、必要な措置を講ずるということが定められました。

以上の改正法案を受けまして、現在まだ未整備地区においては、地域の特性や実情を踏まえつつ、各町内会長、民生委員等の皆様のご協力のもと、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るという重要な目標を達成するために、避難行動支援者名簿の整備に取り組みたいと思っております。

○1番 松本正美君

蟹江町でも避難者支援に取り組んでいくということですので。この背景にはいろいろなことがあるわけなんですけど、特に東日本大震災におきましても、高齢者、先ほども少しお話がありましたけれども、障害者、また、聴覚障害者など、本当にそういう方の情報収集ができなかった。特にハンデキャップを持った人の情報がとりにくかったという背景があります。

総務省が高齢者の災害における60歳以上の高齢者犠牲者の避難総支援の状況などを調査した結果、この調査では、17都道府県、43市町村のうち、要援護者名簿について調べた結果で、要援護者名簿を作成していても約8割の市区町村が避難支援者に未提出だったという調査も伺っております。また、名簿があっても関係機関との情報の共有化ができていなかった。その理由としては、先ほどもありましたが、個人情報の問題がネックにもあります。それと、2つ目には、名簿を管理する人が被災すれば、要援護者を救助しても名簿で確認ができないために対応できないというそういった理由が挙げられておりました。

本町でも、これから避難要支援者の名簿づくりに取り組んでいかれるわけなんですけど、特に先ほど言いました個人情報の秘密義務の保持、そして、避難行動要支援者を担当する関係機関、関係者への名簿の情報の提供や、そして、情報の共有化についてはどのように考えてみえるか、少しお聞きしたいと思います。

○住民課長 伊藤 満君

名簿については、個人情報として厳重に保管するとともに、同時に、被災時には円滑な利

用が可能な保管方法が必要だと考えられます。そのためには、簡単に持ち運びができず、かぎのかかる金庫や書庫などで保管し、複数の人がかぎを管理する方法で対応していきたいと思っております。

また、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者については、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿を提供したいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

地域ぐるみでこうした安全・安心をつくっていかなくやいけないわけなんですけど、特に災害時におきましても、被害を受ける人が高齢者だとか、障がい者ということでありますが、特に蟹江町におきましても、一番心配するのは、高齢者が日ごろからなかなかお話ができないところです。そうした独居老人もおみえになるわけなんですけど、そうしたお年寄りの方はなかなか日ごろ話ができなくてというのが現実であります。そしてまた、特に女性の方より男性の方のほうがお話をされる機会が少ないということで、そうした面も心配するわけなんですけど、今回のこうした災害要援護者の取り組みの中で、こうした独居老人とか、こうした方々とかかわり合いというのは、こうした取り組みの中で高齢者の孤立を解消していくために絶好のチャンスになるのではないかなと、このように捉えておりますが、この点については、そうしたことも含めて取り組みをしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○住民課長 伊藤 満君

日ごろから見守り活動をして、お互いに顔の見える関係や隣近所のおつき合いの環境を築くなど、担い手と受け手の信頼づくりが欠かせませんので、このようなふだんから町内会で話し合いを進めていただければと思っております。

なお、実際に災害時には、避難支援者の名簿等を活用して、避難者を救うためにはその班及びグループ化し、そのときに活動できる支援者の方で要援護者の支援のほうをしていただきたいと考えております。

○1番 松本正美君

どうかこうした取り組みは非常に大事な取り組みですので、災害が来る前からしっかりと取り組んでいただきたいなど。蟹江町でも特に老人の居場所ということで、地域の居場所づくりということで取り組んでもおみえですので、こうしたこともあわせて取り組んでいただきたいなどと思います。

また、避難行動要支援者の特に今回心配されたのが、東日本大震災でも心配された事項の中に、避難行動要支援者の避難のための情報の伝達、そして、安否確認ということが非常に心配されましたが、この点についてはどうでしょうか。蟹江町としてどのように考えてみえ

るでしょうか。

○住民課長 伊藤 満君

災害というものは、時間帯や気象条件などにより発生時における具体的な被害状況は想像が付きません。また、支援者自身が被災する場合がありますので、このような状況になっても対応できるような柔軟な体制をつくっていくことが大切だと考えております。

○1番 松本正美君

しっかりこれは取り組んでいかれるそうですので、しっかり取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、福祉避難所の確保についてお伺いいたします。

東日本大震災でも避難生活が長期化したことで、病気や体調の悪化などが原因で亡くなる震災関連死が相次いでおりました。実際に災害が起きてしまった場合、要援護者にとってはバリアフリーのある程度のスペースが確保され、介助員などが配置された福祉避難所の設置が重要となっております。しかし、厚労省の調査によると、福祉避難所を1カ所以上指定している市区町村は、2011年3月末では41.8%ととどまっており、残り6割近くは福祉避難所を1カ所も指定していない状況でもあります。

健康な人も避難生活は過酷であります。東日本大震災で避難生活が長期化したことで、病気や体調の悪化などが原因で亡くなられる方も相次いだことは、皆様も記憶に新しいと思います。このことから、本町でも安全性を満たした施設を確保するため、福祉避難所の普及、整備についても福祉施設と連携するなど、本腰で取り組むべきではないのでしょうか、お伺いいたします。

○住民課長 伊藤 満君

まず、福祉避難所とは、高齢者や障がい者等、通常の避難生活に困難を来す要支援者を対象に、特別に配慮がなされた避難所のことを言います。福祉避難所としては、土砂災害危険区域以外に位置すること、過去に浸水被害があった地域では、2階建て以上に避難空間が確保できること、耐震耐火構造でバリアフリー化されていること、避難者用スペースとして20平米以上、1人2平米と介助者を含めて10人以上の確保ができることなど、要支援者の利用に適しており、生活相談員の確保が比較的容易である老人福祉センター、特別支援学校等の既設の施設を利用することが求められております。

現在蟹江町としては、福祉避難所の指定はない状況でございます。福祉避難所として利用可能な施設としては、指定避難所、小・中学校、公民館、老人福祉施設、デイサービスセンター等でございます。障がい者支援施設、宿泊施設などがあります。町としては、福祉避難所となり得る施設の情報、場所、収容人数、施設内容等を取りまとめるほか、制度の周知やわかりやすいパンフレット等の作成、研修や実践的な訓練を促進するなど、福祉関係者に対して福祉避難所の理解を求めるとともに、福祉避難所の確保に努めたいと思っております。

○1番 松本正美君

蟹江町では、まだそういう取り組みがされてないということで、実は私も海部地域の福祉避難所の設置状況をちょっと調べさせていただきました。特に弥富市では、高齢者施設が4、障がい者施設が1で合計5カ所あります、あま市におきましては、高齢者施設が6、その他が1で計7カ所が指定されております。愛西市におきましても、高齢者施設が16、障がい者施設が8、複合施設が5、その他が2で31カ所も指定されておるところであります。津島市におきましても、高齢者施設が9、障がい者施設が2、計11カ所が指定をされております。大治町はありません。蟹江町も、先ほどまだ指定されてないということです。それから、飛島村も福祉避難所の指定はないということがお聞きしているところでもあります。

先ほども課長のほうからお話がありましたけど、今後障がい者の方、高齢者の方がそうした避難できる場所としては、こうした福祉施設を利用していくことが大事になってくるんじゃないかなと、このように思いますが、今取り組んではいくと言ってみえるけれども、今後そうした取り組みに対して具体的には考えてないでしょうか。

○安心安全課長 岡村智彦君

では、安心安全課長のほうからお答えをいたします。

今後の取り組みの考えでございますが、まず、こういう個別計画の策定など、避難支援者それぞれ実効性のあるものとするために、全体計画をまずつくり、また、名簿の作成にあわせてそれぞれ数の把握をしていきます。また、そういうコーディネーターとしての協力を得るために、社会福祉協議会、自主防災組織、それぞれの関係者とのフォローアップ事業等進めていきたいと思っております。

現在、そういう中で今地区とカリヨンが一つ協定を結んでおりますので、また、町といたしましても、そういうような全体計画を決めながら今後検討して、どんどんふやしていきたいという考えで思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか福祉避難所もしっかり確保に向けて取り組んでいただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、避難所生活での健康管理についてお伺いさせていただきたいと思っております。

東日本大震災で宮城県石巻市の避難所にはピーク時で5万人が収容されました。避難者の健康状態のデータを見てみますと、既往歴では65歳以上の高齢者は高血圧と糖尿病、15歳以下の子供はアトピー性皮膚炎を患っている人が多かったことがわかりました。

高齢者は避難生活が長くなるにつれまして、高血圧などに加え、褥瘡（床ずれ）、腰痛の患者が急増していたところでもあります。当初避難所ではマットレスの支給がなかったため、かたい床にそのまま布団をひいて寝たことが原因と考えております。そのためにも避難所で

は早期からのマットレスの使用が不可欠であります。また、多くの避難所では排水がうまくいかず、排液をすてることができなかつたとありました。そのため、高血圧の人も支給されたカップ麺の汁を飲まざるを得なかつた場合もありました。高齢者を含め、高血圧患者については、配給食に含まれる塩分や栄養の管理も大切でありました。

震災発生から4月にかけて気温の上昇とともに子供のぜんそく、アトピー性皮膚炎がふえておりました。アトピー患者には症状を抑えるための低アレルギー食などが必要であります。東日本大震災の石巻市のデータを見ると、特に高齢者と子供に対する支援体制の強化が必要だと言っています。

本町においても、避難所における生活環境の整備といたしまして、高齢者や子供に対する食料や医薬品、腎臓病透析患者等の食事制限のある人への非常食などの支援体制の強化はどのように考えているのかお伺いいたします。

また、あわせてお伺いしますが、難病患者についても課題が出ておりました。問題なのは、災害時要援護者の対象に難病患者を入れてない市区町村が多くあるということでありました。難病対策は都道府県事業のため、市区町村には患者の情報が入ってきていないのが状況であります。つまり難病患者の情報の共有化ができてないのが現状であります。本町でも難病患者の情報の共有化といたしまして、県の保健所と蟹江町との情報の共有化をどのように図っていくのか検討を急ぐべきではないか、お伺いいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

では、避難所における生活環境の整備についてご答弁申し上げます。

まず、食事制限のある人の非常食などの支援体制についてでございますが、昨年度から災害時要援護者の避難所用防災資機材の整備を開始をしております。平成24年度につきましては、避難所であります新蟹江小学校に、今までの避難所用資機材に、さらに車椅子対応型災害用仮設トイレ3式、凝固衛生袋セット3式、災害用間仕切り4式、避難所用間仕切り2式、簡易ベッド5式、車椅子3台、スロープ3式を整備をいたしました。

また、災害用間仕切りにはマットレスも附属をしております、かたい床などの緩和にもつながると考えております。今年度は、舟入小学校に災害時要援護者用の避難所用防災資機材を購入する予定で、今後も各避難所の避難機能向上を図ってまいります。

また、アレルギー対応にいたしましては4,000食、内訳としてアルファ米が2,000食、缶入り保存パンが2,000食を備蓄して、今後4年間で1.5倍に増量したいと考えており、今年度から保育所用帰宅困難児童用の備蓄食料等も整備をいたします。

粉ミルクなどアレルギー対応食品を購入し、災害時の避難者及び帰宅が困難になった幼・児童に対し、配給食したいと考えております。また、保健センターに高齢者用の介護食1,512食及び災害時用の医薬品も整備をしております。

今後も災害時要援護者用の非常食料等をふやしてまいりたいと考えておりますが、蟹江町

と災害時支援協定の協定先の業者とも調整を図り、優先的に災害時要援護者用、先ほど議員が申しあげましたように、腎臓病、糖尿病などお持ちの方の食事制限、そういう方への対応のものの非常食を調達できないか協議していきたいと思っております。

協定等を今現在行っているところにつきましては、ヨシヅヤ、コープあいち、ピアゴ、赤ちゃん水谷等がございます。

また、現在海部及び津島の医師会、海部及び津島市歯科医師会、津島海部薬剤師会との災害時の医療救護に関する協定を結んでおります。医師会とも今後具体的な対応ができるよう検討してまいります。

また、在宅医療者や介護者におきましても、平常時より自助の力を高めるため、啓発普及活動、そういうものも大切だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

難病……

○安心安全課長 岡村智彦君

どうも失礼いたしました。

では、避難所生活での健康管理についてでございますが、難病患者の情報の共有化ということで、県と蟹江町との情報の共有化はどのように図って行くかというご質問にご答弁申し上げます。

難病患者の方につきましては、ご本人の同意をいただいた方については、平成20年度より愛知県津島保健所より、難病患者災害時要援護者の情報提供として情報を共有していただいております。また、この情報は住民課、安心安全課、消防署、健康推進課で保管しており、災害時には活用したいと考えております。よろしく願いします。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからは答弁があったわけなんですけど、特に高齢者の避難所の環境整備ということで、蟹江町もしっかり取り組んではいただいているわけなんですけど、特に今回の避難所の生活におきまして、高齢者の方が気分が悪くなったとか、そうしたことが多く見られたわけなんですけど、特に避難所で体調管理の中で、小まめな水分の補給ということがいわれているわけなんですけど、水分を多くとるということをいわれています。この点についてはどのように考えているかお聞きしたいと思います。

それと、感染症も結構そうした中で多くあったということもお聞きしてますので、マスクを配布するなどのそうしたことも考えているのかをお聞きしたいと思います。

それと、避難所の生活の中で、特に高齢者の方だとか、障がい者の方は、体が不自由で外にトイレに行けなかったという方もおみえになるわけなんですけど、そうしたためには、応急室内対応の簡易トイレというものもあるわけなんですけど、これは水が使えなくても使用できるということをお聞きしてますね。こういった取り組みができるのかどうなのか。また、特に今

回の災害時におきましても、聴覚障がい者に対しましても、手話の通訳だとか、外国人に対する通訳などのボランティアの配置などはどのように考えてみえるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、応急用のトイレとか、また、水分を多くとる、マスクは配布されるのが重要であるというご質問でございますが、先ほども答弁の中に少しございましたが、それぞれ各小学校のほうへ災害時の要援護者用の防災資機材を購入するという予定で、今後も各避難所に納めていきます。その中におきまして、マスクの配布、そういうことも含めて考えていきたいと思っておりますし、また、水分に関しましては、各避難所において備蓄のほうもございますが、今回そういう要援護者、また、その個別計画、そういう支援等のあわせるものの計画の中において、必要数のものもふやしていくということがあれば考えていきたいと思っております。

また、外へトイレに行けないという応急案内トイレとか、使用ができるかということにつきましては、現在、先ほどのように避難所用の間仕切り、またはそのような車椅子対応型災害用仮設トイレというようなもので、水を使わないようなトイレというものも随時入れておりますので、またそのようなものも計画も見直しもしていきたいというふうに思っております。

あと、手話、外国人ボランティアのほうでございますが、こちらのほうにつきましても、当然高齢者、または要援護者の方々の名簿の作成の際、見直しを図り、個別計画の中におきましても、それぞれの避難行動要支援者とか、そういう方につきましても、手話とか、外国人ボランティアの方が必要になると思っておりますので、そういうことも含めて見直しを図ってきたいというふうに考えております。

○1番 松本正美君

どうかしっかりと取り組んでいただきたいんですけど、もう2点ほどお聞きしたいんですけど、特に食事制限のある人への対応ということで、先ほど課長のほうからお話がありました。アレルギーに関してはしっかりやっていくということなんですけど、特に透析患者の人もみえる、腎臓病の患者さんもみえるわけなんですけど、こうしたときも調達を協議していきたいという先ほどの答弁でありましたが、非常食の中に今アルファ米というのがあるわけなんですけど、これは非常に一般のアルファ米は味つけもしっかりしてありますので、そうした透析患者の方には非常に塩分が高くなるだとか、いろいろな問題があるわけなんです。塩分だとかカリウムの制限のある人には大変食べられないアルファ米であるわけなんです。今、こうしたアルファ米でも半分米だとか、いろいろなこれに対応したアルファ米も出てますので、こうしたことも踏まえて、調達のときはしっかり協議していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと、難病患者の支援であります。特に難病患者の方は、薬が非常に大切だというこ

とをお聞きしております。それで、どうしても薬の確保がなかなか難しいということが、東日本大震災のときでも多くの方からそういったことをお聞きしております。そういう意味で、調合しにくい薬に対しても、早急に受け入れ病院を探すなどの支援体制も蟹江町としても考えておくべきではないかなど。また、保健センターを中心にそういった医療の取り組みもされるそうですけど、こうしたことも含めてそうした取り組みをお願いしたいなと思います。この点ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○安心安全課長 岡村智彦君

やはり食事制限がみえる方、アレルギーに関しては我々のほうも今そういう備蓄食料などを考えております。基本的につきましては、先ほど申し上げましたように、個人でまず薬とか、食の備えは当然していただくんですが、海部及び津島の医師会、また、そういうところの関係機関と協定を結んでおりますので、対応ができるように進めていきたいと思っております。また、栄養士、また、保健センターというところでの介護食、今後保健福祉部、支所それぞれの関係機関と検討して利用をしていきたいと考えております。

備蓄食料につきましても、そのようなことで見直しを含めてまた検討していきたいという考えでおりますので、よろしく申し上げます。

○1番 松本正美君

難病のほうの薬のほう……

○安心安全課長 岡村智彦君

失礼しました。

難病の薬のほうの確保でございますが、今現在もそれぞれの薬品等、救護所ということで保健所のほうへそろえる格好でございますが、やはり難病のものでございますので、そちらのほうも医師会、それぞれそういうような対応を今後どうしていくかということを検討して、そちらのほうも整備をまた考えていきたいと思っておりますが、まず、数をやはり把握をしなければいけないという点、それぞれ非常に難しい部分がありますが、海部地域全体での協定を結んでおりますので、そちらのほうも含めて、今後そのように考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

難病の問題は本当に難しいと思っております。それで、今回名簿作成をされますので、事前にそうしたことも把握していただいて、絶えず日ごろからそうしたお薬を持っていたいただけるような対応もしっかりお話をさせていただきたいなと、このように思います。

では、次にまいりたいと思っております。

次に、避難所である学校施設の老朽化対策についてであります。

災害時の避難場所のある公立小学校、中学校の施設については、建築後25年以上経過した

建物の面積が全体の約7割になるなど、全国的にも校舎の老朽化が深刻化となっております。改修等の対策が必要な老朽化施設は、今後さらに増加することが見込まれておるところであります。

文科省が昨年8月に公表いたしました老朽化対策ビジョン中間まとめによりますと、老朽化対策が喫緊の課題であることが強調されております。老朽化対策の今後の進め方といたしまして、1つには、中長期的な整備計画の策定、2つには、建物の長寿命化、3つには規模の適正化、この3点の重点化が必要であることを示しております。こうした検討結果を踏まえ、国の平成25年度予算では、建物の耐久性の向上や水道、電気、ガス管といったライフラインの更新等への補助を行う長寿命化改良事業も導入されるとされております。長寿命化改良事業を活用することで通常公立学校施設へは40年程度で改築、建てかえがされていますが、技術的には70年から80年程度の使用が可能となっているところでもあります。改築と比較すると、工事費のコスト面ではなく廃棄物が抑制されるなど、環境面においてもメリットが生じるとされております。

本町でも建築後30年以上の経過している小・中学校の施設が大半を占める中で、学校施設の修繕工事は増加しているところでもあります。今後小・中学校の老朽化対策については、昨今の厳しい財政状況を考慮すれば、中長期的な整備計画を策定の上で長寿命化改良事業を積極的に活用するなど、より効率的かつ効果的に対策を進めていかなければならないと思います。本町の学校施設では、災害時の避難所にも指定されており、小・中学校施設の老朽化の現状及び今後の老朽化対策の推進についてのご見解をお伺いしたいと思います。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

まず、蟹江町では、平成22年度までに町内の小・中学校の耐震工事のほうは終わらせていただいております。しかし、建築年度が25年以上経過している校舎につきましては、全体の64%を占めているところでもあります。このような校舎の経年による劣化の対応としましては、これまで修繕によりまして改修を行ってきております。今年度も国の補助金制度を利用して、蟹江小学校の本館の屋上防水、外壁塗装等の修繕工事のほうを実施して、校舎の延命を図っているところでございます。

建築から永年が経過し、大規模な改築を必要とする建物も今後たくさん出てきます。そういう中、再度校舎の建築年度や老朽化の状況などを把握しながら、議員言われるような中長期的な計画を策定をしながら、財政当局とも相談して、老朽化の対策をできるように検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ふぐあいが生じてから修繕をする、事後保全型というのではなくして、本当に今後は予防保全型に転換していかなくちゃいけないなど、このように思うわけであります。特に部

長にもよく今までもお話をさせていただいておるわけなんですけれども、学校の施設の現状把握ということで、しっかり調査をされているのか、この点もちょっとお聞きしたいと思います。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

学校のほうからは、予算の査定時は学校等やらさせていただいているところがございますが、そういう中で、学校のほうからそういう修繕、そんなふぐあいのあるようなところにつきましては、事前に私どものほうに提出をさせていただいております。ただ、すべてがすべて一気にやれるというわけではございませんけども、そういう中で優先順位をつけながら修繕工事なんかは進めさせていただいてるところでございます。

以上です。

○1番 松本正美君

そういう学校当局とお話をされてるということではありますが、本当にそうしたきちんとした、すぐには改築、修繕はできないかもわからないけど、計画的にきちっと修繕ができるように、日ごろから耐久性の調査をかけて調べていくことが大事ではないかと。その上できちんとした予算をつけて修繕をやっていくということが非常に大事になってくるんじゃないかなと思います。

町長がお見えですので、ちょっとしたいんですけど、この学校の今回国が示した長寿命化改修事業につきまして、町長としての見解はどのように考えてみえるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

今、学校のことにつきましては、担当部長がご答弁を差し上げました。

町といたしましても、冒頭にご答弁申し上げましたとおり、23年度でもって大まかな耐震については、完璧とは言えないかもわかりませんが、震度6強ぐらいの耐震には十分耐えられるようなそういう校舎づくり、そして保育所、公共の建物、この整備は終わっております。ただ、先ほど申しましたように関連施設がたくさんございます。今回も飛散防止のフィルムを年次ごとに順番に整備をさせていただくとともに、ほかの校舎につきましても、学校から要望がありました都度、予算配分をしっかりと考えながら、教育委員会サイドともしっかりお話をしながら、これからも前向きに進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です

○1番 松本正美君

どうかしっかり取り組んでいただきたいなと思いますので、しっかり調査をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、避難対策の強化についてお伺ひいたします。

全国各地で異常気象による集中豪雨が頻繁に起きておるところであります。命を守る備えを急がなければならないのであります。特にこの7月、8月を中心に猛威をふるった局地的な大雨は、各地に大きな被害をもたらしておりました。特に山口県、島根県両県一部地域は記録的な豪雨に見舞われ、山口県萩市でも1時間に138.5ミリ、島根県津和野町では同じく91.5ミリの猛烈な雨を観測、両地点での24時間の雨量はともに350ミリを超えました。また、この9月4日に東海地方でも豪雨に見舞われ、岐阜県では1時間に110ミリ、愛知県でも名古屋市中区が109ミリの激しい雨が観測されたところであります。

気象庁は1時間に50ミリを超える短時間強雨の発生回数について、増加傾向が明瞭にあらわれていると指摘しているところであります。いっどこでゲリラ豪雨に襲われるかわかりません。河川の氾濫を防ぐ堤防の整備などとあわせ、避難対策が一段と強化する必要があります。まずは災害への注意、警戒を呼びかける情報の充実であります。

気象庁は8月30日から重大な災害が迫っていることを知らせる特別警報の運用を開始したところあります。これは東日本大震災の大津波や過去の伊勢湾台風、一昨年、紀伊半島を中心といたします大雨災害などを教訓に新設されるものであります。災害の危険を知らせる情報は、注意報、警報、特別警報の3段階となっており、住民の確実な避難につながる狙いがあります。期待どおりの効果を発揮するには住民への周知徹底が不可欠であります。住民にいち早く的確な情報を届くようわかりやすく伝えるために、防災無線や広報車の活用だけにとどまらず、ホームページや防災メールなど、あらゆる手段を駆使して実効性を高める対応が急がなければならないのであります。本町でも特別警報の運用開始に伴い、特別警報の示す意味を正しく理解し、行動していただくための住民への周知徹底と効果が発揮できる避難対策はどのように考えてみえるのかお伺いいたします。

また、高齢者や障がいのある方など、1人での避難が難しい災害弱者への支援も欠かせないのであります。誰がどのように避難させるかを具体的に示す個別計画の策定は進んでおりません。ことし4月時点での総務省の調査でも、個別計画を策定、更新中の市区町村は全体の3分の1であります。本町でも具体的な避難方法についての個別計画の策定の取り組みを加速し、避難行動支援に係る地域の共助力の向上に取り組む考えはないのかお伺いしたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

では、2点ございまして、まず1点、特別警戒の運用開始についてご答弁申し上げます。

重大な災害の危険性が著しく高まっている場合には、気象庁が発表する場合、特別警報の運用が平成25年8月30日から開始をされました。特別警報は、警報を初めとする防災情報による重大な災害への警戒を呼びかけたものの、災害発生の危険性が十分に伝わらず、迅速な避難行動に結びつかなかった過去の例を踏まえ、創設をされました。

特別警報が発表された場合は、重大な災害の発生が切迫しており、住民は直ちに命を守る

行動をとる必要があることから、避難勧告などが発令されていない場合は、速やかに避難指示を発令したいと考えております。ただし、避難のための外出を行うことによりかえって危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での待機等安全確保措置について指示を行うこともございます。また、警察や注意報はこれまでとは同様の位置づけのまま発表されることから、従前のおり適切な避難の実施のため、大雨、洪水等の警報の各種情報を勘案し、早期に避難準備情報を発令するとともに、時期を失することなく、的確に避難勧告及び避難指示の発令を行いたいと思っております。

警報等の周知手段としては、スピーカーによる放送、防災行政無線の活用、広報車の巡回、携帯電話のメールサービス、エリアメール、ケーブルテレビやコミュニティFMによる放送、町ホームページ、消防団や自主防災組織を通じた伝達、町内会などへの協力依頼、こちら電話連絡等の手段で行うことが挙げられます。

今後の特別警報の周知につきましては、さらに町民へのホームページ、広報紙等々に周知し、その効果を防災訓練などで検証したいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

特に今、町のほうのお話を聞かせていただいたわけなんですけど、特別警報が今回開始されてまして、本町の小・中学校におきましても、注意報だとか、警報、特別警報のこの3段階の避難情報の対応はどのようにされているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、小・中学校の3段階のことを先に、先ほどの2番目のご答弁をちょっとですが、まず、小・中学校のほうの3段階のことについてご答弁したほうがよろしいでしょうか。

(発言する声あり)

まずそちらのほうですね。

○教育長 石垣武雄君

小・中学校関係で少しお話をしたいと思いますが、平成25年の8月28日付でありますけども、県の教育委員会から通知文がございました。特別警報の扱いについてであります。中を見ますと、児童・生徒の登校前と登校後の扱いということになっております。登校前であれば、もう登校しないと。登校した後であれば、即刻授業をやめて最善の対応を行うということであります。

それで、蟹江町としましても、これは多分学校へのとめ置きが中心となると思います、その場合は。あと保護者への引き渡しも含めて、4月にいつも出しております保護者へ、台風地震等における児童・生徒の登下校について、これの改訂版を早速、実はきのう、きょうあたりで学校が保護者のほうに配布をして、説明をしているところであります。

それから、注意報とか、警報については今までと同じような扱いということで対応していきたいと思っておりますが、いずれにしましても、児童・生徒の安全が第一でということでもありますので、そのように対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○安心安全課長 岡村智彦君

どうも失礼しました。

先ほどの質問の2問目についてご答弁申し上げます。

避難方法と個別計画の策定についてでございます。

災害による被害を最小限に食いとめるには、日ごろから防災意識と避難対策が不可欠です。特に避難支援体制の準備次第で被害軽減を大きく左右すると言っても過言ではございません。災害時要援護者避難支援計画は、具体的な推進方法や平常時、災害時における関係機関との役割などを定めた避難支援プラン、こちらが全体計画となりますが、それと、要援護者一人一人の支援計画を定めた避難支援プラン、個別計画により構成されます。

全体計画とは、この計画を示して、町での推進体制や個別計画の作成方法、災害発生時の対応などの基本的な考え方を明らかにしたものでございます。個別計画は、全体計画に基づいて、要援護者一人一人について避難支援の方法を策定し、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、町内会、自主防災組織などと避難支援に関する情報の共有を図るものでございます。

災害時には、消防を初めとする行政機関がさまざまな公的支援を行いますが、それだけでは限界がございます。そのため、災害時に家族などからの支援を受けることが困難で何らかの助けを必要とする災害時要援護者が避難などの支援を地域の中で受けられ、安心して暮らすことができるようにするため、さらに災害時要援護者支援制度への登録を加速し、支援体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

また、地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士の連携につつまして、高齢者や障害者に対して、災害時に主体的に行動できるようにするための研修や地域の防災力を高めるための研修を行うことや、民間団体、ボランティア団体など連携を図るとともに、防災訓練により情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検することなど適切に取り組んで、地域の防災力向上のほうを目指したいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか特別警報につきましても、しっかり周知徹底をよろしく願いいたします。

それと、個別計画におきましても、これから取り組んでいかれると思いますので、これにも地域の実情にのっとって、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

今、もう時間も余りないわけですが、避難対策は特に強化も大事であります。また、特

別警報の周知徹底ももちろんであります。自然災害から命を守るというためにも、避難方法の事前の案内も必要ではないかなと、このように思います。最近では、竜巻の発生、そうしたことも起きています。そして、豪雨もそうです。そして、地震の発生の際の避難、そうしたときの避難を事前に皆様に案内をしていくことも必要ではないかなと思います。こうした取り組みが今全国でもされております。例えば小学校の入学式の前に、事前にそういった案内を流しているところもあります。また、ある町の会合におきまして、始まる前にこういった竜巻の避難の仕方だとか、そういったことを事前に案内をしているところもあります。こうした町の行事におきまして、事前に避難の方法の事前案内も実施していくべきではないかなと、このように思います。この点についてお聞きしたいと思っております。

○安心安全課長 岡村智彦君

さまざまな今いろいろな災害等のものが起きておきまして、事前の情報のほうをやっていくべきではないかというご質問でございます。

こちらのほうに関しましては、いろいろな機会を設けまして、防災の学習会、また、それぞれ入学式等の際とか、そのようなときには保護者へのチラシの配布、また、ホームページへの充実ということで、現在蟹江町の防災情報メールというものが、9月の1日から運用を開始をいたしました。こちらのほうは、蟹江町でのホームページを見ていただくか、または庁舎窓口におきまして、そのようなチラシのほうを配布しております。そちらのほうでまず登録をしていただきますと、気象情報、防災情報など、さまざまな情報が入手ができるようになっております。こちらのほうからのまたお伝えしたいことに関しましては配布をいたします。いろいろな機会を踏まえて、そのようなことをこれからもやっていきたいという考えでおりますので、よろしく申し上げます。

○1番 松本正美君

特に高齢者の方だとか、障がい者の方というのはなかなかメールを見る機会も少ないです。こういった事前情報を流していただきたいなど。このようによろしくお願ひいたします。

最後であります。蟹江町の安心・安全のため、防災対策、また、今回の避難対策におきましてもしっかり取り組んでいただきまして、以上で私の1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で、松本正美君の1問目の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後1時から再開します。

(午前11時52分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 高阪康彦君

松本正美君の2問目「健康予防の推進を図れ」を許可いたします。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本でございます。

午前中に引き続き2問目の「健康予防の推進を図れ」を質問をさせていただきます。

最初に、がん教育について伺います。

今、日本の2人に1人が一生のうちのがんと診断され、3人に1人ががんで亡くなっている状況であります。日本はがん王国ともいわれながら、国民のがんに関する知識は先進国の中でも極めて乏しいのが実情であります。

平成19年のがん対策基本法施行されましたが、基本計画には、がん患者の含めた国民ががんを知り、がん向き合い、がんを負けることのない社会の実現を目指すとありますが、しかし、がん医療の現場は理想とほぼ遠い実情であります。今後さらに高齢化が進むことを考えれば、がんに関する知識を深め、がん医療の一層の充実が求められていると考えます。重要なことは、基本計画にうたわれたがんについてよく知ることが私たちの一人一人のがん知識の進化が求められております。核家族が進み、病院死が9割を占め、現状では子供も大人も死を目の当たりにすることがなくなりました。正しい死生観を育むためにもがん知識を学ぶことが必要であります。

長年、放射線治療や緩和医療に携わってこられました東京大学大学院の准教授の中川恵一氏は、がんの臨床医として進行がんの患者を診てこられました。がん知識がなかったゆえに、損をしている患者が余りにも多いと言われております。学校でも早くから教えて関心を持たせることが一番大事であるとのお話をされています。また、子供たちへ、学校教育の中で死ぬということを考え、だから生きることが大切だという死生観的なものを子供たちに伝えるチャンスでもあると思います。

中学校で生死について考える授業はあると思うのですが、がんを知ることによって、結果的に生きる大切さを知ると、さらにいじめとか自殺とかという問題にも影響を与えられるのではないかと思います。がんという病気はDNAとか、免疫とかの知識があったほうがわかりやすいので、義務教育の中であれば、遺伝子や細胞分裂等の基礎知識を学んでいる中学3年生が、がんを知ることによって生きる大切さを知る上での確かな時期であると、中川准教授も言われているところであります。

公益財団法人の日本がん協会は、2009年に設立したがん教育基金への寄附金を原資に、文科省及び厚労省と連携し、がん撲滅に向けた中学3年生全員に正しい知識を教え、家族とともに考えてもらおうと、がん教育アニメーション「がんちゃんの冒険」というDVDを作成

し、多忙を極める現場の先生方の負担を最小限に抑え、なおかつ生徒の発達段階を考慮しながらがん教育を押し進めています。

中学生にがん教育はまだ早いのではないかとと言われるかもしれませんが、子宮頸がんは20歳代で急増している現状があることから、厚労省の指針でも検診は20歳から受診することになっておるところであります。欧米諸国の80%台に対して、日本は無料クーポン券を配付してようやく20%台といった状況です。このことからがん教育は喫緊の課題であります。このような状況から、日本がん協会が中学3年生全員にがんをわかりやすく、自発的に学習できるDVDを作成し、希望する中学校にはがん教育基金で無償配布をしてくれています。全国の中学3年生に授業で視聴してもらおうとともに、各家庭に持ち帰り、家族と一緒に学ぶことにより、親の世代にもがん検診受診と生活習慣の改善を促すことも考えているところであります。

がん教育は死生観教育でもありますが、がんのできる原因や仕組み、がん大国日本の実態、放射線治療、緩和ケアなどの基礎知識を習得し、正しい生活習慣と定期的な検診がいかに大切かを学ぶことができると考えています。公益財団法人の日本対がん協会が制作しましたDVDを教材とした健康教育に活用することによって、蟹江町が目指す健康づくりに主体的に取り組むことで、検診率の向上や健康教育の充実が図られるのではないかと思います。

石垣教育長に中学校のがん教育について2点お伺いいたします。

1点目としては、公益財団法人の日本対がん協会作成の「がんちゃんの冒険」のDVDを活用することについてのご見解をお伺いいたします。

2点目といたしまして、義務教育の中学3年生でがん教育を実施することについてのご見解をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育長 石垣武雄君

がん教育についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、日本対がん協会作成のDVDを活用することについてお答えをしたいと思います。

ご指摘の「がんちゃんの冒険」というDVDは、愛知県健康福祉部からことしの6月18日付で各中学校に通知がありまして、県内の中学校への貸し出しが開始されておるところであります。貸出要綱の説明書に掲載されていますが、このDVDはアニメーションであります。そして、がんの仕組み、治療の現状、早期発見のための検診を中心に20分程度で構成をされております。がんについてわかりやすく構成されていると考えております。

ただ、私も見させていただきましたが、子宮頸がんについての説明もあるわけですが、その部分で、ワクチンの接種について取り扱いがされておりますけれども、現在積極的な接種勧奨を差し控える状況であるということ、これはDVDの視聴につけ足して、先生が正しく伝える必要があるというふうに思っております。

次に、義務教育の中学校3年生でがん教育を実施することについてお答えをします。

現在中学校3年生の保健体育の授業であります、生活の仕方と生活習慣病という単元がありまして、その中で、他の生活習慣病とともにがんについても学習をしております。そこでは、我が国の生活習慣病の種類や現状を理解し、不適切な生活習慣が問題であることを学習をしております。がん教育についても、資料の有効な活用を通して理解を深めることができると思います。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

がん教育ということで、今、教育長のほうにお話をさせていただいたわけなんですけど、がん教育で一番大事なのは、中川先生も言われているわけなんですけど、がんを知ることが生きる大切を知ることであるということをおっしゃっております。だから、そういう意味では、中川恵一准教授は、またこういうことも言われているんですけど、がんというものは知ることが大変重要である。知らない、がんは怖い、がんは痛いとなり、検査をしてがんと言われたら怖いので検査に行かない。すると、早期発見がされない、進行がんや末期がんにおおきくなってしまう。どこかでそれを断ち切るには、がんを知ることだといわれているところであります。

来年度から国のほうの事業で、文科省が発表をしているところであります、がんに関する保健教育を強化する方針ということで、学校でどの程度がん教育が進められているかということも実態調査が実施されるということもお聞きをしているところであります。今後我が蟹江町におきましても、学校教育の中でのがん教育をどのように進めていくかということ、今後の課題になってくるのではないかなと思います。

先ほど教育長が「がんちゃんの冒険」のDVDの活用ということで、既に全国的には活用されているところがあります。若干、先ほど言いました子宮頸がんの啓発のところ、そうした先ほど教育長が言われたようなところもありますけど、全体的には、がん教育のどうしたらいいかということがDVDで上映されております。そういう意味では、今後のがん教育について、蟹江町としてどのように取り組んでいくのかということをお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

今後の蟹江町においてのがん教育をどのように進めていくかということですが、現在海部地区の中学校においては、このがんの特化した授業はまだ行われていないというのが現状であります。しかしながら、議員が先ほど申されたように、文部科学省が来年度から命の大切さを学ぶ機会として、がん教育の強化を図っていくというような報道がありました。それを受けまして、今後蟹江町においても、国や県の研究を受けて進めていきたいと思っております。

○1番 松本正美君

我が本町でも学校教育の中でがんの教育ということで、特に蟹江町では、喫煙の防止の教育がしっかり取り組んではみえると思うわけなんです。特に中川准教授が言われているのは、禁煙と肺がんと因果関係が指摘されていると。その中で、根底的にがんの正しい知識をしなければ、スローガン倒れで終わってしまうということも中川准教授が指摘をされております。だから、そういう意味では、一定のがん知識を現場の教師が習得するためにも、保健体育の教師などに対して、がんへの知識、理解を深めるためのそういった教員研修なども今後実施していくべきではないかなと、このように思いますが、この点はどうでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

蟹江町の禁煙教育というか、そういうあたりであります。こんなところで私、話してもいけませんけれども、実は、ちょうどたばこをやめて1年になるところであります。調子まあまあというふうに思っておりますけれども、余分な話をしました。保健体育の教師などに対して、このがんへの知識や理解を深めることは本当に大切なこととあります。そして、そういう教員研修の考えはということとありますが、先ほど申し上げましたように、来年度から文部科学省が取り入れていくということとありますので、このがん教育を強化するに当たって、さらに先生方の質を高めるということで、これは必要不可欠であるというふうに思っております。

文部科学省が来年度モデル校も選定をして、先進の研究を行うということとありますので、それを受けまして、私ども蟹江町においても進めていきたいと、そう考えております。

○1番 松本正美君

どうかがん教育についてももしっかり取り組んでいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ピロリ菌の除菌で胃がんの撲滅を図れを質問させていただきます。

毎年およそ11万人が胃がんを発症し、約5万人の方がお亡くなりになられておられるところであります。胃がんによる死亡者数はおよそ40年間横ばいで、政府の胃がん対策は必ずしも効果を奏しているとは言えない状況でもあります。

2013年の2月に、ピロリ菌の除菌の保険適用が拡大されたところであります。今回の保険適用拡大は、胃がんの芽を摘む早期発見のチャンスを広げてくれるものであり、胃がん予防が大きく前進し、胃がん撲滅につながるものでもあります。日本人のピロリ菌感染は40歳以上で70%ともいわれております。ピロリ菌除菌薬への保険適用が認められたことで、年間5万人に上る胃がんの死亡者数の減少のみならず、今後の予防促進と患者数の減少も期待されます。ピロリ菌研究第一人者であります北海道の朝霞昌弘特任教授は、ピロリ菌の検診と除菌の強化を通じて胃がんは撲滅できるともいわれております。町内の医療機関と連携して、町民の胃がん防止のため、大々的に胃がん撲滅キャンペーンなどを行い、町民の方や事業所、

各種団体などに広く周知し、ピロリ菌の除菌により胃がん撲滅を図っていくべきではないでしょうか。

また、胃がんは早期発見することで治療する病気でもあります。ピロリ菌は胃の粘膜に炎症などを引き起こし、胃がんの原因の一つとされる細菌でもあります。このピロリ菌の感染状況を調べるには、採血、呼気とかありますが、血液検査により胃の中のピロリ菌の有無と胃の粘膜の萎縮度を調べるものであります。検査結果はAからDの4段階に分類され、胃がんを発症するリスクを判断するものであります。従来、胃カメラによるリスクも少なく、町民の誰もが簡単に胃がんの検査をすることができるのであります。

現在本町でも特定健診が行われております。その中に血液検査が行われているわけですが、特定健診の中の血液検査の中にピロリ菌検査を導入し、特定健診の受診率のアップと、胃がん撲滅対策につなげるお考えはないのかお伺いしたいと思います。

○保険医療課長 山本章人君

それでは、議員がお尋ねの国民健康保険の特定健診の項目にピロリ菌検査も導入したらどうかという質問でございますが、現在、国民健康保険加入者の特定健診については、海部津島管内の市町村と契約している海部津島の医師会さんに所属している医療機関であれば、どこでも健診が受けられる体制としております。検査項目についても、医療機関等の混乱を避けるため、海部津島地域で一括統一した検査項目を設定し、実施しております。ちなみに、現在は血液検査として、貧血検査、血清脂質検査、肝機能検査、血糖検査、腎機能検査が血液関係の項目として設定してございます。

このような検査項目を海部津島の市町村と地区医師会とで協議の上、連携して決定しているという経緯がございまして、各市町村ごとにまちまちに検査を設定することは国保加入者の住民の方にはもとより、特定健診を実施する医療機関においても混乱を招かないように、この点に関しては海部津島各市町村間及び関係機関との連携を密にして、考えていきたいと思っております。

ご質問のピロリ菌検査に関してでございますが、特定健診は国保加入者の方には限るんですが、少しでも胃がんの早期発見、予防に関して大変有用なことと考えますので、議員のおっしゃるとおり特定健診の受診率のアップの方策、また、胃がんの減少の方策としても含めて、こうやってご指摘いただきましたこのことについて、海部津島の各市町村間及び地区医師会と綿密な連携をとり十分検討してまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからお話がありましたが、このピロリ菌の特定健診の血液検査については、この医師会と連携をとって話し合っていきたいということなんですが、もう既に今回、2月

にピロリ菌の除菌が保険が適用が拡大されたということで、町民の皆様からでもそうした血液検査をやったらどうかというお話も聞いております。もう既に静岡県の藤枝市いうところでもあります、今年度から簡単な血液検査によるピロリ菌の胃がんリスク判定を導入を今年度の予算の中に取り込んでおります。

これまで胃がんに対する検査にリスクがありましたが、従来の胃がんの検診にはバリウムの検査だということで、大変リスクもありました。そうしたことが血液検査できるようになりまして、簡単にできるということで、大変市民の方は喜んでみえるということもお聞きをしておるところです。この胃がん検診のバリウム検査を段階的に廃止をしていくということも、今年度に打ち出しをしているところでもあります。また、福岡県の川崎町では、今年度から総合健診の項目にピロリ菌検査を無料で導入しているところもあります。だから、無料ですることは一番いいことなんですけど、無料でなくても本当に予防につながるんだったら、そんな高いお金ではないもんですから、ぜひ取り組んでいただきたいなと、このように思います。これは胃がん撲滅にもつながっていくと、このように思います。

このことについて、町長も健康についてはしっかり取り組んでみえますので、町長のほうから見解をお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

日本国民の昨今の死因の中に、もうがんというのは全く無視のできない病原の一つだということは十分理解をさせていただいております。今個々の担当のほうから、海部地域の取り組みの話をしていただきました。昨年度からでありますけど、海部医師会、そして津島医師会の相互乗り入れということで、がん検診、ただ若干ちょっと体制が違うということで、それぞれの先生方、まだまだ困惑をしてみえる方があるやに聞いておりますが、海部地区の医療部会でしっかりと精査をしながら前へ進めていきたい、こんなことを今思っております。

特定健診もなかなか受検率が上がりませんで、何かこれはいい方法はないのかなというふうには今考えておるわけでありまして、いずれにいたしましても、死亡原因の一番大きなところにあります、例えば肺がんだとか、教育長もたばこをやめられたそうでありまして、決してたばこをやめられた方が肺がんにならないかということではどうもないそうでありまして、昨今の例えば大気の状態だとか、それから食べ物、そういうのにもどうも起因しているということもいわれているのも事実でございます。

当地域4市2町1村がしっかりとこれは手を組みながら、がん撲滅とまではいくかわかりませんが、がん患者をできるだけ出さないという試みはしっかりとこれからもやってまいりたい。特定健診の中にも、皆さんと一緒にこの検査も一度折り入れるように考えていければというふうには今思っておるわけでございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○1番 松本正美君

どうか特定健診の中に、血液検査の中に胃がん撲滅ということで、検査を設けていただくと、本当に町民の皆様も大変喜んでいただけるなど、このように思っています。この9月は特定健診の最後の月になってますので、私もこの議会が終わったら、特定健診を受けに行きたいなど、このように決意しています。

じゃ、次にまいります。

次に、健康マイレージの事業の導入についてお伺いしたいと思います。

それぞれの健康を達成していく、あるいは健康保持、増進していくためには、さまざまな町民のライフスタイルに応じた健康志向のメニューを用意する必要があると考えております。現在、健康診断の受診やスポーツ活動への参加などで、ポイントをためると得点を利用することができる健康マイレージの取り組みが注目をされております。この健康マイレージとは、日ごろの健康づくりへの取り組みをポイント化し、楽しみながら健康づくりへの積極的な参加を誘導する仕組みであります。本町の住民の健康受診率を上げ、健康づくりに励むことで医療費や介護費の抑制にもつなげるほか、地域コミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待できるユニークな施策でもあります。

静岡県の袋井市では、総合計画における将来像といたしまして、人も自然も美しく活力あふれる日本一健康文化都市を掲げております。この将来像を実現していくために、さまざまな健康づくりのための事業を展開しているところであります。その中でも地域の健康づくりの機運を高め、市民運動として市民一人一人の健康づくりの動機づけを初め、その支援と健康的な生活習慣の定着を促すことを目的に、平成18年度から健康チャレンジスマイル運動を展開してきていると聞いております。

当初は、取り組みを行ったことを登録し、抽選で景品の提供が行われるものでありましたが、その後、平成19年度にはこの運動に健康マイレージ制度を導入し、健康づくり活動をポイントで加算し、公共施設利用券と交換することができるように発展させるところであります。さらには、平成20年度には運動の範囲を拡大し、累計ポイントを公共施設利用券と交換できるだけでなく、学校やNPOなどへの寄附ができるようになっておるところであります。この事業により、市民一人一人の健康的な生活習慣の定着が図られ、市民運動としての健康づくり活動が展開をされておるところであります。

市民のよりよい健康づくりの取り組みが活性され、総合的に生活習慣病が予防されることが記載をされているところであります。この先進地の袋井市では、本年度予算にマイレージの取り組みとして285万円が予算として計上をされているとお聞きしておるところであります。さらに、静岡県では、今年度全国で初めて県内共通の特典カードふじのくに健康いきいきカードをつくり、現在県内の協力店、サービスを受けられるようにするため、参加自治体や協力店がふえるよう積極的に働きかけをしているところであります。

また、政令市の中でも最も高齢化率が高い北九州、2011年3月現在で約25%であります。

平成21年に政令市で初めて健康マイレージ事業を導入し、40歳以上の市民が市が認めた運動教室や健康関連のイベントに参加したり、健康診断を受診したりすると、景品と交換できるポイントシステムを実施しておるところであります。今年度からは、より充実を図るため、町内会ごとにネットワークを持つ市社会福祉協議会に委託し、マイレージの対象となるイベント数を倍以上ふやす取り組みもしています。

ただいまほんの一部をご紹介しましたが、健康マイレージの取り組みが地域の特性を踏まえ、全国で注目を集めております。私はこのような事業を通して、この相乗効果として、自己の健康のためではなく、地域コミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげることが期待できるものと考えているところであります。

本町でも、将来の超高齢化社会を見据え、健康予防の取り組みといたしまして、また、各種健康診査や特定健診の受診率アップに向け、町民の自主的かつ積極的な健康づくりの推進といたしまして、健康マイレージの導入で健康予防の推進の考えはないかお伺いしたいと思います。

○民生部次長・健康推進課長 川合 保君

健康マイレージの導入で健康予防の推進の考えはないかというご質問ですが、健康マイレージ制度につきましては、住民の日ごろの健康づくりの取り組みをポイント化し、健康づくりへの積極的な参加を誘導する仕組みで、現在静岡県袋井市や北九州市を初め、幾つかの自治体において独自の健康マイレージ制度を導入し、積極的な健康づくりを促進する政策に取り組まれていると聞いております。

蟹江町としましては、健康づくり事業として、健康日本21蟹江町計画かにかえ生き生きプラン21を平成17年に策定をし、町民が安心して暮らせる健康なまちづくりを「支え愛 みんなで歩こう食べよう」をスローガンに、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、歯の健康、たばこ・アルコールのテーマごとにさまざまな健康づくり事業を実施しております。今後もより町民みずから健康に対する意識を高め、日常生活を見直し、主体的に生活習慣改善に取り組めるような支援体制の充実が重要と考えております。

健康マイレージ制度は、町民が自主的に健康づくりに取り組むためのインセンティブであり、見える効果や達成感につながると、有効的な手段の一つであると思われまますので、今後蟹江町としましては、既に導入されている自治体の等の実施内容や効果、経費、課題等を幅広く参考にさせていただき、十分に内容を精査しながら、調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。

今、次長のほうからお話がありましたが、健康づくりに意欲的に取り組んでいる、インセンティブを付与していくんだという話があったわけなんですけれども、蟹江町にとっても、

先ほど町長も言われましたように、受診率をアップするにはどうしたらいいかということが非常に大変な取り組みなんだということで、今回は健康マイレージということで、健康の予防に本当に元気で頑張ってもらえるような施策はないかなということで提案をさせていただいたところであります。

本来、健康保険というか、保険という制度は、健康な人から保険料を、病気になった人が使う助け合いのそういった精神で行われておるわけなんですけど、本当に保険財政も大変な状況であります。そういう意味では、健康で元気な人を育てていくということが非常に大事になっているわけなんです。だから、そういう意味では、健康マイレージということは、限りある予算の中でこうした取り組みをやっていると。予算的にもそんな多くの予算を掲げてはいないわけです。この袋井市でも予算的には285万円ということで、予算をかけて進めているわけなんですけど、この組み立てるまでにはいろいろなそういう取り組みがあったと思いますが、蟹江町として本当に健康予防を推進していくためにはどうしたらいいのかということをもっともっと真剣になって取り組んでいかなきゃいけないなと、このように思います。私自身も健康については毎回議会で質問をさせていただいておりますので、そういう意味では、自分自身がまず健康予防をしっかりしていかなきゃいけないなということで、しっかりそうしたことも取り組んでいきたいと思っております。

だから、そういう意味では、健康マイレージの取り組みにつきまして、町長のほうから、導入についてちょっとお聞きしたいなと思います。

○町長 横江淳一君

松本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今インセンティブの話がございましたが、今どうやって誰がいつどこで何をやるかという方策は、残念ながら持ち合わせておりません、大変申しわけなく思います。

今担当が申し上げましたとおり、平成17年から健康日本21の一環でありますかにえ活き生きプラン21ですか、これを今積極的に推し進めて8年目になります。町の職員ともどもスポーツ大会だとか、いろいろなイベントに顔を出しながら、そこに別にインセンティブをかけているわけではありませんけども、啓発啓蒙活動を実は今行っております。そんな中で、私はこれは継続することが大切ではないのかな、ですから、それぞれの皆さんの生活習慣にあったメニューをまず我々が提供するということから始めるのがいいのかな。

例えば私、自分自身の話でありますけれども、大変忙しい中でもウォーキングは欠かさずやっております。これは精神的にも非常にリラックスしますし、肉体的にも補佐をされます。ある意味、時間のない人にとって一番いい心の休養、そして、体のバランスづくりにはいいのかなというふうに思っています。どうしても職業柄、暴飲暴食、そして、不規則な食事になりがちであります。これは議員各位の皆様方も多分同じような状況になるというふうに思っています。

ある意味、我々のほうから、健康推進課だけではなくて蟹江町全土挙げて、しっかりとこれは取り組まないといけないということだというふうに思っておりますので、そのマイルージをつくるかどうかはちょっとまず置いておきまして、まずそういう施策づくりから、一から始めたいと思っておりますので、保健センターを中心に一度考えさせていただき、皆さんにお示しができればというふうに考えておりますので、またお力添えをいただければありがたいというふうに思います。どうぞよろしく申し上げます。

○1番 松本正美君

蟹江町もこれから高齢化が進み、お年寄りの人も多くみえるわけなんですけど、どうしたら予防対策ができるかということ私たち議員もしっかり取り組んでいかなきゃいけないし、町側もしっかり取り組んでいただきまして、健康予防につきまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で松本正美君の質問を終わります。

質問3番 水野智見君の「舟入地区整備について」を許可いたします。

水野智見君、質問席へお着きください。

○2番 水野智見君

2番 水野でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、初めての一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

横江町長は、3期目の町政を担うに当たり、ビジョンの一つに、JR蟹江駅、近鉄蟹江駅、富吉駅の周辺地域において、都市基盤の確保に向けた取り組みを推進していくと表明されました。私は近鉄蟹江駅南舟入地区の取り組みを強く希望し、改めてお願い申し上げます。

また、私ごとですが、舟入地区に隣接する西福田土地改良区理事、福島工区工区長を現在務めており、本年度より水回りを担当しております関係上、そのような関係も含めた質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

さて、蟹江町では、平成23年度を初年度とした第4次蟹江町総合計画が策定されており、今後の町の進むべき方向性が示されております。今後の10年間で町民、事業者と行政が一体となった協働によるまちづくり力増進の機会ととらえ、魅力あるまちの実現を目指して策定されています。その中の一つには、今後の土地利用構想も含まれており、町では、この総合計画の策定に先立ち、平成21年度に都市計画マスタープランの見直し、策定がされています。町内5学区を対象に開催されたまちづくりミーティングにあわせて、それぞれの地域の特性、現状を踏まえた今後のまちづくりプランの説明がありました。

この都市計画マスタープランの中で、舟入地区の将来像として、舟入一、三、四丁目と宝一丁目地域で、既存の一部市街化区域を除いては生活道路の整備を含めた現状の居住環境の

向上と河川を取り囲んだ景観づくりの地域として位置づけられ、また、宝二、三丁目地域で、既存の一部市街化区域を除いては、将来的には市街化拡大を検討すべき地域として位置づけられています。

そこで、これらに示されている舟入地区の今後の整備手続などについてお尋ねいたします。

ある区域を市街化にする手法の一つに、区画整理事業が考えられます。区画整理事業などで基盤整備を行う場合の道路幅は6メートル以上とお聞きしていますが、町内では6メートル未満でも市街化となっているところが見受けられます。市街化にする場合には、6メートル以上の道路が絶対的条件となるのでしょうか、お尋ねします。

○産業建設部次長・まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、蟹江町は昭和45年11月24日に線引きがなされまして、町内が市街化区域と市街化調整区域に大別をされました。その後、昭和54年と昭和59年に土地改良事業が完了した一部の地域が市街化区域に編入され、また、平成9年には、現在土地区画整理事業が施行されております蟹江今駅北地区と藤丸団地内が追加編入され、現在の市街化区域の状況になっております。

ご質問は、市街化区域になるには6メートル以上の道路幅員が絶対条件なのかということですが、ご質問にもありましたように、現に市街化区域になっている中にも6メートル未満の道路は多くありますので、道路幅6メートル以上が市街化区域となる絶対的な条件とはなっているわけではございません。しかしながら、市街化区域編入に向けた土地区画整理事業などの基盤整備事業の実施や都市計画法に基づく開発許可基準では、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上、さらには事業活動の効率上などの支障がないよう住宅地の道路は原則道路幅6メートル以上の道路を計画することとなっております。

したがって、今後における本町のまちづくり計画におきましては、基本的には道路幅員は6メートル以上の道路を計画していくこととなります。

以上でございます。

○2番 水野智見君

ありがとうございました。

ただ、現況、宝地区は4.8メートルの道路幅とお聞きしていますが、それを拡張するに当たっては、中には建物がかかるとか、そういう関係の方もあると思いますので、結構事業を進めるには難しい問題があると思います。例えば、ここのところは6メートル以上とか、こちらのもう一本のところは6メートル未満とか、そういう形ができるのかとか、また、一部に関しては、どうしてもやむを得るところに関しては、一方通行なども含めた方法もあるかとは思いますが、そういうことも含めた今後の検討をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それで、次に伺います。

次には、人口集中地区との関係をお尋ねいたします。

ご存じのように、舟入地区は古くからの集落が集まっており、そのほとんどが人口集中地区に含まれています。人口集中地区に指定されていれば、市街化区域に認可される場合があるということをお聞きしましたが、人口集中地区であるこの舟入地区が市街化区域として位置づけられていないのはどうしてなのでしょう。宝地区の中には既に一部が市街化区域に指定されたエリアがあります。このエリアに残っている農地は未利用地として位置づけられているともお聞きしましたが、また、市街化区域拡大の障害となっているのでしょうか。あるいは、それ以外に町全体における未利用地の問題があるともお聞きしていますが、そのあたりはどのようになっているのでしょうか、答弁をお願いします。

○産業建設部次長・まちづくり推進課長 志治正弘君

人口集中地域、これは都市計画用語でD I D地区と申しますが、市街化区域への編入とD I D地区との関係でございますが、先ほどの回答でもちょっと若干ふれましたが、市街化調整区域を市街化区域に編入するには、土地区画整理事業などによります基盤整備事業の実施が絶対的な条件となります。しかしながら、ただ単に基盤整備をすれば、市街化になるのかというと、そうではございません。ほかにも都市計画マスタープランなどの上位計画への位置づけや整合性、市街化編入にする地域の規模や位置の妥当性などの基準条件がございます。

舟入地区は蟹江川沿いを軸としまして、東側に広がる既成市街地のほとんどが人口集中(D I D)地区でございますが、現在市街化区域とはなっておりません。D I D地区で計画的な市街地形成が確実に行われる区域ということで、市街化編入の基準の一つとして示されてはおりますが、市街化集中区域(D I D)地区だからイコール市街化区域に認可されるというものでもございません。さきに述べました基準などのすべての基準を満たす区域が市街化区域に編入できる区域ということになります。

また、未利用地の問題につきまして、市街化区域の編入に当たっては、いたずらに市街化区域を拡大しないよう、現在の市街化区域における未利用地の状況を十分に配慮することとされております。したがって、新たな市街地として編入をする地区周辺の市街化区域内農地等の未利用地の状況だけではなく、あくまでも町全体の市街化区域内農地等の未利用地の状況が問題となってくるものでございます。

以上でございます。

○2番 水野智見君

ありがとうございました。

町全体の未利用地の件で、先日町のほうにお伺いしましたところ、24年度の資料であります。田んぼに関して本町地区で1万4,527平米、蟹江新町で5,770平米、今西で6,655平米、平安で5,805平米、錦で3,847平米、源氏で5,625平米、学戸で3万7,987平米、八幡、泉、緑、

旭で8,036平米、合計で8万8,252平米あるとお聞きしました。これはあくまでも24年度ですが、これは、私が関係しています福島地区の現在の農地の総面積が9万8,000平米で、1万平米違うだけでかなりの面積がまだ市街化の中で残っているんだなということを思いました。

先ほど次長から答弁もいただきましたが、いろいろな基準があり、未利用地の問題等もあると思いますが、今後検討課題の一つとしてお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、次に移ります。

市街化調整区域地区計画についてお尋ねします。

この計画は、これまでの拡大成長を前提とするまちづくりのあり方を転換し、人口減少、超高齢化社会に対応したまちづくりを実現するために都市計画法が改正、平成18年5月31日に公布されたものであり、開発許可制度が大きく見直されました。法第34条10号に基づく開発許可等の前提となる地区計画について、法第19条3項に基づき、協議するに当たっての考え方を示したものであります。いわゆる指針ということですが、その指針の運用の中で、ただし書きとして、地域の状況などによっては本運用で想定した以外に望ましい運用がある場合も想定される。そのような場合には地区計画は市町村が定める都市計画であり、市町村の独自性を尊重すべきであることから、地域の実情に即して都市計画上、合理的なものであれば、当該市町村の運用によることも考えられると定められており、調整区域においても、市街化調整区域地区計画が定められれば、規模などの制限はあるものの、分譲住宅や2階建てアパート等の建設ができ、人口増加にもつながる住宅の建築も可能になるとお聞きしております。この地区に町として地区計画を定められるお考えはございませんか、お尋ねします。

○産業建設部次長・まちづくり推進課長 志治正弘君

地区計画について答えさせていただきますが、まず、この地区計画というものにつきまして、初めてお聞きになった方もあろうかと思っておりますので、今、議員のほうから説明はありましたが、簡単に私なりにご説明をさせていただきます。

地区計画は、地区レベルでのまちづくりの要請に応じて、道路、公園などの公共施設の配置や建築に関する規制などについて地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくり計画で、市街化区域、市街化調整区域を問わず、策定できる計画でございます。行政が主体となって定める場合もございますが、基本的には地域の皆さんが主役となって進めるまちづくり計画でもあります。また、市街化調整区域内の地区計画は、市街化調整区域における秩序ある土地利用の観点から、開発を促進する目的ではなく、開発を適正に規制、誘導するものでございまして、この地区計画の策定に当たっては都市計画法上の手続が必要となり、最終的に県の同意を得た上で町が都市計画決定し告示をいたします。

今、議員の説明にもございましたように、この市街化調整区域内地区計画につきまして、愛知県ではガイドラインを策定しております。愛知県の場合、住居系と工業系の用途に限っ

て地区計画の策定を認めております。ガイドラインに示されております県の指針、今も議員のほうから言われましたが——によりますと、町の都市計画マスタープランでの位置づけや土地区画整理事業などによる基盤整備同等程度のインフラ整備、6メートル以上の道路や浸水対策のための雨水調整施設等の整備等が求められておりますので、基本的な基盤整備事業と変わるものではございません。

結果的に、地区計画は人口増加や開発を適切に規制、誘導する観点から、基盤整備手法の選択肢の一つと考えられますが、公共施設等の用地確保、区画整理事業とは違ってそのエリアを集約的に計画を立てて整備するものですから、減歩等を伴いません。そうした観点から公共施設等の用地確保や一部地権者への過大な負担など、住民皆さんの相互理解、また、事業費の確保など、難題も多く想定されますので、地区計画の策定に当たりましては、今後慎重な検討と調整が必要であるものと考えております。

以上でございます。

○2番 水野智見君

ありがとうございました。

一般的に基盤整備というのは、私の場合もそうですが、基盤整備するには市街化イコール区画整理という感じで考えておりましたが、先日、県の都市計画課においてお聞きしまして、先ほど質問させていただきました人口集中地区の件とか、市街化調整区域地区計画のことについて教えていただきました。区画整理以外にも、これ以外にもあるのかもしれませんが、いろいろな方法があるなということを知りましたので、今後いろいろな課題はあるとは思いますが、前向きに取り組んでいただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、配水の視点から考えた場合、宝地区における市街化エリア設定のあり方についてお尋ねします。

市街化エリア予定の東に隣接する中川区福島地区を含めた現状の用排水の流れを見てみますと、まず、用水は福田川沿いにある福島地区内の宮田用水のパイプラインより東から西に向かって、宝三、二、一丁目の順に田んぼへと供給されています。一方、排水についても、福島地区は東に隣接する福田川への排水ができないため、用水と同じような経路で逆に東から西に流れ、最終は本町、舟入排水機場から蟹江川に排水されています。将来この区域が市街化区域に編入されれば、公共下水道などが完備されることになると思われます。しかし、現在の都市計画マスタープランでは、宝地区全体が同様な位置づけではなく、蟹江駅の南エリア、宝二丁目の一部、三丁目が市街化拡大エリアとして位置づけられています。公共下水道の整備も含み、地区全体の水の流れを考えた場合、宝一、二、三丁目がどういう計画であれ、同じ計画で進められるほうがよいと考えていますが、用排水を含めた水の流れに支障が生じるようなことはないのでしょうか、あわせてお尋ねします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

排水路についてのご質問につきましては、土木農政課よりお答えさせていただきます。

宝一丁目から三丁目までの全部、もしくは一部が市街化区域となった場合、福田川の西地区（中川区福島三丁目）からの水の流れは、従来通り確保できるかというお尋ねでございます。

こちらにつきましては、結論から申し上げますと、宝地区内の全部、もしくは一部が市街化区域になっても、現存する用排兼用水路の流れを変えることなく利用することとなります。仮に区画整理事業等が施行されましても、その計画の中で市街化区域内は暗渠、オープン水路の形態の違いはあれ、いずれかの方法で計画することとなりますので、末端の舟入排水機場に接続される計画となります。ただし、この地区はパイプラインではなく用排兼用水路ですので、調整区域内農地に用水を用いることとなりますので水管理上、その区域内をゲートにて調整していただくことが必要になってくると思われまます。

以上です。

○産業建設部次長・まちづくり推進課長 志治正弘君

ご質問の中に、地区全体の見直しのお話ございましたので、その件につきましては、私のほうが都市計画マスタープランの観点からちょっとご回答させていただきます。

現都市計画マスタープランでは、近鉄蟹江駅南の宝二丁目、三丁目の一部を将来的に市街化拡大に向けた取り組みを検討する地域、まちづくり検討地区と申しておりますが——として位置づけております。基本的な区域の考え方といたしましては、市街化区域に連檐し、利便性が高く今後無秩序な開発が懸念される地区をまちづくり検討地区として選定し、計画的な都市基盤の確保に向けた取り組みを進めることとしております。

また、マスタープラン上での土地利用方針のエリア選定、これにつきましては、おおむねの区域でありまして、区域が確定されているものではございません。今後この計画を基本に具体的なまちづくり地区を検討していくに当たっては、議員のおっしゃられるように、公共下水道等の公共施設整備の観点から、宝地区全体で検討することが望ましいという判断がされれば、宝地区全体で再度まちづくり検討地区として位置づけることも可能であるのではないかと、そういうふう考えております。

以上でございます。

○2番 水野智見君

ありがとうございます。

特に用排水に関しては、先ほど最初に述べさせていただきましたように、私、福島地区の水回りを今担当させていただきますして、排水に関しては、ここにも述べさせていただいたとおり、福島地区は舟入の六工区の宝地区内、舟入の一丁目のほうもそうですが、そちらのほうの排水路のほうを通らなければ排水することが一切できません。そういう関係もあって、今現在もうまくときどきできないときもあって、私ども福島地区のほう排水したいときで

も、六工区のほうが排水をされないと一切排水ができないという状況もありますので、この整備に当たってはそういうことも十分考慮してしっかりやっていただきたいということをあわせてお願いします。

そういうことで、一、二、三丁目も同じ計画ということで、やはり私は用排水のことも含めて同じ計画を立てていただくのが一番よいと考えていますので、ただ、これは住民の皆さん、地権者の皆さんが最終的には決められることかと思いますので、また、町のほうも今後計画を進めるに当たって、十分住民の皆さんとの検討をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、農業振興区域の見直しについてお尋ねします。

町長は、6月の所信表明の中で農振区域の見直しを検討する旨の発言がありました。舟入地区にも農業振興区域に指定されている地域があります。こうした区域の水田は降雨時、特に多発する局地的な豪雨などの保水機能も有しているものであります。地区の浸水被害を抑えるために稼働する排水機は、そのほとんどが農業予算の中で設置されたものであります。舟入地区での農振区域の見直しをした場合、エリアの縮小によって現在稼働している本町、舟入、宝、舟入排水機の補修、整備、また今後の増設や遊水池の建設計画などに支障はありませんか。

先日、9月4日のゲリラ豪雨により舟入を初め、町内各地の道路が冠水しましたが、排水対策及び排水機能は十分だったのでしょうか。私もちょうど水回りの関係上、現場を見に行ったんですが、排水路のほうはほぼいっぱいでしたが、逆に田んぼのほうに逆流しているという感じで、現在の田んぼが貯水池のかわりをしているような状況でした。

それと、もう一つ、先日たまたま確認したんですが、本町舟入排水機場の工事が完了したところと近鉄線の間で堤防の上部のところに亀裂がありました。この排水機の工事との関係があったのでしょうか、あわせてお願いします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

舟入地区の農振区域が見直されると、その区域の受益面積が変わることになりますけれども、現在の排水場の整備、能力、遊水池建設計画等に支障が生じるのか、また、9月4日のゲリラ豪雨で道路冠水があったが、排水能力は十分であったのか。あと、蟹江川左岸に亀裂があったが、それについて現在どうなのかということのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、JR南より舟入までの蟹江川左岸東側には、今地区の今排水機場、本町地区の本町舟入排水機場、舟入地区の舟入排水機場がございます。その流域面積には市街化区域を含んでございます。したがって、市街化区域の中の排水機場を整備するに当たりましては、愛知県の緊急農地防災事業でつくられた機場となっております。したがって、この先、市街化区域となって流域内の開発が進み、土地利用の変化で流量が増加したり、あるいは

また地区内の排水機の経年劣化による機能の低下が起きると、冠水被害が増加することになりますので、ここの被害を防除するための補助採択されるものでありますから、支障は生じないものと考えます。

さらに、排水能力におきましても、開発によって地区内からの流水量が増加すれば、当然アップできるようなことに検討も必要になってくるかと思えます。

次に、9月4日のゲリラ豪雨につきましては、道路冠水しましたが、現在の排水能力で十分かということでございますけれども、現在本町、舟入地区におきまして、仮称宝排水機場を建設してございます。新たな計画では、現在の排水量が毎秒1.99トンでございますが、これが3.20トンにアップすることに加え、真ん中にあります本町、舟入さん、湛水防除であります排水機場は昭和46年当時につくられたものでございまして、湛水防除ですので、ポンプの据えつけ位置が非常に高く、高い位置に水路が深くならないと運転できないという状況でございましたが、今後は低い位置でポンプを設定することになりますので、排水機能の向上が図られると思われまます。

しかし、すべてにこれで万全かということは言い切れません。特に最近のゲリラ豪雨は、予想以上の雨が降りますので、さらに事前準備を整え、早目のポンプ始動に対応したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

次に、蟹江川左岸近鉄線のすぐ南の堤防に亀裂ということでございますが、本年4月にも駅前団地よりお話がありました。管轄は愛知県が河川管理でございまして、県のほうの河川維持のほうに確認をさせました。させた内容につきましては、破堤するような問題は起きませんという回答をいただいております。ただし、亀裂ということでございますので、住民の方が非常に危惧されますので、今後どのようにするのかということにつきましては、宝排水機場の建設計画に加え、海部農林と建設が調整して今後改修を進めるということ聞いてございます。

以上でございます。

○2番 水野智見君

ありがとうございます。

亀裂に関しては早急に対応していただくことを改めてお願い申し上げます。

農振の見直しに関して、特段支障がないというふうにお受けしましたが、そうであるならば、マスタープランの中で舟入一、三、四丁目は東西南北をそれぞれつなぐ動線の確保をするというふうに位置づけられております。ぜひ見直しの検討を改めてお願いしたいと思えます。よろしく申し上げます。

次に移ります。

防災について伺います。

舟入地区内では避難所として舟入小学校、舟入公民館、舟入ふれあいプラザが指定されて

おり、これらはすべて2階建てで、3カ所とも舟入地区のほぼ中央に位置しております。地区の南側、舟入四丁目の地区のほうには避難所は非常に遠く、この地区の居住する住民の方からも、タウンミーティングでは、できる限り近くでの避難所の設置を強く要望されておりました。蟹江川の排水機場に弥富の孫宝の排水機場の避難所と同形式のようなものを建設計画をされていると聞きましたが、先日、孫宝排水機場を確認しましたところ、昇降設備は階段のみということで、災害時要援護者の方にとっては不便だなということを感じましたが、いかがでしょうか。町として現在、具体的に計画されていることはありますか、お答えください。

○安心安全課長 岡村智彦君

では、舟入地区の避難所についてご答弁申し上げます。

舟入四丁目付近の住民には、やはり町指定の避難所には距離もあり、緊急避難所として指定できる高層の建物もございません。そこで、町といたしましては、蟹江川排水機場を緊急避難場所として指定できないか協議中でございます。名古屋市港区南陽町西福田地区の住民も近くに避難所がなく、蟹江川排水機場を避難所に要望しているところでございます。今後名古屋市側とともに、愛知県に対して粘り強く要望していきたいと考えております。

具体的には、名古屋市、蟹江町、愛知県との間で一時避難施設としての使用に関する協定を交わす方向で考えております。しかし、この鉄筋コンクリート3階建ての蟹江川排水機場ですが、手すり等の設備及び改造費が必要になります。外階段につきましては、現在西側に3階までの外階段が設置されていますが、東側にも必要と考えられます。さらに、3階の屋上にも転倒防止柵が必要となるなどが課題であります。改修にかかわる費用面の問題など、愛知県と協議が必要であり、具体的に打ち合わせのほうを進めたいと考えています。

以上でございます。

○2番 水野智見君

ありがとうございます。

ただ、舟入四丁目のほうには今後もその他の避難所について新たな検討をお願いしたいと思います。

災害はいつ起こるか予想できませんので、迅速丁寧に対応していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、舟入地区のみならず、水郷のまち蟹江は、川に囲まれたまちであります。蟹江川右岸の河川グラウンド側にレジャーボートが多く係留されています。南海トラフ巨大地震発生時には、最大3メートルの津波に見舞われるともいわれておりますから、その際には、係留されたボートが遡上し凶器になるのではと、地域住民の方は心配、危惧をされてみえます。また、平成25年度蟹江町防災計画の中で、液状化対策として、町は個々の地盤に対応した適切な対策工法の実施を促進するとされています。水郷のまち蟹江は堤防が多く、

また、公共施設の液状化対策も含めた町としての防災危機管理についての考えをご説明願います。

参考までにですが、お聞きしたいもう一点、現在日光川の国道1号線及び近鉄線周辺の工事が行われていますが、これはどのような対策がなされているのかも、あわせてお示し願います。よろしくお願います。

○土木農政課長 伊藤保彦君

3連動地震の発生時の蟹江川のレジャーボートの脅威という関係と、日光川の堤防対策についてのご質問かと思いますので、それについてお答えをさせていただきます。

まず初めに、河川管理者であります愛知県が把握しております蟹江川右岸、日光川右岸、日光川中央には約150隻ものボートがあると聞いてございます。県は河川法に基づきまして、県の許可を得ずに河川に船舶を長期に係留することや、栈橋などに係留施設を設置することは法によって禁止をしてございます。

このことにつきまして、平成23年度に奥田議員にもご質問いただいております。その翌年の24年2月に、蟹江川に放置されておりました所有者不明の11隻を県が撤去してございます。また、愛知県は、河川における不法係留対策実施要綱に基づきまして、弥富市の境港に暫定係留施設を平成23年6月に設置し、弥富市がその施設を占用しまして、運営管理につきましては、その地区の漁業権者の方で行ってございます。占用期間としましては、10年としまして、係留許可は申請時の船舶に対して行われると聞いてございます。したがって、更新ができませんので、徐々に不法係留の船舶は減少していくこととなりますよということを県のほうから聞いてございます。

このような経過を経まして、本年5月末に蟹江町も不法係留船等の対策について、県より協力要請がございました。それに基づきまして、8月中旬に土木農政課の職員で蟹江川と日光川の代表者の方と個々に説明会を実施しまして、3カ所に係留されてございますボートを1カ所にまとめる施設の建設計画、また、設置後の施設運営管理の形態について打ち合わせを行いました。これらの調整にはまだまだ時間がかかりそうな状況でございますが、愛知県、また町、船舶所有者と調整をしながら、なるべく早い段階で方向性を見出したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、日光川の工事についてお答えをさせていただきます。

愛知県が実施しております河川の整備工事としましては、河床の掘削、築堤、護岸整備、橋梁改築でございまして、堤防強化には耐震対策、質的強化を行ってございます。このようなことから、優先的に実施すべき箇所について検討されておまして、整備に努めていただいております。

現在、防災道路計画は、浸水が発生した際の被害の軽減のために、避難路や緊急輸送路として全長約20キロメートル、車道2車線、片道歩道、幅員9.75メートルのうち、東名阪自動

車道から主要地方道名古屋津島線までの4.2キロが今現在供用されてございます。そこで、蟹江町にございます国道1号線のところに日光大橋がございます。その日光大橋につきましても橋梁のかけかえが必要でございますので、現在国道1号線は国土交通省の管轄になりますが、日光大橋のかけかえと県の関係する防災道路とが協力しておりまして、最終的には日光大橋は平成27年度完成予定でございますし、防災道路につきましても、観音寺橋から日光大橋までの間が平成29年度供用開始予定と聞いております。

以上でございます。

○2番 水野智見君

ありがとうございました。

今後は国・県ともしっかりと連携して、対策促進を改めてお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

最後に、町長の所見をお願いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○町長 横江淳一君

水野議員におかれましては、舟入地区の整備についてという題で一般質問をいただきました。それぞれの担当者がそれぞれのセクションの問題点、そして、可能なこと、これからやれるべきことをお話をさせていただいたというふうに理解をさせていただいております。私も平成17年の4月から蟹江町長を拝命させていただき、この4月2日で3期目を担うこととなりました。そんな中で、冒頭に水野議員にお示しをいただきましたJR蟹江駅並びに近鉄蟹江駅、そして、駅北の整備並びに平成21年度、先ほどおっしゃいました都市計画のマスタープランの見直しを含めた第4次総合計画の中で、しっかりと蟹江町の開発を進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、この地区をとってみても、ご指摘いただいたとおり、市街化区域に編入されたといえども、まだまだ未利用地がたくさんございます。ただ、無駄に未利用地があるわけではなく、ある意味遊水池の役目をしている部分もたくさんあるわけでありまして、無駄な乱開発を防ぐための先人の知恵、これもひよっとしたらこの地域の開発にあったのではないのかなと、そんなことを思っています。

水野議員は特に舟入地区にお住まいでございますので、先ほど来の農振地域の開発等々、市街化区域の編入の問題、多岐にわたる質問をいただきました。今後、都市計画が決定している道路を、数十年前に都市計画された道路等々のこともまだ古い話として残っておるわけですが、新たに近鉄の南の地域、特に宝地域の全面的な市街化に向けての編入、これは大変たくさんのハードルがあるわけでありまして。範囲をどのくらいにすればという意味もありますし、逆に言うと、国道1号線を巻き込んでという考え方もございます。平成21年度の都市マスの見直しの中での最低限の開発、これをまずひとつ視野に入れながら、近鉄南のロータリー、そして、近鉄の駅の整備に相まって、あの地域の整備をこれから進めていかな

きやいけないな、こんなことを今心に受けとめさせていただきました。

地区整備についてでも、特に愛知県にいろいろな要望をさせていただいている中で、特に、市街化区域に編入の一つのやり方としては、今現在、大変申しわけないんですけれども、区画整理事業を中心とした事業が不可欠であります。ある意味、いろいろな要因を持って大村知事のお話の中でも、市街化区域の編入緩和というお言葉が実は就任早々あったわけですが、中の内容をしっかり熟読してみますと、下水道が整備をしてなきやいけないとか、いろいろな高いハードルの要望があったやに思っております。ある意味蟹江町にしっかりとマッチした開発をこれから地域の皆様方、そして議員各位とやっていかなければいけないというふうに思っております。

11平方キロという大変小さな町でありますけども、名古屋のすぐ本当に西隣、大変便利な町であります。市街化率がまだ40%に満たないこの地域を皆さんと一緒に計画的にしっかりと、しかもスピードをもって今後進めてまいりたい、かように思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思えます。

また、最後にいただきました安心・安全なまちづくり、特に排水機で守られている地域でございますので、排水機の維持管理並びに避難所の整備、これもしっかりと心がけてやってまいりたいと思えますので、また水野議員には格段のご協力をよろしくお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○2番 水野智見君

ありがとうございました。

最後になりますが、先般東京オリンピックがオールジャパンの体制で招致運動をされまして、その結果、東京オリンピックが実現されることになりました。蟹江町もオール蟹江で議会、行政、住民が一体となり、住みやすいまち、住みたくなるまちづくりをしっかりと目指していただきたいと思えます。町長におかれましては、オール蟹江のチームリーダーですので、しっかりしたリーダーシップを発揮していただいて、今後のまちづくりをお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

終わります。

○議長 高阪康彦君

以上で水野智見君の質問を終わります。

質問4番 山田新太郎君の1問目「自転車通学に免許証を」を許可いたします。

山田新太郎君、質問席へお着きください。

○6番 山田新太郎君

6番の山田新太郎でございます。

通告書に従って、「自転車通学に免許証を」について質問をさせていただきます。

実は2年前の6月議会において、これに関連するんですが、「北中の自転車通学許可を」

について、私は質問をさせていただいております。その経緯については、そのときにもお話をしておるんですが、私は約2年半ほど前、真冬の6時ごろ、暗いときに自転車に乗って走っておりましたら、今の役場の南側のほうの白沢ドラッグのあたりで、中学生と思われる方に呼びとめられました。その方は、悪いですけども、背が低かったので、恐らく中学校1年生ぐらいだと思いますが、その方がリュックサックのように非常に大きな荷物を背負って歩いておられたわけです。私に話しかけてこられまして、なぜこんなに重いものを背負って家に帰らなければならないのですかと。蟹江中学校は自転車通学が許されているのに、なぜ蟹江北中学校は自転車通学が許されないのですかと。ぜひ自転車通学ができるように町のほうに働きかけてくださいと言われました。ほかにもその後何人かの人に会うと、特に女の子が多かったわけですけども、ぜひ自転車通学をさせてくださいというお話でした。私はそのとき、議会議員ではありませんでしたので、もし通ることができたら、6月議会の時点において自転車許可ができるように一般質問をしますという約束をしました。幸いにして当選することができて、2年前の6月議会において、自転車通学許可について質問をさせていただいたわけでございます。

それで、きょう、本年度の5月13日より自転車通学が許可されております。私はそのときの中学生の皆さん、多分もう高校生になっておられますが、このように自転車通学の許可されたことに対して、非常に喜んでおるとともに、約束が果たせたことを心より喜んでおります。

それで、質問をさせていただきます。

今申しましたように、本年度の5月13日より蟹江北中学校において、自転車通学が許可されております。今年度の5月の時点で何人に自転車通学の許可を出されましたか、人数を教えてください。そして、その方たちは全校生徒の何%でしたか。よろしくお願ひします。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

それでは、まず、最初のご質問ですが、1年生が28名、2年生が25名、3年生が26名、合計79名の生徒が許可をされており、今もその生徒たちが自転車で通学しております。その割合ですが、全校生徒数は402名ですので、約20%の生徒が自転車許可をされております。

以上です。

○6番 山田新太郎君

ありがとうございました。

自転車置き場の問題もあって、とりあえずこの人数の方が許可されると理解されておるんですが、実はことしの北中学校の卒業式の日ですが、私は前の伊藤校長先生がこの3月いっぱいをもって退職されることは、ある方より聞いて知っておりました。その卒業式の日、伊藤校長先生はいつも玄関先で来賓の方々を見送りされるわけですが、私はちょっとことし所用がありまして、終わりごろ、皆さんがほとんど学校から出られた最後の近くに、玄関先

へ行ったわけです。そうしたら、伊藤校長先生が私の顔を見るなりすすつと歩み寄られて、私の手を握られました。強く握られました。私は2つのことがあったんだと、そのときに思いました。一つは、伊藤先生みずからの教員生活最後の卒業式であったわけです。そしてもう一つ、その卒業式の2日ほど前ですが、私はある方から極秘に、実は蟹江北中学校の自転車通学許可が決まりましたという話を聞いておりましたので、ああこのことも含んでだなどと理解をしました。

そして、この自転車通学は、北中学は昭和55年4月に設立をされております。その間約33年間が経ているわけです。最終決定権者は校長先生です。この議会でも皆さんの前で町当局の方から説明がありました。その苦渋な決断を校長先生がされ、その重荷に非常に感涙にむせっておられたと思います。目を見ました、涙ぐんでおられました。多分自分の人生の卒業式とこの通学許可における経緯について、非常に苦勞をかけたその結果として、満願の思いがあったんだと思います。私はそのとき手を握りながら、校長先生にお疲れさまでした、そして、広範の礼を述べるまでもなく、ありがとうございましたと深々と校長先生に頭を下げました。校長先生は無言でした。また手を握りかけて、一生懸命私に握られました。ありがとうございましたともう一度言ったら、手を離していただけました。それだけ校長先生には多大な迷惑とは言いませんが、大きな仕事だったと思います。その後、ある方から、この校長先生の決定は、次の校長先生に対して申し送りをしますと。杉浦教頭先生に引き継ぐように指示がしてありますと。新しい校長先生が赴任されたら、そのときにいま一度このことを示していただいて、最終的には許可がおりると思いますよという話でした。

それでですけれども、これが許可がおりるに当たっては、PTAの皆さん、そして、教育委員会の皆さん、それから、校長先生以下先生方々、教育長、多くの方に大変なご苦勞があったと思います。すいませんが、差し支えない範囲でその経緯、つまり苦勞の経過を皆さんの前でお示ししていただきたいと思います。お願いします。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

それでは、学校内でいろいろと検討されてきた内容、それから、討議された内容についてちょっとご報告をさせていただきます。

23年6月の一般質問の以降、学校とは自転車通学について我々も話し合いをしました。学校のほうでは、前向きに検討をしていきたいというようなお考えでございまして、ただ、早急に対応はできないということでございましたので、まずは生徒の通学時の負担軽減を考えまして、学校へとめ置きできる荷物を多くしたというふうな経緯がございます。

23年9月、校内の検討委員会では、いろいろと通学路、通学方法について検討した内容を学校も評議委員会、それから学校関係者評価委員会、それから地区懇談会、それから保護者の方です。あとPTAの常任委員会などの場において、自転車通学の必要性や課題についていろいろ意見交換がされたと聞いております。そして、12月、全校生徒対象にしまして、自

宅の位置、通学路と通学時間、それから、交通安全等についてのアンケートを実施されました。

24年5月、自転車通学を認めることを前提に、地域の方々への影響、それから安全な通学路の策定、交通安全指導、通学許可をする範囲、駐車場の確保などの検討を重ねられ、25年3月には一部の生徒を対象に自転車通学の試行を行われた後、アンケートを実施し、25年5月から一部の生徒ですけれども、通学が実施されたということでございます。

以上です。

○6番 山田新太郎君

余りにも多くのことがあって、簡単な淡々と述べられておられますが、多くの方々に大変たくさんの時間を割いていただいたこと、心よりお喜び申し上げます。どうもありがとうございました。

それで、当9月議会において、自転車駐車場の増築のための予算が計上されています。何台分の増築を予定されていますか。また、現在、前から体育館の北側にある古いほうの駐車場、それに対してはどのように対応されるおつもりですか、教えてください。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

まず、新築します自転車駐車場ですけれども、これはまず、東門を入れてすぐ北側に160台、それから庁舎西側に66台、合わせまして226台の自転車の駐車ができるように今考えております。

また、もともとあります体育館北の自転車駐車場ですけれども、こちらのほうは塗装工事、あと電気工事などの改修を行いまして、80台の駐車が可能となる予定です。合わせまして306台の自転車を駐車することができます。

以上です。

○6番 山田新太郎君

ありがとうございます。

新築されるのはきれいでも当たり前ですが、体育館の北側の古いほうの自転車置き場まで塗装などをしてリニューアルをされるということをお聞きしまして、非常に安心をしております。

それで、3番目ですけれども、増築に当たって、自転車通学者数は合計、古いのも新しいのも含めて何人になるんでしょうか。また、その全校生徒のうちの何%の人が最終的には自転車通学ができるようになりますか、教えてください。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

許可範囲を広げるということで、学校のほうでは約240名の生徒が自転車通学をする予定だということを聞いております。平成26年度の4月入学時の児童生徒数は396人を我々予定しておりますので、約60%の生徒が自転車通学をすることになると思います。

以上です。

○6番 山田新太郎君

全員協議会の折に、ここで、整備についてという資料が配られております。境界についての地図もまた配付されております。非常に広範囲の人たちがこれで自転車通学ができるようになります。私も本当に心からいいことをやったんだなと自画自賛をしております。

それで、本来の一番大切な問題なんです、この自転車通学にすることによって、どのくらいの時間が短縮されるかということについて質問したいんですが、私は須成なんですけども、先生方に聞くと、須成の柳瀬あたりが本当は北中から一番遠いということをお聞きしたんですが、私はそのことを知りませんでしたので、図書館の南側が一番遠いというふうに感じておったものですから、自分で歩いたのは図書館の——いろいろなところから歩きましたけれども、柳瀬地区からは歩いておりませんでした、そこでお聞きします。

あくまでもお子さんの足の能力の範囲でお答えしていただきたいんですが、私が今思うには、図書館の南側、そして、須成の柳瀬地区、それぞれ徒歩でどのくらいかかるのか。また、その徒歩の方たちが自転車で通った場合どれだけかかるのかについてお答えください。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

冒頭申し上げましたように、学校のほうではもう全校生徒を対象にアンケートをとっております。議員言われるように、柳瀬地区から図書館、八幡の一丁目、二丁目のその地区ですけれども、大体距離的には2.4キロぐらいかなというところなんです。それで、統計からいきますと、片道徒歩でまいりますと、大体40分から45分、自転車ですと、これも両地区とも片道20分から25分と聞いております。ですので、登下校でそれぞれ何分ぐらいの時間短縮になるかといいますと、両地区とも往復で登下校で40分ぐらいの時間短縮になるというふうに聞いております。

以上です。

○6番 山田新太郎君

今聞いていただいたように、それぞれの個人差はあると思いますが、大体登下校合わせて40分程度の時間短縮になるということです。実は私もある高校に通っておったんですが、名古屋駅まで近鉄で行って、それから、そこからバスに乗っていくと大体1時間半かかったわけです。私高校時代野球やとった関係もあって、伊福の人が自転車で行ってあって、私はそんなとこまで自転車で行く意思は全くなかったんですが、実はその男に誘われまして、高校1年生の後半からほとんど自転車で行ったわけなんです。そうすると、自転車で行くと、45分ぐらいだったんです。それも高校生で野球やっていたわけですから、めちゃめちゃ体力あったんで、すごいスピードで行ったんですが、だから、約片道で1時間、往復で2時間弱の時間が短縮できたわけなんです。私も大学受験しようと思っていたわけですから、その時間、勉強の時間もできましたし、休憩する、寝る時間もできましたし、非常に時間短縮が有効に働

ました。

今お答えいただいたように、学校のほうからこの有効になった時間の使い方について、ぜひ指導をお願いしたいと思います。時間が余って遊ぶ人もいるかもしれませんが、それはやはり避けるべきですので、どれが有効がわかりませんが、家族の団らん、そして、中学校3年生に関しては勉強、このような有意義な時間の使い方をぜひ学校側からもご指導願うようにお願いをいたします。

それで、次ですけれども、本題に入ります。

自転車通学の許可がおりたわけですが、ぜひ大げさかもしれませんが、安全な自転車通学のために、通学免許制度を導入していただきたいと思います。呼び方はどのようになるか、それは最終的に学校側で決めていただければいいんですが、ここにある資料を提示します。

自転車事故数ですけれども、これは警察に届けられた自転車事故数です。平成23年度は14万7,674件です。平成24年、去年は13万5,380件です。以降、20年以降からさかのぼっていきます。平成20年16万7,010、平成21年16万4,004、平成22年15万5,480、つまり平成20年を境にして、それまでは17万件ぐらいあったんですが、どんどん下がってきておるわけです。平成24年では13万5,380件です。これはあくまでも警察に届けられた事件なんですね。これを注視しないかと思うんです。だから、接触事故、警察までいってない事故はたくさんあったんだと思います。だから今、自転車が今までは駐輪場と言っておったんですが、駐車場が変わってきております。これはなぜかという、道路交通法の適用が自転車にも適用されるから車扱いになったということです。それだけやはり事件が多かったということです。だから、このような事件が多いということをまず子供たちにも知っていただきたい。

それで、ちなみにですけれども、自転車での負傷者数は、2年だけにしておきますが、平成23年度で1万8,517人が自転車事故で負傷をしております。平成24年には1万6,541人の方が自転車事故で負傷をしております。これは警察庁の発表ですから全国の数です。それで、死者ですが、平成23年には635人の方が自転車事故で亡くなられております。平成24年には563人が亡くなられております。

私たち、大人というのは失礼ですけれども、車の免許証をとりますと、とったとき、当然自動車学校で交通事故のビデオなんか見せられて、死亡者、事故の悲惨さを見せられます。当然ですが、免許証の書きかえのときも、警察へ赴いて、非常に悲惨な事故を見せられます。これは何かというと、結論は死に至る車に乗っているということなんですね。だからこそ注意を喚起するために、ちょっと大げさかもしれませんが、ああいう大変な映画を見せられるわけです。私は子供たちにも同じことを、レベルはそこまでもいきませんが、同じような教育を、指導していただきたいんですね。だから、年間に600人前後の方が亡くなられているわけです、自転車事故で。ええと思われる。私もそう思います。子供たちにもこの

事実をやはり伝えるべきであると。そういう意味で、私はこれは大きくやった方がいいと思うんです。

だから、交番から来ていただくんじゃなくて、蟹江警察署からしかるべき方に出張をしていただいて、当然ですが、自転車講習、要するに、私たちが自動車のときに受けるあのようなものがあればベストなんですけど、そんなようなものを見せていただいた上で、自転車の乗り方、それから、横断歩道の渡り方、そのようなものを蟹江警察署から出ていただいて、やはりこれは子供にインパクトを与えなあかんもんですから、警察署の方からわざわざ来ていただくほうが私はいいと思うんです。それをフォローするのに、先生たちからも授業のときにしていただく。ついでですけれども、そのときにやはり自転車の整備状況を確認する。やはり不良なものに乗っていると交通事故が起こる。それはやはりそういうときを通して子供たちに安全教育を目の前でしていくということだと思います。

だから、この自転車でもって加害者になろうが被害者になろうが、大変なことになるということを通じて学校でしていただきたい。その区切りとして、ちゃんとそのような講習を受けた子供たちには免許証というものを渡す。そうすると、多分子供たちには緊張感がみなぎってくると思います。小さいころ、家でいたずらすると、お巡りさん呼んでくるぞといつも言われました。ええってすぐにやめちゃうわけですね。そういう緊張感、この講習を通じて子供たちに持っていただきたい。

きのうもテレビ見とったら、大治町かどこだったかしれませんが、交番から来て同じようにやっておられました。それは小学生と高齢者の方を対象してやっておられたんですが、まず中学生に、この自転車許可を通じて、そのような講習の機会を持って緊張感を高めていただきたい。そして、小学生にも、できることであれば同じようなことをやっていただければありがたいと私は思っております。

教育長、この点よろしく申し上げます。一度ご意見をお伺いします。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

それでは、まず私のほうから答弁させていただきます。

山田議員、本当に心配していただいております、ありがとうございます。学校のほうでもやはり交通事故についてはかなり気にかけております。

そこで、5月の導入時には、事前にプリントを使いまして、交通規則や交通マナーについての安全指導を行って、朝礼時には生徒指導主事が学校の全生徒を対象に、学級では担任が随時自転車の運転の安全に関する話をしてきました。来年度はいよいよ240名というこれまでの80名の3倍の人数が自転車で通学することになりますので、そういうことを踏まえまして、学校のほうでは、やはり全校生徒を対象に交通安全教室を開催することは決めております。

ただ、その方法につきましては、また決めかねておりますが、外部講師を呼んでというふ

うなお話がありましたので、その中にはやはり蟹江警察署の方々もその中の候補には挙がっておりました。

それから、自転車の整備についてあわせてというお話ですけれども、今現在学校のほうでは、通学时以外にもやはり部活動や大会の参加などで自転車を使用することがございます。そういうことで、今も全校生徒を対象にブレーキ、ハンドル、ハンドルの改造がないのか、立ち乗りバーがついていないのかというような点検を行っております。点検結果につきましては、保護者に文書で通知をしまして、修繕が必要な箇所については改善の依頼をしております。ちなみに、これまでに改造されたことはないというふうに聞いております。

ということで、ご質問の通学制度の中で免許証をとという話がございましたので、こちらにつきましては、早速学校のほうにも話をしましたところ、交通安全教室を受講し、自転車整備に合格した生徒が通学免許証の取得者として考えていきたいというふうに申しておりました。

ただ、形として、そういう免許証的なものを出すのか出さないかというのはまた、これはまだ今後の課題だというふうに言っておりましたので、以上答弁をさせていただきます。

以上です。

○教育長 石垣武雄君

失礼します。

冒頭に議員のほうからお話がありましたように、2年前であります、この質問を受けた内容を学校のほうに、校長先生のほうにお伝えをしたわけでありまして。今までのことも学校も考えてみえたわけでありまして、またそれを受けて学校内で検討をされ、そして、最終的には今の時代を考慮して、このような結果というか、方向になったというふうに思っております。

先ほどから議員が心配されていますように、今こういう時代であります。せっかく便利になったのに、事故があつて、けががあつて、あるいは加害者になってもいけません。そういう点では、子供たちが交通ルールを守って、そして、安全で楽しい学校生活を送れるようなことを願っているところでありまして、先ほど部長が申し上げたとおり、また学校のほうも考えてみえるということでありまして、今後そういう面から取り組んでいけたらというふうに思っています。

以上です。

○6番 山田新太郎君

ありがとうございました。

免許証制度、言葉はどのようになるかはしれませんが、前向きに考えていただけますようお願いを申し上げます。

そして、重ねてですけれども、これに携わっていただいた多くの方々に対して、この場を

お借りして再度、ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長 高阪康彦君

以上で山田新太郎君の1問目の質問を終わります。

続いて、2問目「本町地区公共用地取得について」を許可いたします。

○6番 山田新太郎君

2問目ですけども、本町地区における公共用地取得についてでございます。

3月議会が始まる折に、旧佐藤化学の工場は壊され始めました。そのときに、町当局の動きがあるようには思えませんでしたし、そのようなうわさもほとんど議員の間にもありませんでした。あの当時、あの壊されている状況を見て、もう議会も始まっておったわけですが、町当局はどのような考えを持っておられたのかお聞かせください。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、山田議員のほうから本町地区の公共用地取得についてお尋ねをいただきました。

この問題につきましては、かなり以前から公共用地の取得がこの地区では切望されております。平成14年にこの地区にございました楽器製作所の跡地、これが3,000名を超える署名をもって、ぜひ取得をしてほしいというような議会への要望があったことは事実でございます。その後、結果、取得には至りませんでした。議会の中ではこれを契機といたしまして、本町地区に公共用地を早期に求める議決がされたわけでございます。この課題につきましては、その後たびたび議会のおいても議論されている状況でございます。このような背景のもとに、今回の佐藤化学工業跡地の取得が浮上したものと考えております。

議員ご質問の3月議会の時点で町はどのような考えをもっていたのかということですが、まず、あの時点では、現在議長を務めています高阪議員が質問されております。町長はその答えとして、「議員各位と議論をしながら前へ進めていかねばならないと理解している。事業をしっかりと把握しつつ、話の進展があったらまた報告させていただき、検討したいと思っている。また、防災用の土地、保育所、児童館、高齢者の集まる場所、遊水池等、いろいろな利用勝手があると私も考えているので、しっかりと状況をつかみながらきちんと話をする必要があると思う」とお答えをしております。また、山田議員のお答え、私がさせていただきましたが、「破産手続の物件なので、単価の問題や土地利用の制約など、さまざまな問題がある。本町地区に公共用地は当然必要だと思っているので、今後状況を見ながら、情報をつかみつつ協議をしていきたい」とお答えをさせていただきました。当時の見解はそういうことでございます。

○6番 山田新太郎君

私も蟹江町よく散歩するわけで、蟹江町では事足りませんので、七宝町のほうまで出かけたりしておるんですが、今まで蟹江川の東側あたりを散歩しますと、一番困ったのはトイレ

がないことなんですね。だから、トイレがなかったもんですから、おのずと本町地区を散歩するということはありませんでした。ところが最近になって、オークワさんが来たり、サークルKなどのコンビニエンスストアができました。だから上手に、ちょっと迷惑はかかるんですが、そういうところへ行って小用を足すことはできるようになったわけです。だから、私はまず大きかったのはトイレがないなということです。

もう一つは、当然ですが、東側、本町地区には緑のある公園がない。町民の方が集う場所がない。だから、私は本町地区に公共用地を取得して、そのような役割を果たせるような場所ができるといいなと思っていたものですから、3月にあのような質問をさせていただきました。

本音を申しますと、私は3月議会の質問の折、これは無理だと思って質問をしておりました。公共用地取得は無理だろう、そう思って質問をしておりました。それ以上のことは言いませんが、それで、最後に町側に要望しました。その処分権限のある方に会って、蟹江町の意味を伝えてくださいと。買いたいという意味を伝えてください。そのような意味を含めて、最後に、議会終了後、破産管財人に会ってくれるように強く要望すると言って終わっておりますが、議会終了後、破産管財人、または処分権限のあられる方に会われましたか、教えてください。

○副町長 河瀬広幸君

議員から破産管財人に会うよう要望を受けまして、状況を早速調査いたしました。所有者が、実は佐藤化学工業から現所有者にかわっていることを確認いたしました。議会での町長及び私の答弁を踏まえた上で、早速4月に入りまして、土地所有者と協議のテーブルに着いたものでございます。

○6番 山田新太郎君

私は3月の時点でこれ、あきらめておったんですが、9月議会において旧佐藤化学(株)跡地購入のための補正予算が計上されております。これは非常に大きく前に進んだという理解をするわけですが、現時点で当然補正予算を要求されていることは、可能性が高いんですが、これは旧佐藤化学株式会社の跡地について、現時点で購入できる状況にあるのですか、お答えください。

○副町長 河瀬広幸君

佐藤化学工業の跡地を買うためには、さまざまな条件をクリアしなければなりません。価格はもちろんのことですが、今後の活用方法、それから、周囲の土地利用状況や土壌汚染の問題、購入資金計画などの懸案事項がございました。4月以降、協議検討した結果、現時点でほぼ検討懸案事項がクリアできておりますので、価格についても土地所有者と合意が得られる見込みでございます。

以上でございます。

○6番 山田新太郎君

ありがとうございます。

買えるような状況にあるようなんですが、私、お金のほうを心配するわけですが、購入のための資金計画は大丈夫ですか、お答えください。

○副町長 河瀬広幸君

それ相応の資金が必要になってくるわけですが、私どもの考えとしましては、今現在公共用地の先行取得ということで、土地取得特別会計予算、これは原資になっておりますのが土地開発基金、これを財源に公共用地を先行取得するわけですが、この土地取得特別会計にて予算を計上し、買う予定でございます。

以上です。

○6番 山田新太郎君

資金のほうは大丈夫であるというお答えですので、心配をしません。隣の土地は倍を出してでも買えと、私はおばあさんとか母親に教えられて育ってきました。この話を聞いたとき、私は先ほどのような事情があって、倍はちょっと大げさになるんですが、買うべきだなと思いました。

私がこっそり伝え聞くところによりますと、当購入予定価格は倍までもいっておりませんが、多分公にしたとしても、蟹江町民の方たち、ご納得できる額に——私自身がですよ、私だけの話ですよ、ここにおられる方はどう思っておられるか、町民の方がどう思っておられるかは別にしまして、私は妥当な価格にひょっとしておさまっているんじゃないか、この価格なら町民の方もご納得していただける額ではないかと私は思っております。そういう意味では、今の河瀬副町長が買える状況にあって、お金の面の心配はしてくれるなという強い発言がありました。私はこれは3月時点の私の心境からすると、逆転満塁サヨナラホームラン、これが値すると思います。そういう意味では、これに携わった方々、方々という言葉にしておきます、そして、当然ですが、交渉に当たった職員、本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。小泉さんじゃないですが、あっぱれでした。私は本当にそう思います。

だから、ぜひ苦労話で結構ですから、これに至った、大きく進歩した簡単な経緯でもご説明したいと思います。だから、差し支えのある範囲はしゃべっていただかなくていいですから、苦労もあったんだと思いますんで、ぜひその点をお話ください。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、お答えをいたします。

4月以降いろいろ協議をしてきたわけですが、その中で、6月の17日付で本町の地区の方から2,325名、この署名をもって土地取得を求める陳情書が町及び議会に提出をされています。陳情の内容につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、災害時の緊急避難場所、また、浸水対策としての調整池用地、あるいは蟹江保育所の施設の充実など、多

目的な利用が考えられると。本町地区に残された最後の大型用地であり、ぜひ取得してほしいということの要望でございました。

このことを受けまして、蟹江町議会においても、6月24日付で本町地区公共用地として土地取得を求める要望書を議会の総意として横江町長へ提出されてるわけでございます。町といたしましても、今までの議論を踏まえた上で、蟹江保育所に隣接していること、取得後も多方面の活用が見込めること、今後この地区ではこの物件のようにまとまった用地が取得できる可能性が薄いことなど、購入に向けて一定の条件が調ったと判断をいたしました。そして、何よりも数々の土地取得を求める要望書など、地元住民の皆様、地元の議会議員、あるいは町議会議員総意の熱い要望に応えるためにも、この土地を取得すべく努力した結果、土地所有者とほぼ合意が得られる状況となったものでございます。

○6番 山田新太郎君

ありがとうございました。

もっと本当に苦労話を細かくしていただくと、町民の方も非常に納得されたと思いますが、これ以上は求めません。

それで、土地を購入するに当たっては、やはり土地取得するための目的が非常に大切だと思います。私はこの前の質問でもしておりますが、実は京都のこどもみらい館というのを見に行っております。子育て支援の京都の中心地です。細かいことは前にお話ししてますのでやめておきますが、このような子育て支援のまず充実の場所として、たまたま蟹江保育所がそばにありますので、あれを拡充して、子育て支援のための蟹江町が表に打って出れるようなシンボリックな子育て支援のテーマの館をつくっていただきたいと思います。

次に、2つ目ですけども、学童保育の充実ですけども、朝日新聞にあるんですが、平成15年4月に子育て支援制度が改正される予定であると載っております。これが開始されますと何が起きるかという、今まで放課後児童クラブ、これは学童保育と言うんですが、学童保育は今までおおむね10歳未満の方たちを対象に行うということになっておるわけですね。その年齢制限が平成15年4月によって撤廃される可能性が高い。たぶんなると思います。それは、両親ともが共働きをされていて、お母さんもフルで働くというような家庭においては、やはり中学生になったからといって、ほったらかしにできないわけで、安心して預かれる場所をつくってくれという要望が全国にあるからです。だから、今後において、今までは4年生以下でないとだめだと、何かそういうようなことを言っておったんですが、それではやはり共働き家庭、安心して働けない。こういうのが背景にあります。だから、蟹江町も、多分法律はそのように変わっていくと思うんですが、ここを取得した折には、保育所を充実と同時に、その隣に学童保育所も建てて子育て支援の援助をしてほしい。

東京都では、蟹江町も一緒なんですけども、教室があいておるわけですね。蟹江町もあいておるんですけども、そこをもう学童保育に貸し出す方針を打ち出して、動いているんですね。それだ

けやはり国は、両親とも働いておられる、特にお母さんだと思うんですが、ふだんはパートで帰ってこないと子供を面倒みなあかんということで帰ってこざるを得ないので、1日の労働時間を減らされておると思うんですね。フルに働きたいという方がやはり多いんですよ。その人たちを助けるには、やはり年齢制限なくなることもあって、蟹江町もそれに備えて、あそこの土地を利用して、ぜひ子供を預かってほしいという親御さんの要望に応えられる施設をつくりましょう。蟹江町は幸いにして名古屋まですぐそばです。名古屋で働いていただける、フルに働いていただいても10分で戻ってこれるわけです。だからこそ、この地の利を生かして、学童保育の充実、それから保育所の充実、これを訴えて、子育て世代の若い人たちに交通の便のいい蟹江に集まってもらいましょうよ。これが2つ目の私の目的です。

3つ目ですが、今蟹江町は憩いの家とって、西地区にあるわけですがけれども、確かにそこに風呂に行ったり、カラオケを歌ったり、たくさんの方がご利用になっておるんですね。私の母親も非常に元気でしたが、90歳手前で自転車に乗ることができなくなりまして、私は冗談で、自転車に90歳になって乗とったら、中日新聞に呼んで記事にしてもらおうと言とったら、半年ほど前で自転車に乗れなくなりました。今はもう足が動きません。だから、カリヨンに世話になっております。やはり足が動かないとどこも行けんのですよ。行ける距離がだんだん短くなるんです。だから、西側に憩いの家があっても、バスがうまく乗れる方はいい、自転車に乗れる方はいい。だけれども、東側の本町地区の方、行きたくても行けない人がたくさんみえると、私は勝手に理解しておるんですけどね。だから、風呂までもなくてもいいと思うんです。

私の家、昔百姓家で縁側があったわけですよ。うちのおばあさん面倒見がよかったのか何だかしれませんが、朝の10時と3時になると、近所のおばあさんたちみんな集まってきて、私の家の縁側で五、六人いつも話ししてました。私のおばあさんお茶を出して、漬物を食わして、みんなで楽しくやっておりました。今はその縁側はないわけですよ。みんなサッシになってしまって、庭までは行けますが、がらっとあけて座るわけにいかないわけです。昔はがらっとどころじゃない。縁側何にもやってないから座ればいい。そうすると、中にいる人たちが気がついて、ああよう来たな、その延長でああいうことやとったと思うんですが、今はそれがありませんよ。それにかわるものをぜひあそこにつくって、気軽に来て、自分でジュース持ってくればいいですよ。そこへ来て、何らかの人がいると。そういう集える、簡単に集える場所をせっかくあそこを土地取得するなら、それも併設してつくっていただきたい。

最後になるんですけども、駐車場を除くと約800坪弱の空間ができると思います、蟹江町の計画図を見ますと。そこを全部芝生にして、周りにはなるべく背の大きくなる木を植える。その木陰を利用して、芝生の上に座って、おじいちゃんが出てきて、中学生の学童保育でお世話になっておる子供が出てきて、保育所の人たちが出てきて、お母さんたちが出てきて、

ぜひその芝生で昼食を食べていただけるような蟹江町民が気楽に集まれる場所にあそこをしましょうよ。だから、そのようなことを私はあの土地でやっていただきたい。要望します。

町側もさっき河瀬副町長が言っておられますが、ぜひ。当然重複すると思いますが、ぜひ町側の気持ちも重なって結構です。重なれば重なるほど私にはありがたいんですが、ぜひ町側の気持ちをお伝えください。

○副町長 河瀬広幸君

今、山田議員のほうから京都のほうの子育て支援センターこどもみらい館、これを視察されたことが今出ました。さきの議会で発言あったことを私もよく覚えています。

今現在、町の活用計画でございますが、まずは蟹江保育所に隣接していますので、主に保育及び子育て支援等に軸に、これを活用する予定でおるのは事実であります。

まずの取得の対象となる土地、これは蟹江保育所の南に隣接、西側の2筆でございます、2筆合計約3,300平米、坪数として約1,000坪でございます。具体的には、今現在土地を4つのブロックにゾーニングで分けまして、まず、Aブロック、これは敷地の主に北側、これは保育所に隣接する部分でございますが、これは蟹江保育所の園庭の拡充、充実、そして、Bブロック、これは敷地の西側、これは利用者等の駐車場に予定をしております。若干西側の道路が幅員狭うございますので、保育所の送り迎え等に支障を来すことがありますので、そのことを含めて駐車場に使いたいなと思っています。

それから、Cブロック、敷地の東側でございますが、これは現在蟹江保育所にあります先ほどおっしゃいました子育て支援センター、これをちょっと拡充させるための敷地として使っていきたいと考えています。

そして、敷地の約7割を占めます南側のDブロック、約2,300平米、これにつきましては、当分の間は公共空地として利用していきたいと思っています。一つの活用といたしましては、地元町内会の防災訓練、災害時の避難場所及び応急仮設住宅用地として活用を考えています。ただ、このDブロックにつきましては、今後議員各位や地元の町内会等とも相談をしながら、有効な活用方法についてしっかりと議論を重ねてまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、積年のご要望であった本町地区の公共用地の取得であります。貴重な財源を投資するわけでございますので、取得の暁には、しっかりと議論をさせていただきまして、より有効に活用できるよう努めてまいりますので、ご理解賜りたいと思っています。よろしく申し上げます。

○6番 山田新太郎君

力強いお言葉ありがとうございます。あの土地を利用して、本当に蟹江町に目玉が一つできたと後世に思われるような施設をぜひぜひ議員及び職員の方々と相談しながらつくっていただけるよう強く要望して、最後の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で山田新太郎君の質問を終わります。

暫時休憩をします。

3時30分から再開をします。

(午後 3時07分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時30分)

○議長 高阪康彦君

質問5番 安藤洋一君の「蟹江町の水道整備計画を問う」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○4番 安藤洋一君

4番 清新 安藤洋一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより通告書に沿って、「蟹江町の水道整備計画を問う」と題しまして、質問をさせていただきます。

また、この件につきましては、過去にもたくさんの議員の方から質問を出され、重複するところもあろうかと思われそうですが、再確認の意味も含めまして、あえて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

といいますのも、実はたまたまこの8月19日に、私の家のすぐ近くですが、八幡一丁目と二丁目の間にかかる橋の横を走っています水道配管の橋中央付近から水漏れがしているという近所の方から連絡がありました。行ってみますと、噴水のように漏れていました。すぐに役場に通報をし、翌20日には応急処置をしていただきましたので、大事には至りませんでした。また、役場の担当官の方のお話によりますと、この配管は老朽化が進んでおり、今年度中に更新工事をする予定であったとのことでした。事なきを得て、やれやれと思っておった次第です。

しかし、よく考えてみますと、私たちの生活基盤の根幹をなす水道設備に対して、いろいろと疑問な点が出てきましたので、この機会に少し質問をさせていただこうと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1問目です。

本町が管理する水道管の総延長はどのくらいでしょうか。また、老朽化と認定する使用年数、つまり耐用年数ですが、それと、それに該当する水道管の総延長に占める割合は大体何%でしょうか。お答え願います。

○水道課長 佐藤正樹君

ただいまの質問に対してお答えいたします。

水道管の総延長と耐用年数を過ぎた老朽管の占める割合でございますが、平成24年度末の

統計ではございますが、口径20ミリから600ミリまでで総延長が約197キロございます。耐用年数ですが、管の種類を問わず、水道法で40年となっております。

耐用年数を経過した、いわゆる老朽管は、今約59キロありまして、その内訳としましては、SGP管、これは普通にいわゆる鉄管ですが、これが約2キロメートルございます。そして、DIP管、これはダクタイル鋳鉄管ですが、これが約6キロメートルあります。そして、それとVP管、これはいわゆる塩ビ管ですが、これが約51キロメートルありまして、全体の割合としましては29.9%でございます。

以上でございます。

○4番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

その老朽化した水道管の更新工事はどのような計画で行われていますでしょうか、更新計画は老朽化に間に合っていますでしょうか、後追いにはなっていないでしょうか、お答え願います。

○水道課長 佐藤正樹君

老朽管の更新計画でございますが、これは平成22年に管路耐震化計画を作成しております、その中で更新順序としましては、まず、一番目が幹線管路、これは口径が150ミリから600ミリの管でございます。次に、2番目としまして老朽管、3番目が漏水が多く発生している管でございます。そして、最後に4番目としまして、VP管のうち、継ぎ手部分が耐震管を要していない管、すなわち接着剤でつけてある管です。このような順になっておりますが、必ずしもこの順番で布設がえを行っているわけではなく、漏水が多く発生し、耐震性を有していない管を更新するなど、緊急性の高い順から工事を行っております。

それと、耐震計画が後追いになっていないかというご質問ですが、これは結論から言いますと、後追いになっております。しかし、今ある老朽管を長くもたせるために、これは蟹江町だけではないんですが、周りの自治体も行っていることですが、水圧を多少下げると、そうして水道管に過度の負荷を与えないと、こういう方法をとっております。

以上でございます。

○4番 安藤洋一君

ありがとうございます。

多少後追いになっているということですが、なるべく先手先手を打って漏れ事故などないような状況が望ましいかと思えます。

次に、そのときの工法ですが、最近地震とか多いんですけども、震度幾つぐらいに耐えられるのでしょうか。つまり耐震工法なのでしょうか。

以前にも質問したことがあるんですけども、地盤沈下とか、隆起などにどの程度まで耐えられるのか、具体的な裏づけがあるのでしょうか。以前宮城県の松島町に視察に行かさせて

いただいたときも、地下に埋設されている配管につながったマンホールやなんかが飛び出たりしているのを目の当たりに見ますと、やはりどうしても液状化が心配される蟹江町としましては気になりますので、そういったことも考えた工法になっているかどうか、その辺ちょっと教えてください。

○水道課長 佐藤正樹君

まず、地震による強度ですが、はっきり何以上とは決まっておられません。しかし、今は材料も大分よくなりまして、ダクタイトル鉄管ですと、今では押し込んでも抜けない、そして、中でも遊びがあるといえますか、余裕がありまして、そこで振動があっても対処すると、そういう管であります。それと、今よくやっていますのは、ポリ管といひまして、黒のビニールの太い管なんです、これが前は接続部は金具を使って結束していたんですが、今は溶着式といひまして、ガス管でも今よく用いられておりますが、それによりまして、継ぎ手をなくすと、そういう方法でやっております。

以上でございます。

○4番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

はっきりとした耐震の程度というのは出ていないようですが、やはり蟹江町に住む以上は どうも不安がありますので、そういった最新の工法など、どんどん積極的に取り入れていただいて、これからの工事、補修工事などを進めていっていただけると住民としては安心かと思えます。

それでは、次の質問に入ります。

今回の漏れ事故は、たまたま橋の横の露出配管でしたので、すぐに発見できましたし、大事には至らなかったのですが、これがもし地中埋設管の場合ですと、どんなことが考えられるのでしょうか。発見がおくれて重大な事故につながるおそれもあると思うのですが、過去の事例や、当然のことながら事故シミュレーションも行われているでしょうから、その辺のところをお教えてください。

○水道課長 佐藤正樹君

管の口径とか、漏れている位置にもよりますが、道路面に水がしみ出している程度するときには、蟹江町指定工事店、今7社あるんですが、そのうちの1社に連絡し、修繕工事を早急に行います。

また、過去に石綿管が漏水したときがあり、そのときは町指定工事店組合に連絡をしまして、なおかつ警察署、消防署及び役場に報告をし、道路を封鎖して、交通誘導員をつけ、緊急体制のもと、復旧作業を行ったことがあります、現在はその石綿管も布設がえ工事が完了しまして、最近は大きな事故は起きておりません。

また、地震などにより大きな災害が発生したときには、平成20年度に締結した日本水道協

会中部地方支部災害時相互応援に関する協定に基づきまして、応援要請をしまして、応急給水活動や応急復旧活動等に協力してもらうことになっております。

また、住民には同報無線や広報車などにより給水場所を案内したりして、住民の不安を少しでも和らげるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番 安藤洋一君

結局、事故や災害が発生したときは工事屋さん頼みにはなると思われませんが、そのときのための復旧作業訓練の奨励とか、作業手順の打ち合わせとか、そういったことは日ごろから十分に調整とか、話し合いとか、そういう業者さんとはなされているんでしょうか。

○水道課長 佐藤正樹君

漏水といわれましても、漏水している部位にもよるんですが、現場に着きまして、業者と町の間で施工方法に関しては着手する前に検討しております。

以上でございます。

○4番 安藤洋一君

着手する前、つまりその場の対応ということだろうと思しますので、想定内の事故とか、故障とかであれば、それはそれで経験豊富でしょうからいいんでしょうけれども、これからは本当に想定外のことがたくさん起きてきますので、そういった想定外のことを想定しなければいけないという時代になってますので、そういったところも綿密に常日ごろから業者さんと、最新工法とかそういったことも情報交換をしていただけるといいかなと思います。

次の質問です。

また、これは後から考えてみますと、この事故を発見する少し前に、我が家で感じた水圧低下もこのことが原因だったのかなと思われませんが、事故ばかりではなく、ふだんの状況、環境の中での水圧低下、水圧不足については、大丈夫でしょうか、水圧低下に困っている地域はないのでしょうか。例えば、1階で洗濯などを大量に水を使うと、2階の水の出が悪くなるといったことは起こっていないでしょうか、お答え願います。

○水道課長 佐藤正樹君

水圧低下、水圧不足の懸念がされている地域はないかとお尋ねでございますが、水道法第5条の設置基準第6号に、配水設備とは、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するための設備であると記載されており、一定以上の水圧とは、2階程度の家屋において支障なく水が供給できる程度とあり、その水圧は1.5気圧程度以上とされております。蟹江町の場合は、浄水場より約4.1気圧で送水されており、末端でも3.5気圧は確保されておりますので、基準をクリアしていると思います。また、これ以上水圧を上げますと、漏水の一因にもなりますし、住民からの水圧不足の苦情もありませんので、今の圧力を維持して供給して

まいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番 安藤洋一君

水圧的には十分大丈夫だということですが、水道事業にとって、水圧の低下はサービスの低下といえると思いますので、そのあたりの再調査、再点検もよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、異常気象や大地震などの自然災害による甚大な被害が昨今各地で頻りに聞かれるようになりました。そんな中で、人間が生命を維持していく上で最も重要であると思われまふ飲料水の確保、非常用緊急給水設備の必要性と対策に關してはどのようにお考えでしょうか、どこまで進んでいるのでしょうか。老朽化が進み、破裂、破損した水道管をこの目で確認した今、ちょっとした地震で重要なライフラインである水道管がずたずたに寸断されてしまふような気がしてなりません。よろしくお願ひします。

○水道課長 佐藤正樹君

まずは飲料水の確保でございますが、これは避難所に2リットル入りペットボトルが5,000本、1万リットル備蓄されております。

次に、緊急給水設備につきましては、浄水場に4基ある配水タンクのうち、2,000立米と1,800立米の2基に震度5弱以上の揺れで自動的に遮断弁が作動し、応急給水用として備蓄できるようになっております。配水タンクは常時70%から90%の貯水量で運転されており、最悪でも2,500立米は確保できる見込みでございます。ちなみに、災害時には、1人1日3リットルで3日分の水の確保が必要とされておりますが、単純計算で約3週間分の備蓄となります。また、水道管に異常がなかった場合には、西尾張中央道沿い緊急応急給水施設が4カ所と県水道管と町水道管を結ぶ支援連絡管が1カ所設置されておまして、緊急時には県水道管より直接配水できるようになっております。

以上でございます。

○4番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

以前、これも質問されておりますけれども、小学校や中学校が緊急避難場所に指定されております。こういった誰もが知っている場所、誰もが集まりやすい場所にこういった非常用緊急給水設備を設置するといったような具体案はありませんでしょうか。今おっしゃった備蓄のペットボトルも確かに重要な対策ではありますけれども、町民の皆さんが形のあるもの、実態のあるものを目で見て、うちの町にはこんなにしっかり対策してくれているんだ、というようなふだんの生活に安心感を与えられるものも重要な対策の一つではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

災害タンクにつきましては、前に奥田議員からも質問をいただいております。今、水道課長が答弁しましたとおり、災害時にも水の確保はできていますが、想定外ということがあります。橋が落ちて道路が寸断され、いわゆる有事の際、飲料水の供給が困難になったときの災害のタンクの必要はありませんかという質問だと思います。

まず、災害タンクはふだんは配水管の一部として機能し、新鮮な水が流れていますが、地震災害時に配水管の水圧が下がると自動的に緊急遮断弁が作動し、タンク内に飲料水を確保します。それと、災害タンクをつくるには、いろいろな検証をする必要があります。まずは災害タンクの設置場所はどこがいいのか、学区単位なのかどうなのか、災害タンクは補助対象になるのかならないのか、もし補助金を受けられるならばどこの担当部署がいいのか。それから、災害タンクの費用は3,000万から5,000万かかります。その費用対効果を含めまして、慎重に検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○4番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

予算との兼ね合いもあると思うんですけども、これから先、本当に予測のつかないことがあるということですので、なるべくそういったことにも予算を割いていただけるようよろしく願いいたします。

安全と水はただであるという言葉は遠い過去の神話である、と私も理解していたつもりですが、やはり蛇口をひねると飲める水が出る、しかもおいしい水が出る、飲める。これは世界に誇る日本の住環境ではないかと思えます。そんなインフラ環境を蟹江町においてもしっかりと守っていただくために、危機管理意識と使命感を絶やさず、これからも保守、整備に邁進していただくことを願いつつ、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で安藤洋一君の質問を終わります。

質問6番 戸谷裕治君の「人口減少に今から対応せよ！！」を許可いたします。

戸谷裕治君、質問席へお着きください。

○3番 戸谷裕治君

3番 戸谷でございます。

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

一般質問者も最終になりました。まちづくりを真剣に考えてまいりましたので、皆様方も真剣にお答え願うようよろしくご要望申し上げます。

何とぞ、今から例とかいろいろ出して説明申し上げます。そして、他の市町村の名前も出てきますけれど、他の市町村を誹謗中傷するつもりは一切ございません。他の市町村と我が蟹江町との比較ということで聞いていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申

上げます。

まず、人口減少に今から対応すべきでは！！

ことし中に富士山が爆発する、あすにも南海トラフ地震が発生する、確かに今後30年間の間には富士山が噴火してもおかしくない、南海トラフ地震も起こるだろうという予測には、過去の災害の歴史に照らして根拠があります。しかし、30年という長い時間で将来を考えたとき、今後30年間の間に確実に起こるとわかることは、もちろんわからないことも圧倒的に多いでしょうが、人口予測は最も確実な予測だといわれております。

国立社会保障・人口問題研究所の発表した最新の都道府県別・市町村別予測のデータを持ち質問させていただきます。

30年後、実は30年後と申しますのは、2010年からみた30年後になります。今は2013年ですので、27年後ですね、正確には。ということで質問させていただきます。

正確には27年後の予測では、総人口でいえば、2010年が1億2,800万人、2040年には1億700万人という16%減るとい見込みになっております。この間で、全国では15歳から64歳人口は8,173万人から5,787万人へと2,386万人減少いたします。65歳以上の人口は2,948万人から3,868万人へと920万人も増加いたします。俗に言う少子高齢化といわれる現象ですが、これは現役世代の減少と後期高齢者の急増と表現するほうが正しいと思われま。最大の問題は、働いて稼いで年金を納めて旺盛に消費をする現役世代の減少であります。また、総人口は確実に2,100万人減少する見込みになっております。

日本には今、1,800以上の市区町村があります。単純計算いたしますと、一つの地域で1万人単位の減少ということになりますね。そんな中で、持続可能な町にするにも、現役世代の流入と町の人口維持の対策が必要であると思ひます。これからの5年、10年が本町の維持か衰退かの分かれ目になるだろうと私は考えております。

そこで、こちらが蟹江町が出しております平成32年現在の推計ですね。政策人口を含めまして、3万8,000人を一応目標にされております。これは蟹江町さんが出されたものです。ですが、これを今から考えますと、いろいろな施策をしないとい、人口減少にはついていけないということで、今から少しお話しさせていただきます。

まず、後期高齢者のほうから。急増する後期高齢者の対応も問題である。現在75歳以上のうち3人に1人が要介護、5人に1人が認知症といわれている。高齢者医療福祉の需要は今後も爆発的にふえていくことになる。ただし、大都市圏こそ深刻で、今後30年間の高齢者または後期高齢者は、地方に比べ爆発的にふえると思われるのは都会であるということですね。

都会では、また地方に比べると、出生率が大幅に低く、せつかく集めた若者たちは余り子どもを産まない傾向があり、地価や人件費が高く、人と人のきずなの弱い都会が急速な需要にあわせた高齢者医療福祉システムの充実ははてなである。逆に地方では、高齢者も後期高齢者も減少に転ずるだろう。その2040年ですね。そうしますと、医療福祉負担の絶対額は地

方のほうで伸びないと思われております。しかし、最大の問題は、働いて稼いで年金を納めて旺盛に消費する現役世代の減少であります。医療福祉負担が伸びなくなったとき、いかに現役世代とのバランスが維持できるかがこれから問われると思われまます。

ここで今現在の、そして成功例、それで、2040年にも現役世代が増加すると思われる地域が全国で15カ所あります。そのうちの中京圏では4カ所がございます。その成功例を今のところちょっと読まさせていただきます。

全国の1,800以上の市区町村の中で15カ所あり、中京圏には4カ所あります。愛知県では長久手市、日進市、三重県では川越町、朝日町であります。ただ、この町々の全国に共通するものは、鉄道交通網の総体的な未整備で住宅開発が遅かった分、中心的な層が2040年には65歳を超える時になっていないということですね、まだ。今現在開発中で、若い世代が流入しているということです。これは車社会のおかげともいえると思います。しかし、時期をずらしますと、訪れるのは圧倒的な高齢者の増加です。自家用車への依存度が高い地域であった分、公共交通機関の不在が問題しやすいかもしれない。

もう一例、これは富山市です。昨年6月にOECD（経済協力開発機構）が取りまとめたコンパクトシティ政策報告書の中で、富山市は唯一人口減への取り組みとして取り上げられ、評価された都市であります。富山市は住宅地が拡大する一方で、また、富山県というのは戸建て志向の強い土地柄で、持ち家率が約8割、全国一だということです。割安な土地を求めて、富山平野を中心にだんだん郊外に住宅街が広がりました。移動の大半は車です。生活に欠かせないのが車になっております。

社会保障人口問題研究所によると、2010年から40年の富山市の高齢者の割合は36.6%にも達するといわれております。今後日常生活に不便さを感じる層がふえる一方である。市街地が広まったため、道路、下水道、公園の維持管理、ごみ収集等の行政コストの増加、また、現役世代の減少による財政力の低下につながり、町の機能は維持できなくなってしまう可能性があります。そこで推進されたのが公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりであります。

政策の3つの柱は、1は公共交通の活性化、蟹江町のお散歩バス、これの大型化されたものでトラムというのをつくりました。市内を循環するトラムですね。これは蟹江町とちょっと対比しながらお話します。これが公共交通網ですね。そして、公共交通沿線地区への住居促進、住宅取得に補助金を出す。そのトラムの周りに家を建てた人たちに補助金を出すと。中心市街地の活性化、核となる多目的広場の設置、これは蟹江町でいくと、JR蟹江駅、近鉄蟹江駅、そして、近鉄富吉駅の整備ですね。その中でもやはり重要視されるのが一番使用量の多い近鉄蟹江駅の周辺整備だと思っております。これが今例えで置きかえたものです。

この2例を出した理由は、理事者側の皆様もご賢察でしょうが、本町を今までの市町に置きかえたとき、いかに本町が潜在能力の高い町であるかをお考えください。この潜在能力、

本町は理想的なコンパクトシティになるべく機能はある程度そろえております。この潜在能力を引き出すために、今回は4つの質問をさせていただきます。

この質問は全部一貫した土地関係ですので、まず、人口減少にはいろいろな分野がありまして、民生も絡んできますし、いろいろなことが絡んできます。今回は土地を関係したもので質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

まず、1番目といたしまして、現在、市街地化されているところは、空き家も含めて土地が結構あいております。新しく土地を購入する人に、若い世代ですね、税の減免、または減免ではなしに給付金ですね。こういう制度を設けられて、若い64歳までの、今から考えますと、40歳ぐらいまでの人たちを蟹江町に流入していただくという政策ができないかなと。これが1つ目です。

2つ目、以前町長からお話を聞いてましたけれど、防災特区計画ということで、この防災特区といいますのは、町長は我々と違って大きな範囲で物を見ておられまして、海部郡全部とか、そういう話で防災特区の話がされていたと理解してるんですけど、僕としては、蟹江町だけで防災先進町、そして、防災先進町になりますと、安心・安全、そして、東に比べると地価が安い、そして、家を建てると。そういうパターンができ上がるんじゃないかなと思っております。

3番目は、これも防災にも関係ありますけれど、愛知県が先日提案いたしましたアグリフロンティア創出特区の研究ですね。これはもともとTPPに絡んでやられている農家の集約だというぐあいには私も理解しておりますけれども、蟹江町の場合は、その農家の集約というのはなかなか難しい、小規模農家が多いもので。ところが、現在防災に関しては水害の可能性のある町でございます。そうしますと、水というのは農業に欠かせません。そして排水機問題、これは全部農林水産業の関係です。ですから、ここ五、六年、10年の間に解決できる話じゃないもので、どうしても農振地域の問題、そして、農振の時代のここに職業と書きました、雇用じゃありません、農業をされている方が新しく何か職業ができるように、そこで雇用をしましよっとなしに、例えば農振地域の土地の利用の規制緩和ですね。簡単に言いますと、地産地消のレストランをつくりたいと、農振地域で。そのときに、規制緩和をしていただいて簡単にレストランができちゃうと。今の状況ですと、農振地域にそういうものを建てるといってもなかなか難しいということですね。

そして、4番目は、空き家対策の現状、これは今回質問いたしますのは、消防、そういうのは関係ございません。現在ほってある空き家、それは、また古い空き家というのは国の法律も変わってきましたので、これはこれから行政も口を出せる状況になってくると思います。行政が指導をできる状況にこれからどんどんなってくると思いますので、そうじやなしに、空き家を、例えばオーナーと仲介業者、いろいろな者が集まって、若い世代とかに安価に安く貸すシステムですね。これは実際にJICという機構がありますね。それと民間と町を含

めて研究していただけないかということでございます。

なぜこんなことを申し上げるかといいますと、現在本町の周辺には特区指定された市村、また、指定申請している市があります。アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター市形成特区は弥富市、飛島村、また、申請をしているのがあま市であります。アベノミクスや円安、株高や特区はあくまで経済と産業であると考えております。本町の周辺に特区指定された市村があることは大変いいことだと思っております。その背景を考えていただきますと、本町の。その市と町と村のど真ん中にあるのが本町です。周辺市町村が産業経済で潤えば、公共交通機関の整った本町は、ますます住むに便利なまちになるであろう。働くのは周辺で働いてもらって結構です。名古屋へ行ってもらっても結構です。ここは住むまちですよという構想をしませんかと、コンパクトで。

これから2027年ですか、東京まで1時間の時代がきます。時計をはかって、家を出て、リニアに乗るという計算をしますと、近鉄蟹江駅に着きました。東京まで1時間で行ける時代がきます。そうなりますと、バキューム現象、いろいろな現象が起こる可能性もあります。東京に全部引っ張られていると。だけど、逆な可能性が人としてもっと高いんじゃないかなと思っております。僕はここは住めるまちに、そういう構想を練っていきますと、落ち着いて住みながら、働くのはその周辺でということになると思っております。そういう時代がもうそこまできております。

これから本町が目指すべきは、コンパクトで、子育てや教育の充実した住みたくなる、住み続ける環境づくりをした利便性の高い交通網が完備された田園都市づくりを目指すべきであると。現在の土地をなるべくうまく空き地をなくしていきたい、そういう思いで質問させていただいております。

今の4問に対して、何とぞお答えをよろしくお願い申し上げます。

○政策推進課長 黒川静一君

まず、1つ目のご質問でございますが、税の減免について、特に固定資産税の減免であるかと思われま。現在、土地を購入し、居住用の家屋を建てられた際には、課税の特例があり、1画地で住居1戸につき200平米、これは小規模の住宅用地でございますが、200平米までは6分の1に、200平米を超える部分については、住宅の床面積の10倍までを3分の1に課税標準額が軽減されます。また、家屋については、新築後3年度分に限り、1戸当たり120平米までの固定資産税が2分の1に軽減されます。

議員お尋ねの新しく土地を購入する人の税の減免はできないかということにつきましては、特定のものだけを対象とした税の減免制度はございません。他の市町村で山間部等の過疎化対策を行っている定住促進奨励制度とか、住宅取得奨励補助金というような補助金制度がそれに近いものではないかと思っております。

このような制度を設ける場合は、町独自に条例を設けることが必要となり、その際には、

奨励期間、交付対象者の要件、これは転入者に限るとか、新築住宅に限るとか、あと年数、5年以上定住するとかといった条件ですけれども、そういった要件を整備する必要がございます。蟹江町の地理的な条件等を考慮いたしますと、この制度を設けるに当たっては、まずは検討が必要かと考えております。

次に、2つ目のご質問の町長の進めている防災特区計画の推進についてお答えしたいと思います。

居住者に定住意識を持っていただく要素には、安全なまち、安心できるまちであることが重要であると考えられます。現在の排水機場は、すべてが農業施策の中で建設管理され、農林水産省の管轄となっておりますが、各省庁の枠を超えた補助制度の活用が可能になれば、さらに強固な排水対策も可能になるものと考えられます。

そのような考えのもと、近隣の海部津島地域の首長が一堂となり、本年3月、防災特区の提案がなされました。この特区が認められれば、この地域の排水機場はより強靱になり、人々に安心と安全を与え、人口の増加にもつながるものと考えております。

次に、3つ目のご質問ですが、アグリフロンティア創出特区の研究についてお答えしたいと思います。

農業分野を強化するアグリフロンティア創出特区は、企業の農業参入要件を緩和して、活性化を図ったり、また、農地利用規制の特例措置を講じて農家レストランなどの六次産業化を目指すものでございます。蟹江町における農家の実態は、大半が兼業農家でございます。それぞれの農業規模も小さく、法人化としてのビジネス展開は今の実態では難しいと思われませんが、六次産業化を含めた新たな農業展開、次世代職業の創出も考えていく必要性はあると考えております。

次に、4つ目のご質問になりますが、空き家対策についてお答えをしたいと思います。

ライフスタイルの多様化により、核家族化や単独世帯化の進展などに加え、人口の減少に伴う少子高齢化が加速したことにより、近年、空き家が増加しております。今後高齢者夫婦のみや高齢者のひとり暮らしの世帯がさらに増加することと相まって、さまざまな問題が数多く発生することが懸念されます。空き家が発生し老朽化すると、倒壊の危険、治安の悪化など周辺環境への多大な悪影響をもたらす場合がございます。また、老朽化していなくても、空き家が増加することで地域の活力低下などの問題を引き起こす場合がございます。

こうしたことから、議員のお尋ねの町内の家族向けの空き家を若い世帯に安価にお貸しをするということは、よいアイデアの一つであると考えられます。実際、幾つかの自治体で個人が所有する空き家を登録してもらい、定住を希望する者に情報を提供する空き家バンク制度を創設しております。この制度は、空き家の売買、賃借を希望する所有者、定住を希望する者、仲介を希望する宅地建物取引業者のそれぞれ三者に登録をしてもらい、利用者登録した者に対して、登録された空き家の情報と登録業者を紹介し、利用者は業者の仲介で交渉、

契約をするという制度や、賃貸借契約を結んで空き家に入居する方に対してある一定の条件、何年以上は居住すると、そういったような条件をつけて月額の家賃の一部を補助する制度などがございます。

しかしながら、空き家は個人の資産であるため、例えば登記簿情報が更新されておらず、現存の建物の所有者やその連絡先が確認できない場合もあるなど、行政による空き家の実態把握が難しいという問題もございます。まだまだ制度自体が十分周知されていないこともありまして、今のところ登録物件も少なく、成約件数も多くないと聞いております。しかし、制度化している自治体もございますので、一度他の自治体の施策を参考とし、関係課とも連携をしながら研究をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○3番 戸谷裕治君

黒川課長、一気にありがとうございます。

一気に全部お答えをいただいたもので、次に何を言おうかなと迷いましたけれど、まずは、1番目の新しく土地を購入する人の税の減免と、先ほどいろいろございますということで、ただ、こちらのほうがこれから給付金制度とか、そういうことで、若い人が流入できるようなPR、体制ですね、そういうことを調べていってほしいなという要望ですね、まずは。

長久手のほうでも10万円とか、そういうことがありましたよね、たしか。新しく家を建てる人に給付金とか、準備金みたいなもので。ですから、そういう制度も加味しながら、やはり公共交通機関のしっかりして、人が高齢化しても駅まで歩いていける範囲に家ができるということになりますと、コンパクトシティということは、やはり蟹江町なんかもうその典型みたいなもんですね。

そしてもう一つは、先ほども言いましたけど、お散歩バス、あれをもっと充実化していきますと、これからの高齢化社会には僕はいいなと思っております。町の隅々までに時間帯はもう少し多くしていただいて、そういうシステムをつくっていくことがいいんじゃないかなと思っております。

そして、1番目、土地の購入する税の減免、これも現在ある市街地のあいてる土地ですね。これの土地の流通の活性化とか、といいますのは、税制が変わってきて、相続税とかがすごくアップします。そういうことも本当に一般の皆様方は土地持ちの例えば高齢者の方々はご存じない場合がありますね。6,000万から3,600万か、そういうことになっておりますね。ですから、そういうこともちゃんと、PRというよりもこういうことになりますよという本当のことを教えていってあげたら、また、あっ、そんなことだったらこれは大変なことだぞと。そうしたら、変な話だけど、この土地を次の人に処分して、何とかしとこうよとか、こういう形も出てくると思いますので、そういうちゃんとした税のことを町民の皆様にはPRをしていただきたいなと思っております。

防災特区のほうは、町長のちょっとお考えもお聞きしたいと思いますけれど、大体のことはわかっておりましたけれど、もう少し詳しくお話し願うとありがたいなと思っております。よろしくお願ひします。

○町長 横江淳一君

防災特区の件につきましては、先ほど戸谷議員が言われました、いわゆる産業の特区のクライスター形成特区、これに似せると、そんな大規模なものではありませんでして、実は海部郡4市2町、32万人が住まいし、名古屋の西隣のこの地域、ここはご存じのごとく、隣接しているところはあま市、そして大治、蟹江、飛鳥、まずこれを対象にした場合、特に今回は大治町が全城市街化区域なんですね。そこに市街化調整区域の時代につくったであろう排水機が、団地で管理している排水機もあれば、町が管理している排水機があると。これも我々地域と同様、老朽化が避けられません。維持管理のためにやはり更新をしっかりとやっていかなきゃいけないのが、大変更新のお金が億単位でありまして、下手すると能力によっては10億近いお金と年数がかかります。

そういう意味で、流れが一つ池のようなものではありませんので、川は北から南までしっかり流れております。ですから、逆に日光川の支流の地域、木曾三川の支流のこの地域の一体の市街化も市街化調整区域も含めたこの地域、いわば海拔ゼロメートル以下のこの扇状地を一体として、日本で冠たるデルタ地帯だという位置づけをして、防災特区という大きな枠の中に入れることによって、まずは排水機、市街化区域を流れる川の管理する排水機、調整区域を流れる管理の川の排水機も含めたすべての排水機がこの特区という縛りの中で管理ができるといいねという考え方が一つありました。

それともう一つは、今現在この4市2町1村、海部郡一帯の下水道計画が今進んできております。蟹江町も21年同時供用開始をさせていただきましたが、まだまだ緒についたばかりでありまして、30%にも普及率が満たない状況であります。そうはいうものの、蟹江町が一番まだ31%ぐらいいっておりますので、一番普及率、接続率が高い状況にはありますけども、そういう中であって、市街化調整区域のほうにもその下水道をもっていくに関しても、こういう防災特区であれば、それに対しての例えば国からの補助金、県からの補助金がいただけないかと、排水に関する。そういうことも要望させていただきたい。

それと、県知事が奨励をしておみえになります市街化調整区域のいわゆる規制緩和、このことも含めて調整区域と市街化区域との割合をそれぞれの地域、やはり事情がありますので、海部郡しっかり持ち寄りながら全体を防災特区として格上げをしていただき、国の事業費を持ってきていただけるとありがたいなと、こういう観点のもと、申請にお邪魔をしたということが事実でありますので、また、細かいことにつきましては、それぞれお家の事情、地域の事情がありますので、また、我々としてはこれからしっかり詰めていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

○3番 戸谷裕治君

どうもありがとうございます。

ぜひ名古屋西のためにもお進め願ったらありがたいと思っております。

先ほど3番のアグリフロンティア創出特区の件ですけれど、これは研究ということで私はご質問いたしております。これは出された段階で、まだ1月もたってない話でございますので。そして、蟹江町は農家といいますが、大規模農家はありません。ですから、なかなか産業が入ってくるとか、そういうことは難しいと思っております。ただ、先ほど申し上げたとおり、どうしても蟹江町は防災のときは水害が想定されると。そうしますと、今は農林水産省の管轄の排水機ばかりですので、これを国土交通省とかそういうところをお願いすると、5年10年ではまた済まない話になってくる可能性があります。その間にも何かが起こってくるだろうなという想定はしておかないとだめですので、どうしても蟹江町の農業というのは今現在、本当に必要です。そして、少子高齢化になったときに、本当にあの辺が広大な市街地になるとか、そういうことは今現在僕は考えるべきじゃないと思っているもので、あの地域、農振地域も大事にしていきたいなと思っております。

本当に人口予測でいきまして、2,100万人が一挙に2040年には減っていくということですから、これは現実の事実として受けとめながらやっていかないといけないと。ただ、全国一律1,800以上の市区町村で1万人以上ということになりますけど、都会とか、地方とか、いろいろなことが減少率もあります。ただ、都会に比べると、地方はまだこれからは少しは未来は明るいですよということがうたわれております。

都会のほうが高齢化率が物すごく高く、そして、都会に住んで本当に、ちょっとお話ししますけれども、東京の目黒区をご存じですよ。お金持ちの住まれるところですね。現在は若者も流入しております。ですけれど、そこはもう地価が高くて、今住んでおられる方が高齢化しますと、そのまま居ついちゃうと。そして、そこが、ちょっと口は悪いですけど、老人ホームみたいになっちゃうという予測もされております。そういう事態には地方はならないと。

2040年からは我々団塊の世代の教育長とか、みんなはどんどん亡くなっていく時代になってきます。その一番人の多い時代が亡くなっていくということですから、医療負担というのはそこで一旦はとまる可能性があります。ですから、そういう地方というのは、この地域にいたしましてもそこそこ医療設備も整っております。だから、都会のそういう人口密度が高いところはなかなか医療機関、福祉関係というのは物すごくお金がかかるもので、どんどん地価が高いですから、できない状態になっております。ですから、地方というのはなかなか、また地方と申しませんが、もう私から見ると、近隣が名古屋市です。ですから、住むには蟹江町という感覚でこれからもPRしていきたいなと思っておりますので、こういう質問をさせていただきます。

何とぞよろしくご検討願って、未来の子供、孫のために我々の世代でなしに、その次の世代のために頑張っていきたいと思いますので、皆様もご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で戸谷裕治君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後 4時33分)